

第二編 歷史

第二章 原始・古代

第一節 旧石器時代

約二百万年前、地質学上、第四紀と呼ばれる時代に入った。第四紀は、約一万年前を境に、それ以前の更新世（洪積世）とそれ以後の完新世（沖積世）に分けられている。

人類の歴史は、この第四紀・更新世に始まる。

最古の人類といわれる猿人（アウストラロピテクス）がアフリカに生存していたのは、約二百万年から百万年前（前期更新世）のことである。彼等は、二本足で直立歩行をし、礫の一端を打ち欠いて刃を付けた石器＝礫器（チヨッパ）を使っていた。

ついで、約百万年から八万年前（前期更新世）になると、ジャワ島にはジャワ原人（ピテカントロプス）が、北京郊外の周口店には北京原人（シナントロプス）が現れた。この二つの人類及びこれと同時代に現れた人類を総称して原人（ホモ・エレクトス）と呼んでいる。アフリカ、ヨーロッパ、インドに住んでいた原人たちは「礫

を……両面からの打ち欠きによって、先端および両側辺を鋭利に仕上げた大型の石器」（注1）であるハンドアックス（握槌、握斧）を、また中国や東南アジアでは猿人のものよりはるかに進んだ礫器（チヨッパ、チヨッピングトール）を使っていた。なお、北京原人は、「最初に火を作ることを知った人類」（注2）とされている。

約八万年前から三・五万年前にかけて（中期更新世）、旧人（ホモ・ネアンデルタール）が活動していた。猿人・原人たちが礫から剥片（レキ）を剥ぎ取り礫の核で作った石器（礫器）を使っていたのに対して、旧人は剥ぎ取った剥片を素材として加工した剥片石器を使用した。ヨーロッパでは、剥片尖頭器も多く使われていた。寒期には洞穴・岩陰に住み、死者は埋葬していたらしい。

旧人の滅んだ約三・五万年前から一万年前（後期更新世）、現在の人類の直接の祖先であるクロマニオン人などの新人（ホモ・サピエンス）が現れた。この頃になると、礫から剥片を剥ぎとる技術がより発達し、石刃技法が生み出された。石刃技法というのは、石刃つまり「長さ幅の二倍以上ある剥片（ポルド 一九六八）」（注3）を大量に生産する技術である。「石刃はそのままでも使

えるし、さらにこれを素材として加工すれば、さまざまな武器や工具ができ」（注4）る。やがて、一万四千年ぐらい前になると小型の石刃を加工して、さらに小さな細石器が造られるようになる。彼等は、洞穴や岩陰に住むことが多く、彫刻や洞穴壁画も残している。

これらの猿人・原人・旧人・新人等が使用していた石器は、石核石器・剥片石器の違いはあっても、いずれも単に石を打ち欠いただけのものであった。このような石器を打製石器というが、この打製石器を製作・使用していた時代を旧石器時代という。そして、この時代は、地質学上の更新世とほぼ一致している。旧石器時代は、前期・中期・後期に区分され、大まかには、猿人から原人の時代（前期更新世）を前期旧石器時代、旧人の時代（中期更新世）を中期旧石器時代、新人の時代（後期更新世）を後期旧石器時代としている。

一方、わが国では、昭和六年直良信夫氏が兵庫県明石市西八木海岸の断崖から崩落した堆積物の中からヒトの腰骨を発見、昭和二十三年長谷部言人氏は保存されていた石膏模型（腰骨は空襲で焼失）から壮年男子の化石骨と推定、その形態の原始的特徴から北京原人に匹敵するとしニッポナントロプス・アカシエンシス（明石原人）

と名付けた。しかし、最近その古さについて、再び疑問がもたれはじめている。

さらに、直良氏は、栃木県葛生町の石灰岩採石場にあった哺乳動物の化石骨の中から上腕骨を検出した。氏は、この人骨の持ち主を葛生原人と名付け、前期更新世に属するものとした。しかし、その特異な形から人骨ではないとする意見もある。

日本では、原人と断定出来る人骨は、まだ発見されていないとするのが穏当であろう。

しかし、旧人段階以降になると事情は変わってくる。まず、旧人については、愛知県豊橋市牛川町の石灰岩採石場から発見された左上腕骨と右大腿骨がある。発見された場所にちなんで牛川人と命名された。牛川人は、中期更新世の初めに属し、ネアンデルタール人と類似した特徴をもっているとされている。

ついで、新人段階では、三ヶ日人（静岡県三ヶ日町）・浜北人（静岡県浜北市）・聖岳人（大分県本庄村聖岳洞穴）・岩戸人（大分県清川村岩戸遺跡）・山下第一洞人（沖縄県那覇市山下町第一洞穴）・港川人（沖縄県具志頭村港川）などがある。これらは、人骨の形態学的研究・伴出した絶滅哺乳動物化石・フッ素含有量¹⁴C年代

測定などによって、後期更新世の人類であることが確実になった。その中で、最も古いとされているのが山下第一洞人で、人骨付近から出土した木炭を材料に¹⁴C年代測定を行った結果、およそ三万二千年前の人類であることがわかった。まさに、誕生期の新人である。

以上、人骨の面から日本列島にも、旧人・新人など更新世人類がいたことがわかった。

戦後、岩宿遺跡発掘以来、旧石器時代の遺跡の発掘・調査は著しく進み、これに伴って、人工遺物特に石器の出土数も増え、時代の様子が少しずつ明らかにになりはじめた。

前期旧石器時代

石核石器の使用、および、石核石器・剥片石器（尖頭器・削器）併用の時代（芹沢長介氏は、わが国の旧石器時代を、前期と後期に二分し、その境界を一応三万年前としている）。

わが国で、最も古い遺跡として挙げられているのが、次の二つである。

一つは、別府湾の北側にある、早水台遺跡（大分県日出町）である。芹沢長介氏によれば、この遺跡の最下層から出土した石器は、主として、石英脈岩と石英粗面岩を材料とし、チョップパー（片刃の礫器）、チョップピング

トゥール（両刃の礫器）、ハンドアックス（握斧）が石器総数の四四割を占めており、その石器の古さは、だいたい十二万年から十万年前と推定されている。

その二は、最近注目を集めている宮城県座散乱木遺跡である。この遺跡からは、土器をもつ石器文化を最上層に、13層上面（12・13層は約四・一〜四・二万年前）と15層上面（15層は約四・二〜四・四万年前）からチョップパー、チョップピングトゥール、尖頭器、各種の削器などの石器が発掘されている。さらに下位の地層からも石器が出土し、20層以下の石器は、約十三万年前にさかのぼると推定されている。

後期旧石器時代

石刃技法とナイフ型石器の出現する時代（およそ三万年前ごろから一万年前ごろまでの間）

前述の岩戸人が暮らしていた大分県岩戸遺跡は、この時代の遺跡の一つである。岩戸人の生活面（以前二層の除土作業が行われており、発掘時は二〇センチ掘り下げた）から、ナイフ形石器を中心に、敲石、チョップパー、スクレーパーなどが見つかった。石器、剥片、破片まで含めて一、三八四点、推定年代は、およそ一万八千年前である。その他、コケシ形石偶も発見され、ヨーロッパ

パ、シベリアのビーナスと年代的にも一致し、文化伝播を考える上で、注目を集めている。

後期旧石器時代の地層の上に新しい文化層を有するものがあり、これらには、新潟県荒屋遺跡・長野県矢出川遺跡などがある。両遺跡からは、主に細石刃と彫刻刀が出土している。これらは、非常に小形の石器であるため細石器と呼ばれ、旧石器時代終末期（およそ一万三千年前ごろから一万年前ごろまでの間）に現れた。

また、長崎県福井洞穴での出土状況——1層（八千五百年前）・押型文土器と石鏃、2層・爪型文土器と細石器、3層（一万二千四百年前・一万二千七百年前）・隆線文土器と細石器、4層・細石器、7層（一万三千六百年前）・細石器、9層と15層（三万二千九百年前）・サヌカイト製の大型石器——は、後期旧石器時代の終末期から縄文時代への継起的発展（細石器→土器→細石器→縄文式土器→石器）を暗示するものとして興味がある。

九州中南部では旧石器時代の調査に立ち遅れが見られ、鹿児島県では昭和四十一年に初めて出水市上場遺跡の発掘調査が行われた。その後調査が進んで、現在確認された遺跡数は三十七カ所に達したが、後期までさかのぼる遺跡は六カ所に過ぎない。

上場遺跡は基準となる遺跡で、六つの文化層と二基の住居址が発見された。住居址は第4層上面から掘り込まれ、一基はほぼ円形で径三・五^{メートル}、深さ七〇^{センチメートル}、今一基は楕円形で長径七・三^{メートル}、短径三・七^{メートル}、深さ六五^{センチメートル}の堅穴状の住居址で柱穴があり、床面に木炭粉などが見られる。

汎世界的気候温暖化の時期に複合利器（細石器）が出現するが、南九州では、その時期の遺跡としては鹿児島市の加栗山遺跡・加治屋園遺跡がある。加栗山遺跡は細石器七万点、三八ユニットが検出され、石器組成は細石刃・細石核・スクレイパー・剥片・尖頭器・槌石のほか縄文文化の色彩の濃い石鏃一三点・磨製石斧一点・大形加工台形石器一点が出土している。加治屋園遺跡は石器組成は細石刃・細石核・搔器・削器のほか、一四点の土器片を共伴し、そのなかには短い粘土紐を貼りつけたものがみられた。細石核では凝灰岩質頁岩のうすい円礫を素材とした南九州特有の細石刃核が主体となっている。

南九州の細石器文化は一方では細石刃・細石刃核・搔器・削器だけの単純な石器組成があると同時に他方では、縄文的要素を加えるなど、旧石器時代の終末現象の

上に、地域性が加わって複雑な様相を示している。」

(注5)

引用および参考文献

注1 芹沢長介『旧石器の知識』東京美術

注2 注1に同じ

注3 注1に同じ

注4 注1に同じ

注5 河口貞徳「鹿児島県考古学の問題点・総説」『鹿児島

島考古』第20号鹿児島県考古学大会

鈴木 尚『化石サルから日本人まで』岩波書店

鈴木 尚『日本人の骨』岩波書店

芹沢長介『日本旧石器時代』岩波書店

藤岡謙二郎編『日本歴史地理総説』総論・先史編吉川弘文館

戸沢充則『日本の旧石器時代』『講座日本歴史』1 東大

出版会

松藤和人「2旧石器時代人の文化」『日本の古代』4 中

央公論社

岡村道雄「日本の前期旧石器文化」『季刊考古学』第4号

雄山閣

上野佳也「旧石器時代」『国史大辞典』4 吉川弘文館

第二節 縄文時代

今から約一万年前、地質学上の時代は、更新世から完新世へと移った。最後の氷期であるウルム氷期が終わ

り、気候は温暖化する。この気候の温暖化という新しい環境の変化に対して、人類の新しい対応が始まった。それは、技術面では磨製石器や土器の製作・巨大墳の築造、生業面では家畜の飼育と原始農耕の開始である。かくして、新石器時代は始まった。

ちようどその頃、日本列島でも同じような胎動が起こった。技術面では精巧な磨製石器・土器・骨角器の出現、生業面では家畜はイヌにとどまり農耕に関しては今一つきめ手がないが、漁労の存在を示す貝塚がある。まさに、新石器文化である。

わが国では、この文化を、この時代出現した土器の特徴（表面に縄目の文様がある）から、縄文文化と呼んでいる。そして、この文化が行われた時代を縄文時代という。また、縄文時代は、土器の器形や文様の推移によって、早期・前期・中期・後期・晩期の五つに区分されている。期間は、およそ一万年ぐらい前から弥生時代の始まる二千年ぐらい前の約八千年の間である。

縄文人の生活について簡単に触れよう。

住居は、早期には日当たりのよい丘陵またはその縁辺の洞窟や岩陰を利用し、前期以降になると竪穴式・平地式・高床式のものや営むようになってくる。しかし、そ

れは定定的というよりも、むしろ自分の縄張りを或る期間ごとに巡回放浪的に居住するという形のものであった。

食糧は、狩猟・漁労、植物採取などに頼り、季節ごとに動植物の採取をうまく組み合わせ、年間を通してその平均化に努めていた。

温暖化による落葉広葉樹林が拡大するこの時期、その林に好んで生息し繁殖したシカ・イノシシは、他の哺乳動物に比べて圧倒的に多く狩猟の対象となった。狩猟の方法は、石鏃の出現による弓矢の使用、落とし穴や追い込みによる撲殺、イヌの使用などである。

漁労は、縄文時代になってはじめて現れる技術である。温暖化の進行による氷河の融水は、海面上昇による海進や湖面上昇をもたらす。海進によって新しく出来た浅い海からは、アカニシ・ハマグリ・カキなどの貝類が、マグロ・ボラ・タイ・サバ・カツオ・ヒラメなどの魚類がとれ、広がった湖沼からも多くの淡水魚を得た。縄文時代後期の減暖期は勿論のこと、海との関係なくしてこの時代の生活は成り立たなかったであろう。

食用植物の採取は、気候と植生の影響をともに受ける。

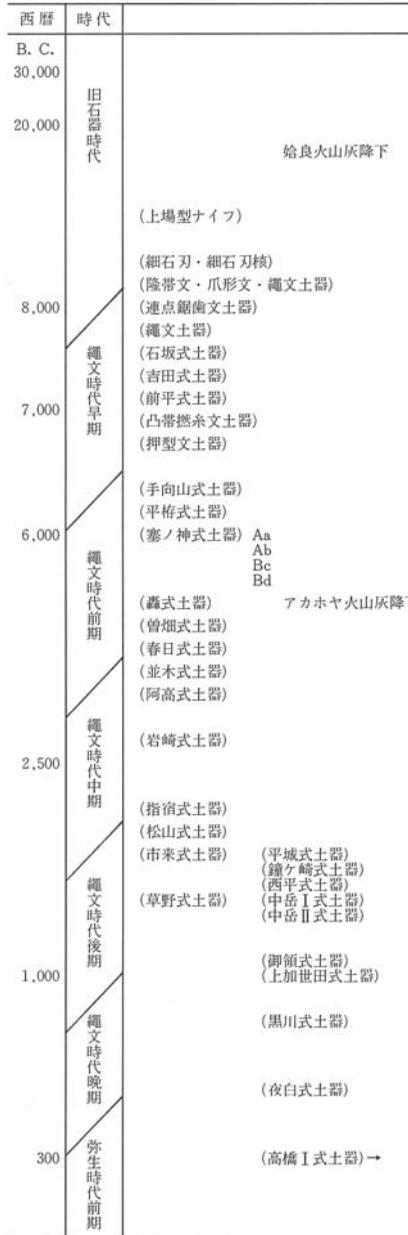
縄文時代早期 気温の上昇によりモミ・マツ・ツガなどの針葉樹林にかわり、ブナ・ナラなどの落葉広葉樹林が優勢になる。西日本では、クルミ・クリの採取が盛んであった。

縄文時代前期・中期 晩氷期以降、最も温暖化が進むこの時期（平均気温は現在より二〜三度高い）は、前代優勢だった落葉広葉樹林を、南から押し上げるように、カシ・シイなどの照葉樹林が北上し、東日本の海岸沿いの地域まで達する。それに伴い、クルミ・クリ・ドングリ・シイ・カシなどの堅果類、アケビ・ノブドウなどの果実類、ヤマイモ・ヒガンバナ・テンナンショウ・ワラビ・クズなどの根茎類、その他木の芽・フキ・セリ・キノコなどを加えた食用植物の量・種類共に増大し、年間を通してその採取が可能になった。

縄文時代後期・晩期 紀元前二三〇〇年ごろから目立って気候が悪くなり前代に比べて三〜四度低温になった。冷温多雨の悪天候によって内陸部に住んでいた人々は、植物資源に頼れない状況が生まれ、その土地を捨てて移動し、住居を海岸や湖岸に求めて集まった。

ところで、鹿児島県の縄文式土器の編年は、次の通りである。

鹿児島県縄文式土器の編年



『鹿児島大百科事典・別冊』所収の「鹿児島考古年表」から

縄文時代といえは貝塚を連想するが、南九州では貝塚の数は極めて少なく、形成された時期も二度に限られている。

最初のもは縄文時代前期の轟式土器の時代で、二番目のものは縄文時代後期の市来式土器の時代である。

最初の貝塚形成期直前に、鬼界カルデラの大爆發が起こった。鬼界カルデラは、佐多岬の南西約四〇キロにあり、現在は中央火口丘とされる硫黄島（鬼界島）を残し

て海底に陥没している。

この火山が、およそ六千三百年前、大爆發を起こし大量のアカホヤ火山灰（軽石・火砕流・火山灰）を噴出した。

火口から半径一〇〇キロの範囲（種子島・屋久島・薩摩半島・大隅半島）は、噴火後瞬時にして火砕流（七〇〇度C）に襲われ、その地域の生物は壊滅的打撃を受けたとされている。火山灰は、遠く中国地方・朝鮮半島に

達し、五〇センチ以上積もった地域は、四国・瀬戸内・紀伊半島まで及んでいる。

地元の研究者の間では、この爆発が、塞ノ神式土器の営まれた時期であったとみるか、あるいは、それに続く轟式土器の時期であったとみるか、見解の分かれるところである。これは、貝塚形成の担い手が誰であるかという重要な問題に繋がっていく。但し、爆発が貝塚形成の原因であるという点では一致している。

二つの見解を列挙すると次の通りである。

その一は、「西日本に照葉樹林帯が致着した時期は、安田氏の分析では、六五〇〇年B.P.頃であり、ちょうど縄文時代早期と前期の境いにあたっている。前田氏の分析では、アカホヤ火山灰層を境に植生の交代が顕著であるとのことである。これらのことから、西日本に照葉樹林帯が到着し、早期文化に刺激を与え前期文化へ発展する時期に鬼界カルデラの爆発が起り、アカホヤ火山灰が降灰したことになる。そして、照葉樹林によって形成された南九州を核とする縄文早期文化（引用者注、塞ノ神式土器文化）は、アカホヤ火山灰の噴火によって壊滅状態となったと考えられる。その後、照葉樹林の定着に伴って発達した西日本の縄文前期文化は、しだいに植生が回

復した南九州へ進出したことが、轟式土器の南進によって裏付けられるのである。」（注一）その際、壊滅状態になった内陸部では動植物の獲得はむずかしく、生活の海への依存度は大とならざるを得ず、その結果、貝塚を形成することになる、とするもの。

その二は、「上述の遺跡が示す状況から見て、鬼界カルデラが噴出した時期は、轟I式と、轟II式との間（引用者注、轟式土器は、轟I式↓轟II式↓轟III式↓轟IV式へと推移する、とされている）であることがわかる。鹿児島県下で貝塚が初めて出現したのは、鬼界カルデラ爆発直後である。幸屋火砕流に被覆された地域は勿論、生物は絶滅したが、その他のアカホヤ火山灰降下地域にあっても相当の被害が生じたであろう。それまで貝を捕食する必要のない環境にあり、そのような慣習のなかった人々は、自然環境の激変に順応する道として、貝の捕食を始めたものである。南九州ではそれまで見られなかった貝塚が、薩摩半島から種子島へかけて発生している。」（注二）である。

もつとも、「確かに約六千三百年前、南九州はアカホヤ（鬼界カルデラ）に襲われた。あるいはその後、何百年かは人間が住まなかったかもしれない。しかし人が

戻ったということは、植物も繁茂したということ。従って火山灰は貝塚の成因とは関係なく、東京湾と同じように海進の影響だろう。」(注3) という意見もある。

第二の貝塚形成。その成因については、次の二つが考えられている。

その一つは、およそ四千年前から始まる急激な寒冷化である。この急激な気候の変化は、世界的規模のもので、日本列島は勿論、南九州でもその生態系に大きな混乱をまき起こした。内陸部での食料の確保は難しくなり、人々は、その生活を海への依存度を高めることによつて守らざるを得なくなつた。

これに対して、成尾英仁氏は、約四千年前に起こった開聞岳の噴火に求めている。噴火による黄ゴラの堆積は、薩摩半島南部の植生を破壊し、それに依存する動物を減少させた。このことが、彼等の生活を海岸依存へと傾けさせた、とするものである。

いうまでもなく貝塚は、古代人の「ゴミ捨て場」である。今でも、家庭から出される「ゴミ」を見れば、その家庭の生活状態がわかる。貝塚には、当時の「ゴミ」がすべて残っているわけではなく、永い年月を経るうちに腐ったり溶けたりしたものも多いだろう。だから、「ゴ

ミ」によつて当時の生活の全容を知ることとは出来ない。しかし、大体の様子の見当はつく。そういう意味で貝塚は、その時代の人々の生活を知る有力な手掛かりとなる。

そこで、市来式土器の名のにもなった遺跡、市来貝塚でそれを見ていこう。

市来貝塚は、日置郡市来町川上、八房川中流左岸の河岸段丘北側の斜面にある。標高一六^ミ。現在の海岸から三^キ入った場所である(当時は、ここまで海が入り込んでいた)。

土器以外の生活遺物は

- ・石器 石鏃、石匕、磨製石器、打製石器、石皿、岩偶様加工品、軽石環など。
- ・骨角器 かんざし、垂飾(すいじやく)、釣針、鯨椎骨製土器製作台、貝輪(南海産のオオツタノハを素材)など
- ・獣骨 イノシシ、シカ、カモシカ、イヌ、タヌキ、アナグマ、ムササビ、サルなど
- ・貝類 カキ、アカニシ、ハマグリ、オキシジミ、イエガイなど
- ・その他の海産物 カニ、エビ、サカナ、カメなど
- ・埋葬遺体 一体は仰臥伸葬(指宿式土器を伴うもの)

二体は屈葬（市来式土器を伴うもの）

市来式土器を営んだ人（以下、市来式人と呼ぶ）は、山野では、石鏃で作った弓矢で、落し穴やイヌを使つた追い込みで、イノシシ・シカなどを狩つた。そして、石ヒで獲物の皮をはぎ、肉は食料に皮は衣服に骨は骨角器として利用されたことだろう。また、季節ごとに採れるドングリの実やクズ・ヒガンバナなどの根茎類は、石皿ですり潰し水でさらして毒やアクを抜き、干して粉にしてパンを焼き、野生のヤマイモ・サトイモも、大切な食料になつただろう。海では、種々の貝がとれ、獣骨で作つた釣針・モリ・ヤスで魚をとつていたが、もしかすると網も使つていたかも知れない（武貝塚や木ケ暮貝塚では、底に網の型がついた網代底といわれる土器が出土している）。

ところで、土器の出土状況を、この時代の代表的遺跡である市来貝塚・草野貝塚（鹿児島市下福元草野賀呂）・木ケ暮遺跡（鹿児島市別府町木ケ暮）・武貝塚（桜島町武）から図式的に描いてみると、下層は指宿式土器、上層は市来式土器を主に少量の西平式土器（熊本県八代郡竜北町高塚西平の貝塚出土の土器を標式とする）と鐘崎式土器（福岡県宗像郡玄海町鐘崎に隣接する上八貝塚

出土の土器を標式とする）が共伴、そして中層にあたる部分では指宿式土器と市来式土器が混在する形となっている。

層位的には、指宿式土器と市来式土器は、下層・上層の關係にあり、両者に、時間的前後關係があるだけでなく系譜的な繋がりのあることも示している。つまり、市来式土器文化は、指宿式土器文化の基盤の上にそれを継承発展させたものであると言えよう。

この二つの型式の土器の分布状況を対比してみると、①指宿式土器だけを出土する遺跡、②指宿式土器（下層）。市来式土器（上層）の両方が出土する遺跡、③市来式土器だけが出土する遺跡、の三つのタイプに分けられる。①のタイプは山間部に、②③のタイプは海岸部に、それぞれ偏在している。

もともと、指宿式土器を営んでいた人（以下、指宿式人と呼ぶ）は、狩猟・植物採取によつて暮らしを立てるか、もしくは、それを主として副次的に漁労もしながら生活を立てるか、のいずれかであった。ところが、前述の理由で、従来の方法では食糧確保がおぼつかなくなり、漁労への依存度を高めざるを得なくなつた。

この新しい事態に対処するため、山間部に住んでいた

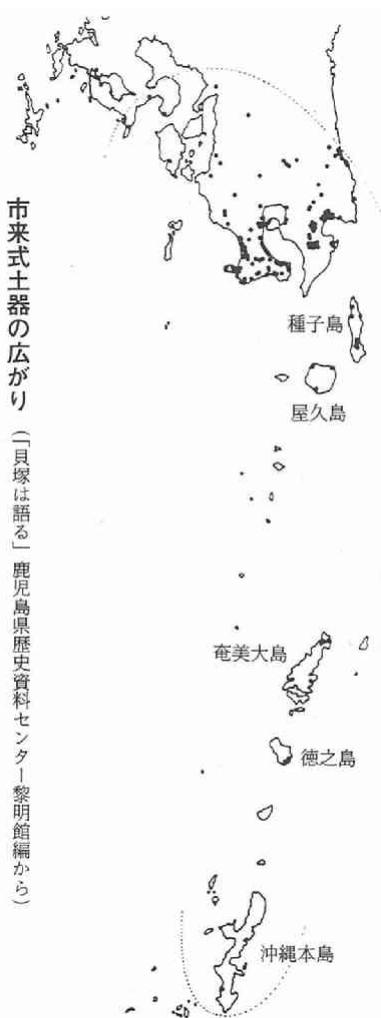
指宿式人の多くは海岸部へと移動をしなければならなくなった。そして彼等は、前から海岸部に住んでいた指宿式人と共に、新しい生活環境の中で徐々に海人的要素を身につけながら、市来式人へと変身していくのである。

また、この二つの型式の土器の分布を文化圏という観点からとらえると、指宿式土器が南九州に限定されているのに対し、市来式土器は南九州を中心に、九州の西海岸では長崎県橘湾沿岸・東海岸では大淀川周辺・南は種子・屋久から奄美・沖縄まで、その広がりを見せている。

こうして、海岸に生活の依存度を高めた市来式人は、

すぐれた海洋的性格の持ち主で、やがて海を舞台に南北へと発展していった。他方、北九州からは西平式土器・鐘崎式土器、南島からは貝輪の材料のオオタツノハ、などにみられるように南北の文物の受容も同時に行っている。正に、進取の気性に富む薩摩人の原型を見る思いがする。

「後期の市来式土器をもつ貝塚の分布は古典を通して推定される隼人地域の全面に分布している。……市来式人は九州の縄文中・後期人に比して著しく海人的である。市来式人に先行すると考えられる指宿式について見ても、本来は内陸的活動を行っていたと見られる。中



市来式土器の広がり

〔貝塚は語る〕鹿児島県歴史資料センター黎明館編から

後期における動きの中で、市来式人の活動圏が最も隼人地域に合致する。その生業的性格から見ても隼人の源流たるにふさわしく思われる。早期の貝殻文技法をもつた人々もその主体的活動圏は南九州であるが、後期の市来式人に至って

は、ほぼ古典における隼人世界の基盤を形成していたといつてよいのではなからうか。

市来式人は海人というにふさわしいが、狩猟活動も行なっている。そのあり方を見ておきたい。

市来式人においては海辺および、海上漁労の高まりは空前の高揚を見せている。貝の採集が行なわれている上に、内湾・外洋の漁労が行なわれている。クロダイ・スキ・ボラなどの内湾でとれる魚から、サメ・マダイのような外洋でなければとれない魚類まで漁獲されていることが、事実をうらがきしている。市来川上貝塚から四稜もある骨製釣針が多数発見されていることも、潜水漁労以外に外洋漁労が行なわれた証拠を語るものである。サメの歯の垂飾が発見されていることも外洋漁労民の一面を示唆している。彼らはしかしながら山野におけるハンターでもあったことは市来式土器を出す貝塚からイノシシ・シカ・アナグマ・ウサギ・サルなどの獣類キジ・カモのごとき鳥類が見出されることが語っている。おそらく彼等は、彼等の時代をめぐって、海洋的生活からはむしろ離れた生活をしていたと見られる縄文人に比して、より勇猛果敢な生活人であったものであろう。市来式人は漁労・狩猟民であることから、神話に登場す

る海サチ・山サチの生活集団、特に海サチにかかわる生活集団を想定せしめる。」(注4)

武貝塚

桜島で先史時代の遺跡として発見され本格的な発掘調査が行われたのは、武貝塚だけである。

発掘は、京都大学考古学教室によって、昭和十九年一月と昭和二十四年一月の二回にわたって行われた。

第一回については、くわしいことは分からない。

第二回は、京都大学小林行雄氏・同大学院生坪井清足氏・甲南高校村野守次氏・県史跡調査委員寺師見国氏(いずれも当時)、それに桜島出身の甲南高校生の協力を得て行われた。

以下、「桜島武部落の貝塚」(村野守次)・「考古学年報」(日本考古学会)の記述から抄出し、その概要をみることにしよう。

武貝塚は、桜島町武榎川の竹之内家の庭園(海岸近く、丘陵をなしている場所で海拔八^一)にある。

発掘は、第一回の地点から約五^一離れた場所で、奥行二^一、幅一・五^一、高さ二^一の範囲で行われた。

表面は昭和二十一年爆発時の火山灰に覆われ、その下に遺物の包含層が三層に分かれている。

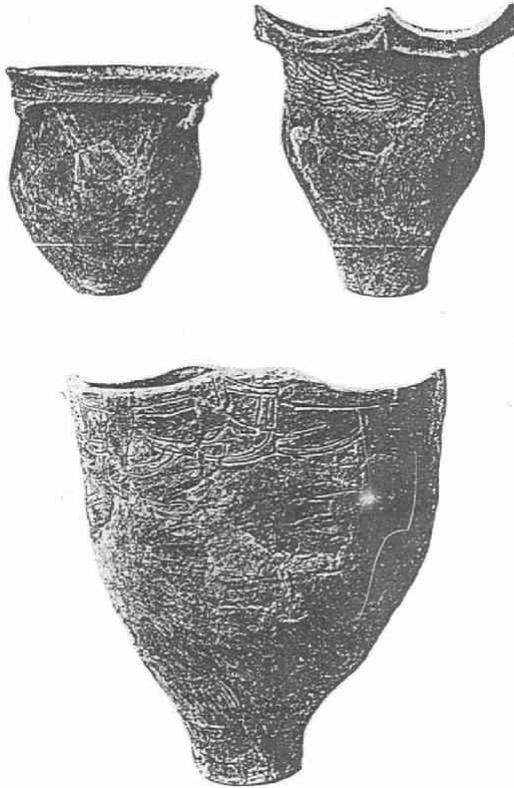
武貝塚の層序

昭和21年火山灰	表	土
市来式土器(多)黒 西平式土器(少)土	上	層
市来式土器(多)か 鐘崎式土器(少)き 巻貝	中	層
指宿式土器(多)黒 出水式土器(少) 鹿・猪の骨土	下	層

「桜島武部落の貝塚」村野守次から

上層(厚さ五〇〜六〇センチ)からは、市来式土器を主に、少量の西平式土器を伴出した。
 中層(厚さ五〇〜六〇センチ)は、上部の「かき」層と下部の「巻貝」層の二層に分かれ、「かき」層からは、上層の市来式よりやや古い市来式土器を主に、少量の鐘崎式土器を伴出し、「巻貝」層からは土器は出土しない。
 下層(厚さ二〇〜三〇センチ)からは、指宿式土器を主に、少量の出水式土器を伴出した。
 これらの土器の他に、イノシシ・シカ・サルなどの動物の骨、魚の骨、貝製の腕輪、当時の人々の食べたと思われる果物の種、磨製石斧などが出土した。

薩摩国鹿兒島郡西桜島村武貝塚出土縄文式土器



「京大文学部陳列館、考古学図録新輯」から

なお、この貝塚から出土した貝は次の通りである。
 ハマガリ、ヒメアサリ、ヘビガイ、イシダタミ、スガイ、カカシガイ、クリ、フレイシ、コシダカ、ガンガラ、キクザル、カガミガイ、バイ、カキツバタ、オナスキウツ、マツオブネ、アツキガイ、ヒバリガイモドキ
 最後に、武貝塚発掘による考古学的成果として、次の二つが上げられている。

- 1 縄文式土器の編年区分がはっきりした。

指宿式(武Ⅰ式) ↓ 市来式(武Ⅱ式) ↓ 市来式(武Ⅲ式)

+ + +

出水式 鐘崎式 西平式

ただし、指宿式(武Ⅰ式)から市来式(武Ⅱ式)への変化は、本遺跡において連続的に継起したものとすることは、なお資料不足である。

2 九州各地との文化交流があつたと考えることが出来る。

ここから発掘された縄文式土器の主体をなしているのは、鹿児島県特に薩摩地方に多い市来式土器である。それと共に、福岡県を主な出土地とする鐘崎式土器や、熊本県を主な出土地とする西平式土器なども伴出することから、すでに当時、九州各地との文化交流が行われていたことがわかる。特に、貝製の腕輪は、南島との交流もあつたことを立証させる。

なお、出土品は、京都大学考古学教室に保管されている。

引用および参考文献

注1 新東晃一「鬼界カルデラの爆発と縄文社会」Museum

Kuzushu 博物館等建設推進九州会議

注2 河口貞徳・西中川駿「鹿児島県下の貝塚と獣骨」季刊考古学第11号 雄山閣出版

注3 江坂輝弥「『貝塚を語る』を見て」南日本新聞 南日本新聞社

注4 国分直一「隼人源流考」島嶼世界との関連をめぐって―『隼人』社会評論社

塚田松男「花粉は語る」岩波書店

藤岡謙二郎編『日本歴史地理総説』総論・先原史編 吉川弘文館

坪井清足「縄文文化論」『日本歴史・原始および古代Ⅰ』岩波書店

上山春平『照葉樹林文化』中央公論社

鹿児島大百科事典編纂室編『鹿児島大百科事典』南日本新聞社

鹿児島大百科事典編纂室編『鹿児島大百科事典別冊』南日本新聞社

鹿児島県歴史資料センター黎明館企画・編集『貝塚は語る』―南九州の縄文文化―

河口貞徳「南九州後期の縄文式土器」考古学雑誌第42巻第2号
新東晃一「火山灰からみた南九州縄文早・前期土器の様相」
『鏡山先生古稀記念文化論攷』鏡山猛先生古稀記念論文集
刊行会

本田道輝「市来式土器」『縄文文化の研究』

南日本新聞社編『かごしま考古新地図』吉川弘文館

日本考古学会編『日本考古学辞典』東京堂出版

第三節 弥生時代

世界の各地域と同じようにわが国でも、狩猟・漁労などの採集文化の段階を経て、稲作を中心とする農耕文化の段階へと発展していった。

しかし、わが国の稲作農耕は、縄文文化発展の中から自生的に起こったものではなく、金属器・機織りの技術などと共に大陸からの伝来によって始まった。それは約二千三百年前のことである。

農耕がはじまると人々は、稲作に適した小河川流域などの低湿地やその周辺の高台、丘麓に集落を作り定住した。こうして「ムラ」は生まれた。農耕技術が発達し生産力が高まると、それぞれの「ムラ」は、富と力に多様性を持ちはじめてくる。豊かで力のある「ムラ」は、貧しくて力の乏しい「ムラ」を支配・統合し、やがて、「クニ」へと発展していく。それは同時に、「ムラ」ないし「クニ」内部での貧富の差の生起と拡大、そしてそれは支配、被支配の関係への転化の過程でもあった。

この時代、弥生式土器が製作・使用されていたので弥生時代といい、さらにそれは、土器型式の変遷によって、前期・中期・後期の三時期に区分される。

稲作農耕を中心とする大陸の新しい文化が最初に入ってきたのは、板付遺跡のある北九州地方である。それはやがて、瀬戸内海を通り近畿地方そして東日本へと広がり、九州でも東岸では海岸沿いに南下・伝播していった。

しかし、九州西岸沿いの地方では、北九州とほぼ同じ時期にその文化を受容したものと思われる。それは、板付遺跡と同時期の熊本県斎藤山遺跡、鹿児島県高橋貝塚によって裏づけられている。

ここで、板付遺跡と高橋貝塚の出土品を対比することによって、それを確かめてみよう（斎藤山遺跡は、板付遺跡とほぼ同内容）。

板付遺跡

東西約八五^ミ、南北一一〇^ミの環濠集落で、その西方に貯蔵穴が密集している。環濠の一部に小貝塚がある。

・土器 縄文晩期の夜臼式土器と、弥生前期の板付式土器の共存。

・石器 太形蛤刃石斧、扁平片刃石斧、石庖丁、磨製石鏃

・その他 紡錘車、炭化米、靱圧痕のついた土器

高橋貝塚
貝塚を中心に、東側に貯蔵穴、西側に住居跡がある。

・土器 夜臼式土器と弥生前期の高橋式土器（板付式土器と同型式）の共伴。

・石器 種々の打製石器。磨製の片刃石斧、方柱状片刃石斧、石庖丁、石鎌、石鍬

・その他 紡錘車、稲の苞ほうや芒のぎの圧痕のある甕形土器（Ⅱ高橋式土器、最下層の6層から出土）、貝輪（南海産のゴホウラ、オオタツノハを素材）、鉄器（腐蝕が激しく用途不明。斎藤山遺跡からも出土）。
両遺跡に共通するものを取り出すと

①夜臼式土器と板付式土器（高橋式土器）の共伴。

②石庖丁。③舂圧痕のある弥生式土器。炭化米（板付遺跡）。④食糧貯蔵用と思われる貯蔵穴。⑤紡錘車。

⑥鉄器（斎藤山遺跡と高橋貝塚）。⑦貝塚を伴う。
などである。

これらのことから、

① 弥生前期の土器（板付式土器）は、縄文後期の土器（夜臼式土器）の器形を主体として、これに朝鮮半島からの新しい技術や手法を摂取して成立した様式であるらしいこと。

② 稲の穂刈り用の利器である石庖丁、わけて、舂圧痕のある土器や炭化米の存在は、稲作農耕が行われてい

たことを証拠づけ、貯蔵穴の存在はそれを補強する役割を果たすこと。

③ 紡錘車は、糸を紡ぐ時に使用する道具である。紡錘車で紡がれた糸で織物が織られた筈で、大陸からの機織り技術の伝来を想定させること。

④ 鉄器文化もほぼ同時期に入ってきたこと。

⑤ 貝塚の存在は、まだ狩猟・漁労に生活の一部を依存しなければならぬ稲作農耕初期の状況を教えてくれること。

などがわかる。

このように、従来考えられていたよりもずっと早く、弥生時代前期初頭（約二千三百年前）すでに、稲作・鉄器・機織りなどに代表される弥生文化は薩摩半島西海岸に到達した。

やがて、日置郡吹上町黒川洞穴（夜臼式や弥生前期・中期の土器出土）・同郡松元町東昌寺遺跡（弥生後期後半の土器出土）・国分市口輪野洞穴（弥生前期の住居跡）など、薩摩半島内陸部から鹿児島湾沿岸部にかけて浸透していった。

中期になると、この波は大隅半島にも伝わった。それは、鹿児島湾沿岸部に始まり、やがて内陸部へと浸透し

ていった。山ノ口式土器（肝属郡大根占町山ノ口遺跡出土土器を標式とする）を出土する遺跡の分布が、そのことを教えてくれる。

それらの中で目をひくのが山ノ口遺跡である。「三次にわたる発掘の結果この遺跡は、大略幅二〇^〇以上長さ五〇^〇以上の地域につくられた弥生中期の遺構であつて、その内容は、いくつかの環状配石の組み合わせである。この遺跡が大根占の沖積平野の南隅にあたる位置にあることからして、この平野地帯に農耕を行っていた住民たちが残した共同の遺構であつたろうと思われる。」（注一）あるいは、大隅半島における弥生文化の橋頭堡であつたのかも知れない。

また、肝属郡串良町吉ヶ崎遺跡（肝属川を南に見下ろす標高三〇^〇以上の舌状台地上）から出土した山ノ口式土器・磨製石器や住居跡などから、鹿児島湾岸の弥生文化が肝属川流域の肝属平野に伝わつたことが分かり、さらに、「中期後葉になると鹿屋市王子遺跡のように、シラス台地の縁辺部に、住居址数が推定三〇〇^〇基を超える大集落も出現する」（注二）が、彼等の生活を支えたのも台地下の肝属川流域の沖積平野を舞台とした稲作であつたろう。なお、この王子遺跡からは、山ノ口式土器と共

に少数ではあるが瀬戸内系の矢羽状透しが施されている高趾・凹線を巡らす長頸壺が出土している。このことは、従来南九州の弥生文化が北九州文化の影響を強く受けていたのに対し、新たに瀬戸内・東九州を通して畿内文化の影響を受けるようになったことを示唆し、大隅半島における弥生文化に新たな転機を迎えたことを教えてくれる。

こうして、弥生文化の中心は、鹿児島湾岸から肝属川流域・志布志湾岸沖積平野に移り、ここでその盛行をみのちの南九州唯一の古墳文化の母胎を作つた。その他の地域では、弥生文化は停滞し、後期にいたつても、その停滞から脱することは出来なかつた。

南九州は、ほぼその全域を火山灰台地で覆われている。この火山灰台地は、その繁茂した森林の中で動物や植物を獲得するには格好な場とはなり得ても、稲作農耕を営むには余りにも不適當な環境であつた。このことが稲作農耕の受容・発展を阻害し、弥生文化の停滞をもたらした原因であろう。

桜島の弥生式土器

「桜島では弥生式土器が次の地点から発見される。

西桜島では小池（横山）赤生原、武、藤野、西道、二

俣、白浜などの諸部落であり、東桜島においては古里の改新小学校付近の湯之の中学校の校庭下から発見される。

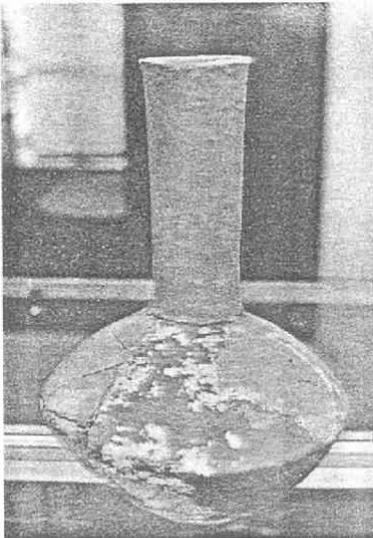
これらの地域は殆んど開墾されているために破片として出土するだけで完全なものは見当たらないようであるが、小池（横山）の藤崎氏の井戸堀の折に出土した弥生式の壺は古式に属する。」（注3）これらの土器が弥生どの型式のものに属するかは不明であり、従って、近隣地域との関係もわからない。

この他に、「頸が非常に長く、文様に重孤文を使用している弥生式土器の一種である重孤文式土器も武から出土している。」（注4）

この土器は、免田式土器（熊本県球磨郡免田町本目遺跡出土土器を標式とする）とも呼ばれ、熊本県南部を中心に佐賀県から沖縄県まで分布している。何故か熊本県中部と大隅半島では出土例がない。

この土器の特色について、「かごしま考古新地図」（南日本新聞社編）は鹿児島・肥後両考古学会の合同研究会の様子を紹介する形で次のように述べている。

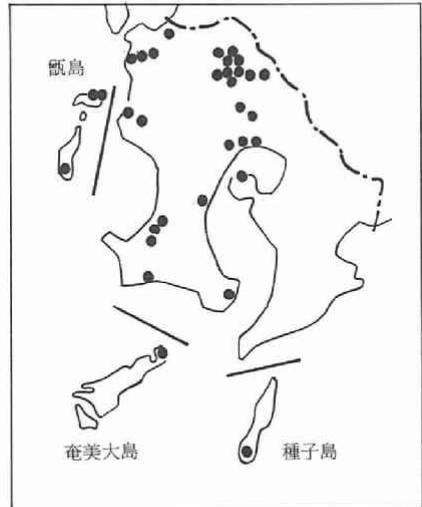
① 土器型式は長くて五十年で変わるといわれているが、この土器は、弥生時代中期から古墳時代にくいこむ長期間使用されている。



堂前遺跡出土の免田式土器

「かごしま考古新地図」南日本新聞社編から

免田式土器出土遺跡分布図



「かごしま考古新地図」南日本新聞社編から

② 一遺跡から一個体分の量しか発見されていない。

③ 出土は、住居跡・集落・古墳など多方面にわたっているが、特に埋葬遺跡からのが多い。

以上から、この土器は、儀器として使用されたか、あるいは、権威の象徴として用いられていたらしい、と。

このことを前提にして考えると、免田式土器を出土した桜島(武)は、分布の上からは肥後勢力圏またはそれに連らなる薩摩勢力圏に属し、その特色からは儀器使用の舞台として何らかの特別な場所であつたらしいことが浮び上がってくる。

今後の研究をまちたい。

引用および参考文献

注1 河口貞徳「山ノ口遺跡」『立正考古第21号』立正大
学考古学研究会

注2 河口貞徳「鹿児島県考古学の問題点・総説」『鹿児島
考古第20号』

注3 村野守次「桜島武部落の貝塚」『鹿児島国立公園園
補地学術調査報告』

注4 注3に同じ

鹿児島大百科事典編纂室編『鹿児島大百科事典』南日本新
聞社

南日本新聞社編『かこしま考古新地図』雄山閣

河口貞徳「山ノ口遺跡」『鹿児島県文化財調査報告書第七集』

阿久根市誌編さん委員会『阿久根市誌』

大口市郷土誌編さん委員会『大口市郷土誌・上巻』

鹿屋市史編集委員会『鹿屋市史・上巻』

日本考古学協会編『日本考古学辞典』東京堂出版

近藤義郎「弥生文化論」『日本歴史・原始および古代』岩波
書店

第四節 古墳時代

古墳時代は、古墳が文化の指標となつている時代である。古墳は、古代に営造された高塚をなす墳墓で、その型式により円墳・方墳・前方後円墳などに分けられている。この文化は、三世紀後半ないし四世紀初頭に始まり、八・九世紀のころまで続いた。しかし、六世紀後半からは、飛鳥時代―奈良時代―平安時代……と別の基準による時代区分がなされており、古墳時代は、その文化の中葉にして飛鳥時代へと接続されていく。

弥生時代から始まった農業は、鉄製農具の普及・土木技術の発達による水田の拡大・灌漑施設の整備等で、生産力を高めていく。これに伴って、共同体(ムラ)内部の貧富の差は拡大し、少数の支配者とその支配の下におかれる人々の集団とに分裂した。

「ムラ」は、より強大な「ムラ」に征服され「クニ」へと統合され、キミがその支配者となった。やがて、こ

これらの「クニ」も、より強大な「クニ」に征服・統合されて「国」となり、オオキミによって支配されるようになった。こうして、三世紀後半大和地方に成立した王権が、大和朝廷である。

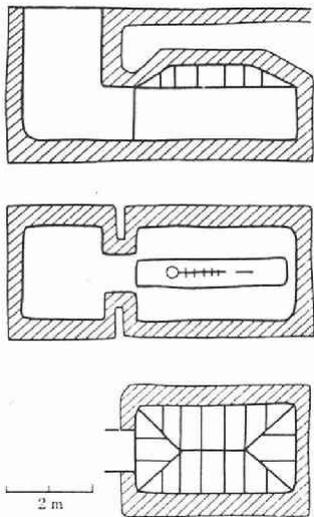
ちようどこの頃、大和地方を中心に古墳の築造が始まり、その後、次第に全国へと波及していった。大和朝廷の勢力圏拡大と軌を一にしている。

この古墳文化が九州北部に上陸するのは、四世紀前半である。

南九州へは、二つの経路を通して伝播してくる。一つは、九州東岸沿いに日向の西都原や本庄地方を経て五世紀中葉志布志町ダグリ岬（飯盛山古墳）へ、ついで、五世紀後半には肝属平野に到達し、大塚古墳・横瀬古墳などの大規模な前方後円墳をはじめ飯隅古墳群、唐仁・塚崎古墳群などにみられるような多くの古墳が築造された。もう一つは、西岸沿いに肥後から薩摩北部に伝わり出水郡長島町などに僅かに見られる。しかし、肝属平野のそれとは比べべくもない。

ところで、南九州には、前記の畿内型の高塚古墳の他に独自の埋葬形態をもった墳墓がある。それは、地下式土壙・地下式板石積石室・立石土壙墓の三形式である。

地下式土壙模型図

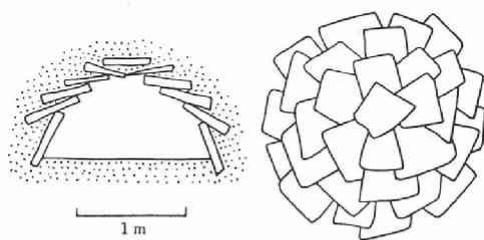


「熊襲と隼人」井上辰雄から

地下式土壙は、「まず地表から垂直に約三びばかりの堅坑を掘り下げる。そしてそれから直角に掘りひろげて、羨道と墓室を造り上げる。墓室の天井部は、寄棟や切妻形の屋根をつけるのが多い。その下に軽石のブロックで石棺を安置する。地表の穴は板石でふさぐがその上に封土を盛ったり、墓標を置くようなことはしない。

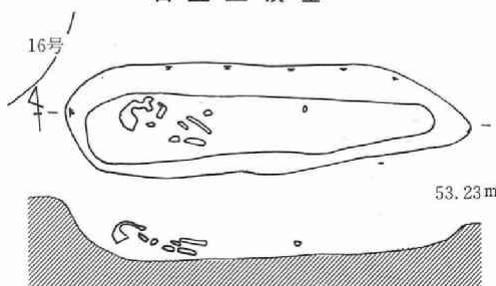
その分布範囲は、北は西都原古墳であるが諸県君の本拠地とされる東諸県郡国富町の六野原古墳群や、都城盆地、あるいは日向、大隅、薩摩、それに肥後の諸国が国境を接するえびの市付近に集中的に見られる。そして大口盆地を流れる羽月川を境にして、……地下式板石積石室の分布圏と接する。

地下式板石積石室模型図



「熊鏡と牟人」井上辰雄から

石立土壙墓



「成川遺跡」文化庁から

大隅半島でも、この様式は採用されており、肝属川の高山町付近を中心に吾平町を経て鹿屋市祓川に及んでいる。一（注1）

副葬品は、日向地方では刀・剣・矛・鏃・短甲・盾庇付冑・馬具・鏡・勾玉・管玉など多彩で豊富なのに対し、大隅地方では刀・剣・鏃など武器類が主体で一部古墳から短甲、衝角付冑（鹿屋市祓川）や倣製鏡（大崎町神領竜相）が見られる程度で極めて貧弱である。

この墓制の営まれた年代は、五世紀前半から八世紀にかけてのころとされている。

地下式板石積石室は、「直径一畝半ばかりの円形または長方形の周囲に安山岩や砂岩のような板状の石を立てめぐらす。この約五〇センチばかりの櫛壁の上に板状石を持ち送り式に積み重ね、上から見ると魚鱗のような天井部ができる石室墓である。」

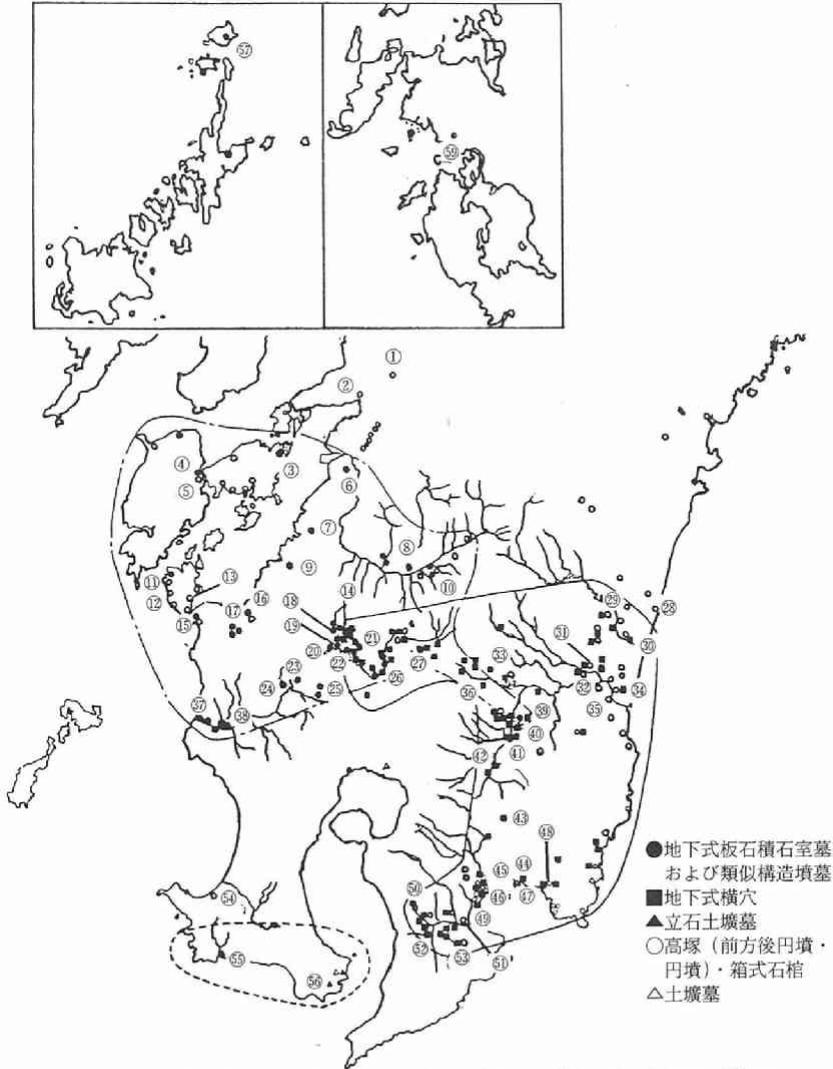
その分布地は、北薩摩の大口盆地の羽月川流域を北限

とするが、出水平野、それに川内川流域などに集中的に発見されている。この墓制は肥後南部の球摩地方や天草下島の本渡市あたりまで及んでいる」（注2）

被葬者は二体以上の複数のもが多く家族墓としての性格が強く、また、副葬品も刀・剣・鏃など武器類が多く装身具は少ない。築造年代は、四世紀から六世紀前半にいたる時期とされている。

立石土壙墓は、「全長二・六畝の巨大なものから、一畝に満たないものまでいろいろ」（注3）で、いずれも楕円形の土壙（墓の穴）を掘り、その中に遺体を埋葬する。埋葬後、土壙上に板

南九州古墳分布図



- ①塚原 ②国越 ③カバノハナ ④妻の鼻 ⑤鬼の ⑥丸山 ⑦宮ノ浦 ⑧高原 ⑨初野
 ⑩本目 ⑪明神下岡 ⑫指江 ⑬加世堂 ⑭諏訪野 ⑮脇本 ⑯溝下 ⑰堂前 ⑱大田
 ⑲焼山 ⑳大住 ㉑前畑 ㉒塞ノ神 ㉓湯田 ㉔小松原 ㉕別府原 ㉖永山 ㉗灰塚
 ㉘持田 ㉙西部原 ㉚新田祇園原 ㉛六ツ野原 ㉜本庄 ㉝大萩 ㉞不北方 ㉟生目
 ㊱旭台 ㊲船間島 ㊳横岡 ㊴香禪寺 ㊵高城 ㊶志和池 ㊷牧ノ原 ㊸瀬戸 ㊹小牧
 ㊺飯隈 ㊻神領 ㊼飯盛山 ㊽福島 ㊾横瀬 ㊿成川 ①唐仁 ②吾平宮ノ上 ③塚崎
 ④六堂会 ⑤松ノ尾 ⑥成川 ⑦松原 ⑧神ノ崎 ⑨浜郷 ⑩宮ノ本

(「単人の考古学」上村俊雄から)

状の安山岩の平坦面を南北に向けて立てる。

それは、「薩摩半島南端部の指宿市・揖宿郡山川町・枕崎市に分布しているが局地的である。」(注4)

この墓制の代表的遺跡である「成川遺跡では多量の鉄製品が発見されている。……しかもこれらの鉄製品がほとんど刀剣・鏃などの武器であることも注目される点で、……また副葬品として装身具がきわめて少ないこともいちじるしい特色である。……成川遺跡の人々は、いささか質実剛健にすぎようである。」(注5)

立石土壙墓の築造年代は、四世紀から六世紀前半とされている。

隼人は、古事記・日本書紀・続日本紀などに、その居住地域の地名を冠して日向隼人・大隅隼人・阿多隼人・薩摩隼人・甌隼人等の名で記載されている。これは一方では中央政府の隼人の把握の仕方―各隼人との親疎関係を居住地域単位で把握する―を反映するものであると同時に、他方では各隼人は居住地域単位に同族的・文化的・政治的結合を行っていたことを示している。その代表的なものが、大隅隼人(かつての日向隼人)と阿多隼人(のちの薩摩隼人)である。

このことと、前述の三型式の古墳の地域的分布とを重

ね合わせてみると、地下式土壙の築造されていた地域は古くは日向隼人新しくは大隅隼人、地下式板石積石室の地域は阿多隼人ついで薩摩隼人の、そして立石土壙墓の地域はかつての阿多隼人の分流の可能性のある衣君えのきみの、勢力圏と一致することがわかる。

加えて、畿内型高塚古墳が地下式土壙と併存する宮崎平野から肝属平野にかけての地域は大隅隼人が、同じく地下式板石積石室と併存する北薩地方は阿多隼人が、それぞれ五世紀代に大和朝廷の支配下に入ったことを教えてくれる。

南九州の古墳に関しては、依然不明な点も多く今後の調査によりその究明の深化が期待されている。

引用および参考文献

- 注1 井上辰雄『熊襲と隼人』教育社
注2 注1に同じ
注3 上村俊雄『隼人の考古学』ニュー・サイエンス社
注4 注3に同じ
注5 文化庁『成川遺跡』吉川弘文館
大口市郷土誌編さん委員会『大口市郷土誌・上巻』
鹿屋市史編集委員会『鹿屋市史・上巻』
大林太良編『隼人』社会思想社
中村明蔵『隼人の研究』学生社

第五節 神話時代

日向神話

古事記・日本書紀（以下、記・紀という）に出てくる神話のうち、南九州に關係の深いものは天孫降臨神話と日向神話である。ここでは、隼人の伝承にもとづくときられている日向神話を取り上げることにする。

日向神話は、天照大神の命令で日向の高千穂峰に天降ったホノニニギノ命、ついでヒコホデミノ命、そしてウガヤフキアエズノ命（カムヤマトイワレビコノ命）東征までの、日向三代の物語である。

ここで語られている物語は、その内容から次の三つの部分に分けられる。

- 1、ニニギノ命とコノハナサクヤ姫の結婚と御子誕生
- 2、海幸彦、山幸彦
- 3、トヨタマ姫の出産

この順序に従って物語をみていこう。

1は、(イ)ニニギノ命とコノハナサクヤ姫の結婚と(ロ)御子誕生の話から成り立っている。

一、(イ) ニニギノ命とコノハナサクヤ姫の結婚

「記」によれば次の通りである。

さてヒコホノニニギノ命は、カササノ御埼で美しい嬢子にお会いになって、「どなたの女子ですか」とお尋ねになりました。そこで「わたしはオホヤマツミの神の女の木の花の咲くや姫です」と申しました。また「兄弟がありますか」とお尋ねになったところ、「姉に石長姫があります」と申し上げました。依って仰せられるには、「あなたと結婚をしたいと思うが、どうですか」と仰せられますと、「わたしは何とも申し上げられませんが、父のオホヤマツミの神が申し上げるでしょう」と申しました。依ってその父オホヤマツミの神にお求めになると、非常に喜んで姉の石長姫を副えて沢山の献上物を持たせて奉りました。ところがその姉は大変醜かったので恐れて返し送って、妹の木の花の咲くや姫だけを留めて一夜お寝みになりました。しかるにオホヤマツミの神は石長姫をお返し遊ばされたのによつて、非常に恥じて申し送られたことは、「わたくしが二人を並べて奉ったわけは、石長姫をお使いになると、天つ神の御子の御寿命は雪が降り風が吹いても永久に石のように堅実においでになるであろう。また木の花の咲くや姫をお使いになれば、木の花の栄えるように栄えるであろう」と誓言をたてて奉

りました。しかるに今石長姫を返して木の花の咲くや姫を一人お留めなすったから、天つ神の御子の御寿命は、木の花のようにもろくおいでなさることでしょう」と申しました。こういう次第で、今日に至るまで天皇の御寿命が長くないのです。(注1)

同じ話を「紀」は、次のように伝えている。

大山祇神から磐長姫(姉)と木花咲耶姫(妹)を奉進られたニニギノ尊は、姉は醜いとしてお召しにならず、妹は国一番の美人だとして結婚されました。そして姫は一夜にして妊娠されました。そこで、磐長姫が大変恥ずかしく思いのろって申すことには、「もしも天孫が、私を斥けられないで、お召しになったならば、生まれてくる児は磐石の如く命が長かったでありましょう。そうではなく妹だけひとりお召しになりました。だから、妹が生むであろう児は、必ず木の花のように移落ちることでしょう。」と。(紀・第二の一書 異伝によれば、

磐長姫が恥恨みてまいないをしながら申すことには、「この世の人間は、木の花のようによく盛りをすぎて衰えるでしょう。」と。これが、この世の人の命が短くもろくなったことの起源だという。(紀・第二の一書の一)

この三つの伝に共通するのは、①ニニギノ命がイワナガ姫を斥けコノハナサクヤ姫と結婚した。②そのため生まれてくる児の生命は木の花のようにもろくはかないものとなった、という点である。これは、この神話の基本的要素でもある。

そして、相異なる点は二つある。その第一は、生命が有限となることを告げるのが、「記」では「オオヤマツミノ神」であり、「紀・第二の一書、紀・第二の一書の一」では「イワナガ姫」である。第二は、生命が有限となってしまう対象が、「記」では「天つ神の御子」であり、「紀第二の一書」では「其の生むらむ児」(妹||コノハナサクヤ姫が生むであろう児)であり、そして「紀・第二の一書の一」では「顕見蒼生」(この世の人間)である。このことの中に、神話が原形からいわゆる「記紀」神話へと変形されていく過程をかいま見る思いがする。生命有限を告げる神が「オオヤマツミノ神」↓「イワナガ姫」へ、そして、生命有限の対象が「顕見蒼生」↓「其の生むらむ児」↓「天つ神の御子」へと。

ところで、これと極めてよく似た形の神話が、東南アジア—インドネシアからニューギニアにかけての地域—に分布しているといわれるが、中でもセレベスのボン地

方のアルフール族から採集されたものは類似度が高い。

初め天と地との間は近く、人間は、創造神が縄に結んで天空から垂れ下ろしてくる贈り物によつて命をつないでいたが、ある日、創造神は石を下ろした。われわれの最初の父母は、「この石をどうしたらよいのか？何か他のものを下さい」と神に叫んだ。神は石を引き上げてバナナを代りに下ろして来た。われわれの最初の父母は走りよつてバナナを食べた。すると天から声があつて、「お前たちはバナナをえらんだんだから、お前たちの生命はバナナの生命のようになるだろう。バナナの木が子供をもつときには、親の木は死んでしまう。このようにお前たちは死に、お前たちの子供たちがその地位を占めるだろう。もしもお前たちが石をえらんだならば、お前たちの生命は石の生命のように不変不死であつたらうに」(注2)

フレイザーは東南アジアに広く分布するこのタイプの神話を「バナナ・タイプ」と命名した。

このセレベスの神話(バナナ・タイプ)とわがコノハナサクヤ姫型神話を対比すると

第一に、人間の選択にゆだねられたものが、セレベスでは石とバナナであり、日本ではイワナガ姫とコノハナサ

クヤ姫であること、(セレベスのバナナが日本では木の花に変わっているのは、気候風土の違いの反映であろう。)

第二に、人間は石を捨てて植物を選んだこと。

第三に、植物を選んだため人間の生命は限りあるものになつてしまったこと、で、物語の基本的要素はほぼ完全に一致している。このことは、コノハナサクヤ姫型神話が「バナナ・タイプ」の範疇はんちゆうに属するものであることを意味する。

「コノハナサクヤヒメ型神話(引用者注・「バナナ・タイプ」)は元来東南アジアに、南島語族が南下侵入する依然から存していたバナナ栽培を指標とする古層栽培民俗文化に属していたことはほとんど疑いがない。ただ、問題は、この神話が、日本列島に誰によつて持ち込まれたものかという点にある。笠沙かさはの御前みまへで出あつたコノハナサクヤヒメに関する神話は九州南部の住民、おそらくは古史に隼人とよばれる種類しゆるいのもつていた伝承であつたらう。」(注3)

(四) 御子誕生

……木の花の咲くや姫が……「わたくしは妊娠くわんしんしました。今子を生む時になりました。……」と申されました。そこで命(引用者注 ニニギノ命)が仰せになつ

て言うには、「咲くや姫よ、一夜で妊はらんだと言うが国の神の子ではないか」と仰せになったから、「わたくしの妊はらんでいる子が国の神の子ならば生む時に無事ではないでしょう。もし天の神の御子でありましたら、無事でありましょう」と申して、戸口の無い大きな家を作つてその家の中におはいりになり、粘土ねばちですっかり塗りふさいで、お生みになる時に當つてその家に火をつけてお生みになりました。その火が眞盛まっさかりに燃える時にお生まれになつた御子はホデリの命（引用者注、火照命）で、これは隼人等の祖先です。次にお生まれになつた御子はホスセリの命（引用者注、火須勢理命）、次にお生まれになつた御子はホヤリの命（引用者注、火遠理命）亦の名はアマツヒコヒコホホデミの命（引用者注、天津日高日子穗々手見命）でございます。（注4）

この他、「紀」本文、「紀」第二、第三、第五の一書に異伝を載せている。「紀」本文では、三人の御子の名は火闌命（是隼人等の始祖はらのつもとなり）・彦火火出見尊ヒコホホデミノミコト・火明命アカリノミコトとなつている。

火中で生まれた御子の一人が隼人の祖先とあるところから、この物語も元は隼人の伝承であつたと考えて差し

支えなからう。

産褥の近くで火を焚く習俗は、わが国でもかつてはかなり広範囲に行われていたらしい。

お由良騒動（嘉永二・一八四九）で奄美大島へ遠島となつた名越左源太が著した『南島雑話』の「産婦の凶」に見られる産婦の横のいろりの火を燃やす絵も、その一つである。

沖之永良部島では、「出産に備えて、牛の一、二荷の松割木を用意し、陣痛の起る頃より、産後数日に及ぶ間焚き続け」（注5）る風習が「最近（引用者注、引用書の出版は昭和二十九年）まで残っていた。」（注6）

与論でも「子供が生れると母子はこの「ジュ」の側に床を敷き、一週間温まつて寝る。ジュは……粘土で塗り固めて造られているので、この中に「ガジュマル」の生木を燃やし七日間暖をとる……。出産の時期が、夏であつても、「ジュ」の火を消してはいけなないと信じられているのは、火があれば魔が近寄らないと伝えられているからだそうで……それは疲れきつた母体から魂を奪つて行く「ムヌ」がいると思われ、また、赤子の命を盗んで行く「ムヌ」（幽霊）もいると信じられていたようである。」（注7）

沖縄県でも古い出産習俗が残っている宮古・八重山では「産室にはジル（地炉）のある部屋が利用される。ジルが無ければお産の時に特別に造ってお産を迎える。川平では平素使っている炉のことをサシカというが、お産の時に特別に造られる炉のことをジルという（川平高嶺保里翁談）。これらの地方ではそのジルに \therefore 形に石のかまどを造る。そして湯などわかすが、この三個の石は各家庭にある原始的なかまどで火の神のよりしると考えられているものであるが、宮古・八重山では、この産室のジルに設けた三個の石をシラの神とよび、お産の神だと信じている。川平の人は生児を奪おうとする悪霊がいるので、シラの神がそれをまもってくれる事を信じている。：宮古平良あたりでは、川平同様ジルにかまどを造り、灰の中に火をくべ、その火をシラウマチ（産火）とよびそれを産神と信じている。……（源武雄「宮古島の民俗」『南島論叢』「所収」）（注8）

なお、「産の神の信仰の早く衰えた沖縄本島の中南部地域でも、お産は必ず炉を作ってやったという風習は普遍的である。だから沖縄本島でも、かつてはお産の神は火の神であるという信仰があったと思う。」（注9）
出産時、産婦の側で火を焚く理由として「沖永良部民

俗誌」は「身体を温めてやることが安産の要訣とも、又産後の経過を順調ならしめる必要条件」とし、「奄美大島与論島の民俗」もその一つとして「火に温まると早く元気が回復する」ことを上げているが、これらはあまりに現代的解釈にすぎ、本来は火が「ムヌ」や「ヤナムン」から母子や生児を守る産神であったことによる、とするのが妥当であろう。コノハナサクヤ姫が「わたくしの妊んでいる子が国の神の子ならば、生む時に無事ではないでしょう。もし天の神の御子でありましたら、無事でありましょう。」（注10）と言って火中出産したのも、産神（火の神）の加護によって、その児の正統性を証明しようとしたためであろう。

「ところで、この神話は、西村朝日太郎氏の指摘したように出産後、産婦の近くに火をおこし、英語で *mather*—*roasting* とか、マライ語でプルディアンとよばれる習俗を思い出させる。この習俗は、チモール島、フィリピン、のティンギアン族、ミンダナオ島のビスヤ系山岳民族、ボルネオのダヤク族、スマトラのアチエー族、バタク族、マライ半島のジャクン族、メントラ族、インドシナのサムレ族あるいはペアル族、トンキン、タイに分布しており、これと関係のありそうなものはインドにもあ

り、日本や沖繩の別火の習俗は、このような産婦焼き
mather—roastingの名(い)りである。」「(注11)

御子誕生の異伝の一つ「紀」第三の一書の終わりの部
分に、

……凡て此の三の子は、火も害ふこと能はず。母亦少
しも損ふ所無し。時に竹刀を似て、其の児のの臍を截
る。其の棄てし竹刀、終に竹林に成る。故、彼の地を
號けて竹屋と曰ふ。(注12)

とある。

竹刀で臍の緒を切ることにについて、「日本書紀」上
(日本古典文学大系)の注によれば、山槐記、治承二年
十一月十二日条に「奉_レ切_二御臍緒_一、先遣_レ切_二生気方
河竹_一、作_二竹刀_一、只削作。内大臣取_二竹刀_一、奉_レ切_レ
之」とあり、安徳天皇誕生の時のことである。また、塵
添壙囊鈔二に「臍緒以_二竹刀_一一切事」などに見えてお
り、江戸時代まで竹刀で切るのが一般の習慣であったら
しい、と。奄美大島でも「昔は竹篋で切ったと伝わるが
何時の頃までのことか詳らかでなく、現在(明治この
方)は缺で切ります。」(注13)

このように、かつてわが国で行われていた竹刀で臍の
緒を切る習慣は、「東南アジアでは、ごく一般的で、マ

ライ半島のジャクン族、スマトラのバタク族、メナンカ
パウ族、バリ島民フィリピンのティンギアン族など、
ちよつと眺めてみただけでもインドネシアの例はたくさ
んある。」(注14)

御子誕生の物語に出てくる火中出産や竹刀で臍の緒を
切る話と、それらの習俗が行われていた地域とを重ね合
わせると、この物語も東南アジアと深いかわりがある
ことを教えてくれる。

二、海幸彦・山幸彦

三兄弟のうち、ホデリノ命(ホスソリノ命)は海幸
彦として魚を捕り、ホオリノ命(ヒコホホデミノ尊)
は山幸彦として狩りをして暮らしていた。

ある日、山幸彦は海幸彦に頼んでサチ(獲物を捕る
道具)を交換して釣りに出かけるが、不漁の上釣針ま
で失う。

山幸彦は、剣をつぶして沢山の釣針を造って返そう
とする。しかし、海幸彦は、「元の釣針でないといや
だ。」という。

途方にくれた山幸彦が海辺で泣いていると、シオツ
チノ神がやって来て「間なし勝間の小船」を造り、ワ
タツミノ神(海神)の宮殿へ行く道を教えてくれた。

教えられた通りに行くと、宮殿のそばの井戸のほとりに香木の木があった。山幸彦がその木に登って間もなくトヨタマ姫（ワタツミノ神の娘）の侍女が水を汲みにやって来た。侍女は、山幸彦を見つけトヨタマ姫に知らせる。

やがて、トヨタマ姫がやって来て、山幸彦を一目見るなり好ましく思うようになる。

トヨタマ姫は、山幸彦を父ワタツミノ神に紹介する。ワタツミノ神は「この方は、尊い御方の御子だ。」と言って招じ入れた。そして、シカの皮八枚・その上に絹の敷物を八枚敷いて座らせ、たくさんの献上物を具えて、御馳走をして、二人を結婚させた。

三年の間、二人は幸せに暮らした。

或る日のこと、山幸彦は、ここにやって来た目的を思い出し、深いため息をついていた。

事情を知ったワタツミノ神は、魚たちを集めて問いただし、釣針は鯛の喉に刺っていることを知り、それを取って山幸彦に与えた。同時に、ワタツミノ神は、釣針から呪力を失わせる呪文を教え、更に、「潮満つ玉」と「潮干る玉」を与えて、海幸彦への復讐の方法を教えた。

山幸彦は、一尋のワニに乗って地上の世界に帰った。地上の世界に帰った山幸彦は、ワタツミノ神から教えられた通りのまじないをして釣針を海幸彦に返した。

その後、一事が万事、ワタツミノ神の言った通りで、海幸彦は貧乏になり、とうとう山幸彦を殺そうと攻めよせて来た。

山幸彦は、「潮満つ玉」と「潮干る玉」を使って海幸彦を苦しめたので、海幸彦はとうとう降参し、「僕は今より以後は、汝命の書夜の守護人と為りて仕へ奉らむ。」と誓った。

だから、今に至るまでホデリノ命の子孫（隼人）は溺れる時の恰好をまねた踊りをして仕えるようになったのである。

これは、古事記に記載されている物語の抄訳であるが、この物語について日本書紀は五つの異伝を載せている。しかし、これらの異伝間にはそれ程の違いはなく、物語の大筋ではほぼ一致している。物語の基本的要素を抜き出してみると次の通りになる。

① 海幸彦と山幸彦はサチ（獲物を捕る道具）を交換し、山幸彦は釣りに出かけサチ（釣針）を失う。

② 山幸彦は、代りの釣針で弁償しようとするが海幸彦は「元の釣針でないいやだ。」という。

③ 山幸彦は、失われた釣針をさがして海神の宮へ行く。

④ 山幸彦は、海神に歓待され、海神の娘と結婚する。

⑤ 山幸彦は、海神に失った釣針をみつけてもらいその上水を支配する能力を与えられる。

⑥ 山幸彦は、地上の世界に帰り海幸彦に釣針を返し、その後、復讐を遂げる。

これとよく似た物語が、奄美から沖縄にかけての島々に残っている。その一つ、喜界島の「竜神と釣縄」という話がある。

ある日、一人の漁夫が友達から釣縄を借りて漁に出たが、運悪く魚に釣縄を取られてしまった。漁夫は「同じ物を買うてもどすから堪忍かんにんしてくり。」とわびるが、友達は「俺はぜひ元の物あらんば取らん。」と言つて、許してくれない。そこで、漁夫は釣縄をさがしに海の底へ潜つていった。ズンズン潜つて行つたら、いつの間にもやら根の島へ来てしまった。

根の島へ上がつて、あてなしに町の中を歩いていると、一軒の家の庭に取られた釣縄が干してあるのが見

つかる。漁夫が事情を話すと、根屋ン神（根の島の神様）は彼を家に招き入れて色々御馳走をし、釣縄を返してくれた。帰る時、神様が「一時待て。」と呼び止めて、「卵の日と子の日は午後急にシケになる。」と教えてくれた。

漁夫は島へもどつて、釣縄はりっぱに友だちに返した。そして卵の日の子の日は一切舟を出さんことにしていた。ところが友だちはそんなことは少しも知らないから、有つたる日にわか風を受けて、舟覆ふなくぶれ（舟覆り）して死んでしまった。（注15）

この物語の基本的要素を「海幸彦・山幸彦」の物語のそれと対比しながら抜き出してみると、

① 漁夫は友だちから釣縄を借り、漁に出てこれを失う。

② 漁夫は、代りの釣縄で弁償しようとするが、友だちは許さない。

③ 漁夫は、失われた釣縄をさがしに海の底の根の島へ行く。

④ 漁夫は、根屋ン神（根の島の神様）に歓待される。

⑤ 漁夫は、根屋ン神に失った釣縄を返してもらいその上シケの時期を教えてもらう。

⑥ 漁夫は、地上の世界（島）に帰り友だちに釣縄を返

したが、シケの時期を教えてやらなかったため友だちは死ぬ（復讐的ニュアンスが感じられる）。となり、④の結婚の話の欠落以外は殆んど同じである。両者が同系統の物語であることが、これによって理解出来るよう。

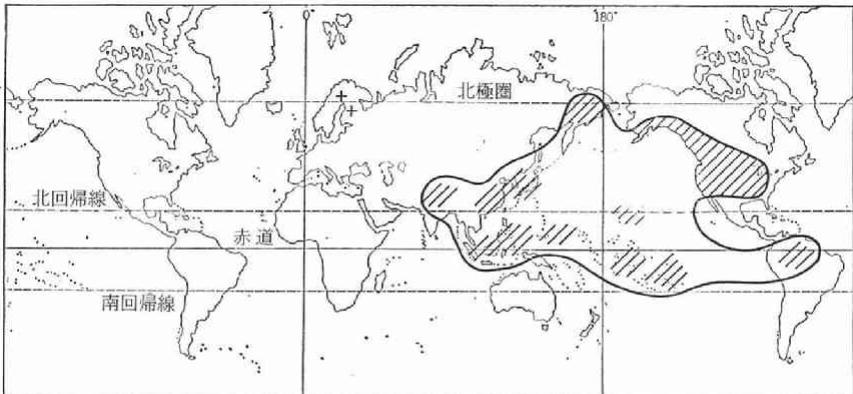
この「失われた釣針」を探しに異族の世界へ行くタイプの神話は、レオ・フロベニウスが示したもの（下図参照）にみられるように太平洋をめぐる地域に広く分布している。

なかでも、「海幸彦・山幸彦」神話との関連で、我々の目をひくのが、ミクロネシアのパラオ島、インドネシアのセレベス島、ケイ島、スマトラ島に伝わる神話である。これらの地域では、「失われた釣針」を探しに行く異族の世界が、海底だけでなく地下界である例もあり、フランス人学者エムヌエル・コスカンは、その行き先によってこのタイプの神話を海洋型と陸上型に分けている。

その中から、各々の例を一つずつ紹介する。

海洋型（セレベス島のミナハッサで採集）

ある日、カヴルサンは友達から釣針を借りて漁に出る。魚が食いつくが、引き上げる時、糸が切れて釣針



失われた釣針 英雄が釣針を失ってしまう。その釣針を捜しに行つて、海の下の人間のあごのなかに釣針を見つけ出し、海中の少女と結婚するという筋で、日本のトヨタマヒメ神話もその一つである。図中で十字をつけたところは、この神話が波及した痕跡が残っているところである。斜線はその分布域。（レオ・フロベニウス原図）

（「日本神話の起源」大林太良から）

を失ってしまふ。

友達は、「わたしの釣針は、もどおり返してくれねば困る。ほかの釣針を十くれても受けとらぬぞ。」
と云って承知しない。

カウルサンは失くした釣針を求めて海に引きかえし、その失くした所から海に潜った。海の底に達すると一筋の道があり、その道を進んで行くひとつの村に達する。その村の一軒の家で娘が釣針を喉にひっかけて苦しんでいる。彼は両親に「悪い所を治して上げよう。」と云って、皆を外に出し、注意深く咽喉から釣針をとってやった。両親はお礼に贈物をくれる。

カウルサンは、潜った地点に帰ると置いてあった小舟が見えなくなっていた。そこへ大魚がやって来たので、頼んで乗せてもらい、疾風迅雷のような勢いで水中を飛び、陸に送ってもらった。

郷国にかえり、カウルサンは雨防げに破りとつたバナナの葉を、もう一度カウルサンに属する木にくっつけて、返せと云ってその先に自分を苦しめた友を苛め、諸神の助けを請い、大雨を降らしめ、友を苦しめ悩まし、復讐する。(注 16)

陸上型 (スマトラ島のバタク族から採集)

サングマイマという若者の田が野猪に荒されるので、叔父の槍を借りて野猪を仕止めた。しかし、槍は折れて穂先だけが体に突き刺さったまま野猪は下界へ逃げる。叔父は、元の槍の返還を求め、若者の賠償すると言いに耳を傾けない。

若者は、槍をさがすため綱を伝わって下界へ降りる。そこで、地上界で怪我をした王女(野猪)を診て、突き刺さった槍の穂先(叔父から借りたもの)を引っこ抜く。

若者は、功により王女と結婚させられる。

地上に帰る機会をうかがっていた若者は、ある日逃走に成功し、降りる時使った綱をのぼり始めた。追手と共にやって来た妻が自分のすぐ下まで迫って来たので、若者は綱を切った。妻たちは、下界へ真逆さまに落ちていった(注 17)

この二つの神話の基本的要素を「海幸彦・山幸彦」神話のそれと対比し、表にすると

「海幸彦・山幸彦」神話と「失なわれた釣針」型神話(海洋型と陸上型)とは、その基本的要素の①②③ではほぼ完全に一致しているが、海洋型では④⑤で結婚の話が欠けており、陸上型では⑥で復讐の話が欠けている。

「もう一つ、「海幸彦・山幸彦」神話にあつて海洋型に欠けているようにみえるのが、④⑤での水を支配する能力獲得の話である。ところが、主人公は、⑥で友達に復讐をする時「諸神の助けを借り」てではあるが「大雨を降らせ」ることが出来たことから、水に対する特殊な能力を持つていたことが分かる。この特殊な能力は、水界とのかかわりの中で、つまり主人公が、海底の村へ行き（③）、娘の喉にかかった釣針をとり両親から贈物を与えられる（④⑤）、という異常な体験をするなかで獲得したするのが自然である。（「竜神と釣縄」では、⑤の

	「海幸彦・山幸彦」神話	海洋型（セレベス島のミナハツサで採集）	陸上型（スマトラ島のバタク族から採集）
①	海幸彦と山幸彦はサチ（獲物を獲る道具）を交換し、山幸彦は釣りに出かける（釣針）を失う。	カヴルサンは、友達から釣針を借り漁に出かけ釣針を失う。	サングマイマは叔父から槍を借りて野猪を仕止めに行くが、槍は折れその穂先を失う。
②	山幸彦は、代りの釣針で弁償しようとするが、海幸彦は「元の釣針でないといやだ。」という。	カヴルサンは、釣針を弁償しようとするが、友達はもとの釣針でないと受けとらないといつて承知しない。	叔父は、元の槍の返還を求め、若者の賠償するという言に耳を傾けない。
③	山幸彦は、失われた釣針をさがして海神の宮へ行く。	カヴルサンは、失われた釣針を求めて海の底の村へ行く。	サングマイマは、槍をさがすため網を伝わって下界へ降りる。
④	山幸彦は、海神に歓待され、海神の娘と結婚する。	カヴルサンは、娘の喉から釣針をとつてやる。両親は、お礼に贈物をくれる。	サングマイマは、王女（野猪）に突きささった槍の穂先を引き抜き、その功で王女と結婚させられる。
⑤	山幸彦は、海神に失った釣針をみつけてもらいその上水を支配する能力を与えられる。		
⑥	山幸彦は、地上の世界に帰り、海幸彦に釣針を返し、その後、復讐を遂げる。	カヴルサンは、地上に帰り、諸神の助けを借り大雨を降らせ友達を苦しめ、復讐を遂げる。	サングマイマは、地上へ逃げ帰り、王女とは別れる。

なかにこの要素が入っている) 水を支配する能力獲得の挿話の欠除というより埋没と考えた方が適切であろう。」

このように、「海幸彦・山幸彦」神話と深い血縁関係にあり、またその原型とも思われる「失われた釣針」型神話の海洋型と陸上型が、インドネシアを中心に東南アジアに数多く分布していることから、元来これらの地域にあった二つの型(海洋型と陸上型)の神話が、それぞれ別個に伝播・北上し、沖縄・奄美を通じて南九州に到達したものと思われる。喜界島の「竜神と釣縄」は海洋型の伝播・定着した例で、南九州にもたらされた二つの型の神話は、海洋型が結婚譚のある陸上型を吸収する形で「海幸彦・山幸彦」神話が出来上がっていったものであろう。

しかし、大林太良氏の最近の研究では、揚子江流域から江南にかけての地域に存在する同じモチーフの類話が、一方では朝鮮・日本へ、他方では東南アジアやオセアニアへ伝播していったのではないかとされており(従って、アメリカ大陸へは、この南北二つのルートで伝播していったことになる。)これを支持する学者も多い。

さらに、山幸彦が海神の国へ行く時に使った乗物につ

いて「記・紀」の記述をみると、「紀」第一の一書「オホメアラコ(日の荒い籠)」を除いて、全て「マナシカツマ(または、マナシカタマ)」の小船である。「マナシ」というのは古事記伝が言うように堅く編んで目がつんでいるという意味であろうし、「カツマ(カタマ)」は「紀」第一の一書の一に言うように「所謂堅目は、是今の竹の籠なり」とすれば、「マナシカタマ(マナシカタマ)の小船」は、堅く編んだ目の細かい竹籠の小船ということになる。

西村真次氏によると、東南アジア、トンキン地方では卵を半分に縦割りした形の竹籠に、牛の糞と椰子油をこねたものを塗り込んで防水した二・三人用の小舟がある、とのことであるが興味ある事柄である。

三、トヨタマ姫の出産

ここに海神の女、トヨタマ姫の命が御自身で出ておいでになって申しますには、「わたくしは以前から姫ひめ娠はらしておりますが、今御子を産むべき時になりました。これを思うに天の神の御子を海中でお生なまみ申し上げべきではございませんから出て参りました」と申し上げました。そこでその海辺の波なみ際に鵜うの羽を屋根に

して産屋を造りましたが、その産屋がまだ葺き終らないのに、御子が生まれそうになりましたから、産屋におはいりになりました。その時夫の君に申されて言うには「すべて他国の者は子を産む時になれば、その本国の形になって産むのです。それでわたくしももの身になって産もうと思いますが、わたくしを御覧遊ばしますな」と申されました。ところがその言葉を不思議に思われて、今盛んに子をお産みになる最中に覗いて御覧になると、八丈もある長い鰐になって匍はいてたくつておりました。そこで畏れ驚いて逃げ退きなさいました。しかるにトヨタマ姫の命は窺見のぞきみなさった事をお知りになって、恥かしい事にお思いになって御子を産み置いて「わたくしは常に海の道を通かよおうと思つておりましたが、わたくしの形を覗いて御覧になったのは恥かしいことです」と申して、海の道をふさいで帰つておしまいになりました。そこでお産うまれになった御子の名をアマツヒコナギサタケウガヤフキアヘズの命と申し上げます。(注18)

この神話の基本的要素は、①トヨタマ姫が出産のためなぎさにやつて来る。②海幸彦に出産の時のぞき見してはならぬと言つて産室に入る。③海幸彦が産室をのぞい

て見ると鰐がのたくつている。④姫は正体を見られたことを恥じ子供を置いて海の世界へ去る。である。

これとよく似た昔話に「蛇女房」「竜宮女房」「魚女房」などがある。その中の一つ「蛇女房」の話は次の通りである。①ある男が蛇を助ける。②美女が訪ねて来て妻になる。③夫に子供を産むところをのぞいてはならぬと言つて産室に入る。④夫がのぞいて見ると赤子を中に大蛇がとぐるを巻いている。⑤妻は正体を見られた上はここにはおれないと言つて、子供を育てるために左の目玉をくり抜いて与えて去る。⑥目玉を盗まれた夫は子供の養育に困り山奥の大沼にたずねて行くと、片目の女が現われ右の目玉をくりぬいてくれる。⑦盲になつた女は、朝晩の時を告げる鐘をならしてくれと頼む。この話の結末は二つに分かれ、一方は三井寺の鐘の由来の話と結び付き、もう一方は玉盗人に復讐するため地震や洪水を起こす(寛政年間の島原の山崩れ)話に結び付く。

南に下つて喜界島の昔話「竜宮女房(三)」(注19)では、ある男は、ネインヤ(龍宮)の神様からさずかった娘を妻にし、三人の子供をもうけ幸せに暮らしていた。妻は、毎日表座敷で水浴びをしているが、夫には「決して見てはならない。」と言つた。或る日、夫がのぞき見

をみると、妻はたらいの中で大きな魚になって泳いでいた。正体を見られた妻は、三人の子供のうち二人を残して去って行った。という話になっている。

「トヨタマ姫」神話「蛇女房」「竜宮女房(三)」は、(1)妻は、夫に「のぞき見をするな。」といつて室へ入る。(2)夫は、その禁を破つてのぞき見をする。(3)妻は、水界の動物の姿になっている。(4)正体を見られた妻は、子供を残して水界へ去る。という物語の基本的要素で一致をみている。つまり、「トヨタマ姫」神話は、「蛇女房」や「竜宮女房(三)」などの昔話と同系統のものであることが理解されよう。

他方、共通する基本的要素内部にも微妙な相異点がある。それは、妻が去って行く原因となったものが、前者では出産時ののぞき見であるのに対して、後者では沐浴中ののぞき見という点である。

このような、夫が「見るなの禁」を破つて沐浴中をのぞき見したため妻が去って行くタイプの神話を「メルシナ型」と呼んでいる。メルシナというのは、フランスのルシナン伯爵夫人の名で、次のような物語の主人公である。夫の伯爵は、彼女の裸体を見ないとの約束で結婚する。しかし、或る日、夫は禁を破り妻の浴室をのぞく。

妻は大蛇になっていた。妻は、夫の違約を責め、子供を残して水界に去って行く。

インド、東南アジアに多くある王家と竜王の娘の結婚の物語——夫が「見るなの禁」を破つたため、竜女は卵を残して去ってしまう。卵からかえった子が、王家の祖となる——。中国では『搜神記』の「江夏黄氏の母」「清家宋土宗の母」の、入浴中を家人に見られ、正体を見られた女は婚家を去るという話。朝鮮の民話の、美女と化した鯉と結婚するが、夫は「見るなの禁」を破つて入浴中をのぞき見をしたため、女は竜宮へ去ったという話。喜界島の「竜宮女房(三)」でみたように、水浴中ののぞき見が原因で、妻は子供を残して水界へ去る話。いずれもこのタイプに属する。

このように、「見るなの禁」が「沐浴」と「出産」の違いはあるにしても、話の基本的要素においてほぼ完全に一致していることは、「トヨタマ姫」神話が、南海の喜界島、中国の江南を通して東南アジアの「メルシナ型」神話と親縁関係にあることを示しているものである。

なお、妻が去って行く原因となった「見るなの禁」が、日本本土で「沐浴」から「出産」に変わったことについて、松前健氏は、「メルシナ型の異類女房譚は、東

巫に伝播してからは、その土地・民族の風に合わせて最後の話根の禁制の内容などを、多少づつ変容させて行ったのであるが、日本に入るとともに、沐浴の件などを産屋の禁忌の信仰とすりかえ、妻別れの動機は、産屋を覗き見たことの結果によるものとして、産室に対する触穢の感情によって説明することが、古代の日本人にとって最も自然な話の筋であろう。」(注20)と述べている。

四、まとめ

(1)日向神話は、その基本的要素から「バナナ型」「失われた釣針型」「メルシナ型」の三つの型の神話から構成されていることがわかる。これらの三つの型は、各々別系統の神話であり、その分布も、東南アジアから東アジアにかけての地域・環太平洋地域・欧亜にまたがる地域と、それぞれ異っている。

(2)しかし、いずれの型の神話も東南アジアから東アジアにかけて重なるように分布しており、そのことは、これらの神話が夏の季節風や暖流にのって、南方から南九州へ伝播していった可能性を示唆してくれる。

そして、「御子誕生」の中の火中出産や竹刀で臍の緒を切る話、山幸彦がワタツミの宮を訪れる際乗ったマナ

シカツマの小船など、東南アジアの習俗や道具との一致。加えて、「海上の道」にあたる南西諸島で、これらの神話と同要素の昔話や前述の習俗が、明治・大正の頃まで生きていた事実。また、岡正雄氏は、神話・宗教・社会形態に複数の重層・混合性がみられることから日本に存在する種族文化複合として五つのパターンを上げ、そのうち西南日本に色濃くあつた男性的・年齢階梯^テ制的・水稻栽培・漁労民文化―部落社会が年齢階層的に構成され、若者宿、月経小屋、産屋などがあり、成人式が重要な行事である。―が、インド・東南アジア・ミクロネシアを含むオーストロネシア系の文化であるとする仮説を立てておられる事。などをあわせ考えると、その伝播の可能性はより確実さを増してくる。

かくして、東南アジアの神話は南九州に伝わり、隼人の神話として伝承されていったのであろう。

(3)やがて、隼人は大和朝廷に服属していくが、その服属の過程、或いは後の「記・紀」編さんの過程で、隼人の神話も「記・紀」神話に吸収・統合され、日向神話として日本神話の主要な構成要素となつていった。本来、別系統のものであつた三つの型の神話が、日向神話としてまとまつた物語になつたのはこの時期であらう。

引用および参考文献

- 注1 武田祐吉訳註『古事記』角川書店
注2 大林太良『日本神話の起源』角川書店
注3 注2に同じ
注4 注1に同じ
注5 柏 常秋『沖永良部島民俗誌』
注6 注5に同じ
注7 栄 喜久元『奄美大島与論島の民俗』
注8 沖繩県『沖繩県史22 民俗1』
注9 注8に同じ
注10 注1に同じ
注11 注2に同じ
注12 『日本書紀上』（日本古典文学大系）岩波書店
注13 惠原義盛『奄美大島生活誌』木耳社
注14 注2に同じ
注15 柳田国男編・岩倉市郎採録『鹿児島県喜界島昔話集』三省堂所収の「竜神と釣縄」の要約
注16 松本信広『日本神話の研究』平凡社所収のもの
注17 注16に同じ
注18 注1に同じ
注19 柳田国男編・岩倉市郎採録『鹿児島県喜界島昔話集』三省堂
注20 松前 健「豊玉姫神話の信仰的基盤と蛇女房譚」『古代伝承と宮廷祭祀』塙書房
大林太良編『日本神話の比較的研究』法政大学出版会
吉田敦彦『日本神話の源流』講談社
松前 健『神々の系譜』PHP研究所

『古事記祝詞』（日本古典文学大系）岩波書店

『神話伝説辞典』東京堂出版

第二章 歴史時代

第一節 隼 人

一、熊襲と隼人

隼人の名が初めて出てくるのは、古事記・日本書紀の海幸彦山幸彦神話の中である。それは、「火照命が隼人阿多君の祖」（記）、「火蘭降命が隼人等の始祖」（紀）としてである。この隼人の始祖神話のあと、彼等が歴史の舞台上に登場してくるのは五世紀になってからである。

この隼人の活動の舞台となった地域は、その昔、熊曾くまそ国くに（記）、熊くま曾そ国くに（景行紀）と呼ばれ、そこには熊襲くまそ（紀）、球磨贈於くまのあがた（肥前国風土記・総記）が住んでいた。

では、熊襲とはいったいどのような人たちであったのだろうか。「記」・「紀」によれば彼等は、朝廷に「反きまがて朝あそ貢たまらす」亦反きて、辺境を侵すことをやます「是れ伏まはす礼れい牙なき人等」であった。そのため、大和朝廷は、この「反きて朝貢ら」ざる熊襲を景行天皇から神功

皇后の時代にかけて数度にわたる征伐の後、平定した。

この神功皇后の熊襲征伐の成功を最後に「記」・

「紀」から熊曾・熊襲の名は、突然消えてしまう。

これに代わって、五世紀の倭の五王の一人とされている履中天皇の即位前紀条に「時に近く習へまつる隼人有り。」と、神話以外で初めて隼人の名が出てくる。

このことに関して中村明蔵氏は「ハヤトは天皇あるいは朝廷に帰服するところから登場する。まず、『記』・『紀』にははじめてハヤトがみえる神代巻で、火照命（『記』）や火蘭降命（『紀』）は天皇家の祖先に服従することによって、ハヤトの始祖になりえた。また、それに続く『記』・『紀』の記述においても、ハヤトは「天皇の宮牆の傍を離れ」ぬ（『紀』）人々であり、「昼夜の守護人」（『記』）であった。

神話とはなれても、履中即位前紀ではハヤトは仁徳天皇の皇子の「近習」として、皇子の身边に侍従していたし、清寧紀においても、ハヤトは雄略天皇の陵側を離れず、「昼夜哀号」する侍従者であったとの伝承がある。さらに、欽明紀では蝦夷とともに「帰附」し、斉明紀においても同じく「内属」するものであった。（注1）と述べておられる。

これらのことと、五世紀代に南九州に伝播してきた畿内型高塚古墳のことを考え合わせると、古くから南九州に蟠踞して大和朝廷に「反き・伏は」なかった熊襲が、五世紀になると遂にその支配に服し、「天皇の宮牆の傍を離れずして、代に吠ゆる狗いぬして奉事つかまつる者」或いは「昼夜の守護人」としての隼人に変身していったものと結論づけられる。

二、隼人の移住

大和朝廷の支配に服した隼人は、「服属のあかしとして、また人質の意味もあつて」（注2）その一部が大和・山背・河内・摂津・和泉・近江・丹波・紀伊・伊勢などの諸国（ほぼ現在の近畿地方にあたる）に移住させられた。

これらのうち、ほぼ確定できる移住地は、

- ①大和国宇智郡阿陀郷（現在、奈良県五条市）
- ②山城国綴喜郡大住郷（現在、京都府宇治田辺町）
- ③山城国綴喜郡宇治田原郷（現在、京都府宇治田原町）
- ④河内国若江郡萱振保（現在、大阪府八尾市）
- ⑤近江国栗太郡竜門（現在、滋賀県大津市）
- ⑥丹波国桑田郡佐伯郷（現在、京都府亀岡市）（注3）

である。

三、隼人の職掌

海幸彦山幸彦神話は、その中に隼人の職掌起源譚をもあわせもっている。

神話の最後の部分で、山幸彦に潮満玉と潮干玉で懲らしめられた海幸彦（隼人の始祖）は平身低頭して、「『僕は今より以後は、汝命の晝夜の守護人と爲りて仕へ奉らむ。』とまおしき。故、今に至るまで、其の溺れし時の種種の態、絶えず仕へ奉るなり。」（記）、或いは「是を以て、火酢芹命（海幸彦）の苗裔、諸の隼人等、今に至るまでに天皇の宮墻（皇居の垣）の傍を離れずして、代に吠ゆる狗して奉事る者なり。」（紀・第二の一書）とあるのがそれである。

これから予想される隼人の職掌の中心は、天皇の「晝夜の守護人と爲りて仕へ奉」ることであり、その方法として「其の溺れし時の種種の態」を為し、或いは「吠ゆる狗」することである。

そこで、隼人の職掌が比較的整理された形で記載されている延喜式（律令の施行細則の一つ、九二七年編さん）隼人司条で、それをみていくことにしよう。

(イ) 狗 吠

「凡そ、元日、即位及び蕃人入朝等の儀には、官人三人史生二人、大衣（畿内隼人の統率者）二人、番上隼人（畿内隼人の中から一年に限って上番する者）廿人、今来隼人（南九州から朝貢のため上京して来た隼人）廿人、白丁隼人（臨時に徴集された一般隼人）一百廿二人、分れて応天門外の左右に陣せよ。群臣初めて入るとき胡床より起て。今来隼人吠声を発すること三声、蕃人入朝は吠ゆる限りにあらず其れ官人、当色の横刀を著けよ。大衣及び番上隼人は当色の横刀、白赤の木綿、耳形のかつらを著けよ。自余の隼人、皆大横布の衫、布袴、緋帛の肩巾横刀、白赤の木綿、耳形のかつらを著けよ。楯、槍を執りて並びに胡床に坐せ。凡そ、踐祚大嘗日、分れて応天門内の左右に陣せよ。其れ群官初めて入るとき吠を發せよ。凡そ、正月十五日、史生一人並びに大衣、今来隼人を率いて、主殿寮に就いて声を發すること一節。乃ち御薪を進す。」

以上から、朝廷の儀式・行事の挙行に際して、隼人は武装して参列し、その開始に当たって、今来隼人は「吠声・吠・声」を「發す」ることを任務としたことがわか

る。また、

「凡そ、遠く駕行に従う者。官人二人、史生二人は、大衣二人、番上隼人四人、及び今来隼人十人を率いて供奉せよ。番上已上並びに横刀を帯び、馬を騎せよ。但し大衣已下木綿のかつらを著けよ。今来は緋の肩巾、木綿のかつらを著け、横刀を帯びて槍を執りて歩ませよ。其れ駕、国界及び山川道路の曲くまを経るとき、今来隼人吠を為せ。

凡そ、行幸宿を経るときは、隼人吠を發せよ。但し、近幸のときは吠えず。」

と、武装した隼人が行幸に供奉し、その途上、特定の場所にかかると今来隼人は「吠を為し」または「吠を發し」た。

「隼人族のこうした吠声は朝儀の遂行を円滑にするための邪力祓禊の予備儀礼であり、国界及び山川道路の曲——これ等はみな邪霊の特に潜み易い場所と信じられた——に於ける邪霊を鎮める実修にあつた。」(注4)この時代になると、隼人の軍事的能力に対する期待よりも、むしろ、その「吠声」のもつ呪的能力への期待が大きくなつていたのであろう。

なお、吠声を發するのはいずれも今来隼人となつてゐるが、これは南九州から到着したばかりの隼人が邪霊祓禊の呪力が強力である、と信じられていたからである

う。

(口) 風俗歌舞

大嘗会の日の「発吠」の規定につづいて、

「……悠紀に入る官人並びに彈琴、吹笛、擊百子、拍手、歌舞人等、興礼門より御在所屏外に参入し、北向きに立ち風俗歌舞を奏せよ。主基に入るもの亦此れに准ず。」

とある。

令集解(養老令の私撰注釈書、八五九年から八七六年ごろの撰)の隼人司条の歌舞の教習に関する注に「隼人の職これ也。」とし、「隼人の中に師あるべき也。其れ歌舞は常人の歌舞にあらざ別すべき也。」とあることから、隼人の歌舞は特別なものであつたことがわかる。

それは多分、「紀・第四の一書」にあるような所作で行われたであろう。即ち、

「是に、兄、著犢鼻たごき(ふんどし)して、赭あか(赤土)を以て掌に塗る、面に塗りて、其の弟に告して白しろく、
「吾、身を汚すること此の如し。永ひたに汝の俳優者たらむ」とまうす。乃ち足を挙げて踏行ふみみて、其の潮うし苦くびし状を学ぶ。初め潮、足に漬く時には、足占あしうらをす(爪立ちで立つ)。膝に至る時には足を挙げ。股ももに至る時

には走り廻る。腰に至る時には腰を捫もふ（なせる）。
腋に至る時には手を胸に置く。頸に至る時には手を挙
げて飄掌ひょうしょうす（手をひらひらさせる）。爾しかより今に乃いたる
までに、曾かつて廢絶やむこと無し。」

この様子からみるとこの舞は、元来、隼人たちが海岸
に出てみそぎをし、身を海に沈めながら早いテンポで動
きまわり最後に恍惚状態（手を挙げて飄掌ひょうしょうす）となり海
神が依憑し衰えた呪力を回復する、という隼人の神事で
あつたろう。これが、後に大和朝廷への服属儀礼に変え
られていったが、やはり、その呪力は朝廷にとつては大
きな意味があり、大嘗会の日、「吠を發する」ことと共
に儀式の進行にとつて重要な要素であつた。

(ハ) 竹器の製作

隼人の職掌の重要なもののもう一つは、「毎年油絹六
十疋を造進」することと、「大嘗会に供すべき竹器」
「年料竹器」の製作である。

コノハナサクヤ姫の御子誕生の「時に竹刀を以て、其
の児の臍（へその緒）を截る。」（紀）、また、山幸彦が
海神の宮へ行く時乗つた「マナシカツマ（マナシカタ
マ）の小船」（記・紀）のカタマは「是これいま今の竹の籠なり」
（紀）とあるように、隼人は習俗の面でも実用の面でも

竹製品と深いかわりを持つていた。そして、南九州は
「其の棄てし竹刀、終つひに竹林と成る。故、彼の地を号なづけ
て竹屋たけやと曰ふ。」（紀）と地名説話を生むほど竹林に恵ま
れていたこともあつて、竹器製造技術は他を抜きん出
ていたのだらう。このことが、竹器の造進という職掌と深
い関係をもつていたのだらう。

(ニ) まとめ

以上、隼人の職掌の第一は、「天皇の宮墻の傍を離れ
ずして」「汝命の守護人と爲りて仕へ奉」ることであ
り、それは、隼人の持つ軍事的能力に対する期待と、そ
れ以上に重要視された彼等の呪術的能力の発揚——「吠
声を發し」「風俗歌舞を奏す」ること——である。そし
て、その第二は、朝廷への竹器の造進である。

これら隼人の職掌の規定は、養老令（養老二年・七一
八）の隼人司条に

「正（隼人司の長官）一人。隼人及び名帳を檢校し
……諸請に云ふ。己に犬と爲り、人人……
君に奉仕するてへり（と言えり）……歌舞を教習し職これなり……
竹笠を造作する事朱に云う。一端のみ。竹扇など、亦、を掌る。
（注、小さい文字は令集解記載の注釈。）

とあり、奈良時代初期には確実にさかのぼることが出来
る。また、令集解記載の隼人正の職掌の注釈の一つに

「古記同_レ之」というのがある。古記というのは、大宝令（大宝元年・七〇一）の注釈書のことである。従って、「古記同_レ之」は、「大宝令の注釈書にも、之と同じことが載っている。」ということ、大宝令にも隼人司についての規定があったことになる。これらによって、隼人の職掌についての規定は、さらに飛鳥時代にまでさかのぼることができる。

それ以前についてはくわしいことは分らない。

多分、五世紀代隼人が大和朝廷に征服された時に行われた服属儀礼が、その後、朝廷の儀式・行事等に組み込まれ、やがて、律令の制定とともに制度的に整備されていったのであろう。

第二節 大化の改新後の朝廷の対隼人政策

大化元年（六四五）にはじまる大化の改新は、中央集権国家建設の第一歩であった。白村江の戦い（六六三）の大敗によって朝鮮半島から全面撤退を余儀なくされた朝廷は、以後、国内政治に全力を傾注していった。やがて、皇位継承問題もからまった壬申の乱（六七二）で勝利を得た天武天皇は、より強力に改新の政治を推し進めていった。そして、大宝元年、大宝律令が制定され、大

化の改新以来半世紀にわたる政治の改革は、ここに完成をみた。この政治のしくみを律令制度という。

大化の改新の頃、薩摩・大隅地方はまだ日向国に属しており、隼人にもある程度の政治的独自性が残されていた。しかし、その後の政治の動きは、これらの地方に対する朝廷の姿勢に変化をもたらした。

その第一、朝鮮半島からの全面撤退は、半島西岸沿いに北上する遣唐使航路（北路）を失うことになり、新しく「南路」の開拓の必要にせまられ、南島への関心を強めた。第二には、南島への関心の高まりと中央集権制への動きは、隼人に僅かに残されていた政治的独自性さえ許さない状況を生み出したことである。

七世紀後半になると、これらの変化に対応するかの如き新たな動きが南島から起こってくる。天武六年（六七七）、多称嶋（種子島）からの朝貢がそれである。

多称嶋人等に、飛鳥寺の西の榎の下に饗（もてなし）たまふ。（天武紀）

とあるのは、朝廷がその労に報いた時のものである。二年後、「多称嶋に遣」（天武紀・八年条）された使いは、そのまた二年後の天武天皇十年（六八二）、任務を終えて帰京し、

多祢国の図を貢^{たま}れり。其の国の京を去ること、五千余里。筑紫の南の海中に居^あり。髪を切りて草の裳^もきたり。粳稻常に豊かなり。一たび殖えて兩たび収む。土毛^も（その土地の農産物）は支子^し（染料に用いる）・莞子^{かん}（藷）及び種種の海物等多なり。（天武紀）

と、報告している。「多祢国の図を貢^{たま}ることによつて、種子島の朝廷への内属化は完了したのであろう。この時、使いは「多祢嶋の人等」を伴つており、一カ月後の九月、この「多祢嶋の人等に飛鳥寺の西の河辺に饗^あ」（天武紀・十年条）を給わっている。

ついで、天武天皇十一年（六八二）、
秋七月：甲午に、隼人、多に来て、方物を貢^{たま}れり。是の日に、大隅の隼人と阿多の隼人と、朝廷に相撲る。大隅の隼人勝ちぬ。…丙辰に、多祢人・掖久人・阿麻弥人に禄を賜ふ。各差あり。戊午に、隼人等に明日香寺の西に饗^あたまふ。種種の樂を發す。仍、禄賜ふこと各差あり。（天武紀）
と、大隅・阿多地方、多祢嶋、掖久（屋久）島、阿麻弥（奄美）大島など、年を追つて南からの朝貢ぎの数と範圍が拡大していった。

持統天皇九年（六九五）、「務^む広^{かう}貳^に文^{ぶん}忌^き寸^{すん}博^{はく}勢^せ・進^{しん}広^{かう}

參^ま下^{しも}訳^{やく}語^ご諸^{しよ}田^た等を多祢に遣^たして、蛮^まの居^い所^{じよ}を求めし」（持統紀）め、文武天皇二年（六九八）には、務^む広^{かう}貳^に文^{ぶん}忌^き寸^{すん}博^{はく}勢^せ等^{とう}八人を南嶋に遣^たはして国を覓^{もと}めしむ。因て戎器を給す。（続日本紀。以下、続紀といふ。）

とある。国覓とは「国土ヲ、求メ行クコト」（大言海）で、従来の朝貢―賜禄という比較的緩やかな服属關係にあつた南島を、律令体制下の国郡として組み込み支配の貫徹を目指すための調査であつたろう。戎器（武器）を給する理由も自らわかってくる。

翌文武天皇三年（六九九）、彼等は南嶋から帰還しているが、「位を進」められたことから「国を覓める」という目的は達せられたと思われる。

ところが、この国覓の時に「竺紫の惣領に勅して、犯に准じて決罰せし」（続紀）めなければならぬような事件が起こつていた。

薩末^{さつま}の比売^{ひめ}、久売^{くめ}、波豆^{はず}、衣評^{えのほり}督^{かみ}衣君^{えのきみ}、助督^{すけ}衣君^{えのきみ}、自美^{じみ}、また肝衝^{かんせう}の難波^{なんわ}、肥人^{ひひと}等を従へ兵を持して覓^{もと}国^{くに}使^{つか}刑部^{けいぶ}真木^{まき}等を剿劫^{せうけつ}す。（続紀）

剿劫とは、脅迫とか脅かすの意である。その剿劫の先頭に立つた薩末比売、久売、波豆は女性呪術師であり、

また、衣評督（穎娃郡の長官）の衣君県、助督（次官）の衣君弓自美は薩摩半島南端の豪族であり、肝衝の難波は肝属地方の豪族であった。彼等の勢力圏から考えて、南島へ赴くため外洋に出ようとする覓国使一行を武力を背景に阻止しようと企てたものであろう。

中央政府の南島に対する覓国は、縄文時代以来の南島に対する隼人の既得権を失うだけでなく、やがてくるであろう自分の運命をも予想させるものであった。その危機感が覓国使への剽劫という行動となって表れたのであろう。

第三節 薩摩国の創置

薩摩国創置の年代は、はっきりしないが大まかな推定は可能である。

統紀・大宝二年（七〇二）四月条に「筑紫七国……」とあるが、この筑紫七国とは、筑前国、筑後国、豊前国、豊後国、肥前国、肥後国、日向国の七か国のことである。従って、この時はまだ、薩摩・大隅地方は、日向国に属していたのである。

しかし、統紀・大宝二年八月条に、薩摩・多柵たなを征討し戸とを校とべ吏を置くとみえ、この地方に国司が置かれた

ことが考えられ、また、同年十月条には、唱更国司等今薩摩国也が国内の要害の地に砦をたてて兵を置くことを言上し許されるところから、この時既に薩摩地方には「唱更」国が置かれ国司が任命されていたことが分かる。

この「唱更」については、「唱更ハ是隼人なり。其を薩摩国とは、後に改められたるなり。」（本居宣長）、「唱更は、即隼人への換字にて、……さて大宝の後、養老元年の紀に、始めて大隅・薩摩隼人とあり、此時は薩摩は、既に国名と成しの證なりき。」（白尾国柱）、「初めて国を建、阿多隼人の号を停め、薩摩の隼人と称したる歳なれば、となへあらたまりかはる国の守といふころにて、唱更とは記すなるべし。」（本田親字）、「唱更国司は、即薩摩隼人国司の略語ならん。……唱更国司は、即薩摩国司にて、大宝二年の建置なるを見るべし。」（三国名勝図会）などの説がある。

ついで、和銅二年（七〇九）に出された勅の中に「薩摩・多称の両国司」（統紀）という語句があり、これにより、この年には薩摩国は確実に存在したことになる。

以上のことから、日向国から薩摩隼人が居住していた地域を割いて国が創置されたのは大宝二年で、当初国名

は「唱更」国と表記されていたが、その後、和銅二年にいたるまでのある時期に「薩摩」国と改められたものと思われる。

国府は、現在の川内市に置かれた。

第四節 大隅国の創置

和銅六年（七二三）、「日向国から肝环・贈於・大隅・始羅の四郡を割いて、始めて大隅国を置」（統紀）いた。

その後、天平勝宝七歳（七五五）、「大隅国菱苜村の浮浪九百廿余人言す、郡家を建てんと欲すと、之を許」（統紀）されて一郡として独立し、菱苜郡となった。ついで、日本後紀・延暦二十三年（八〇四）条に「大隅国桑原郡蒲生駅」の記述があることから、その頃までに桑原郡が分置されたと思われる。なお、天長八年（八二四）には、多弥国を廃して（熊毛、馭護二郡を）大隅国に合併した。

国府は、現在の国分市府中に置かれた。

第五節 古代の桜島

延長九年（九三〇）ごろ完成した倭名類聚抄の中に、国・郡・郷に関する項目がある。

それによれば、大隅国贈呷郡は、葛例・志摩・阿気・方後、人野の五郷から成り立っている。現在の国分市敷根から垂水市北半分にかけての地域（図2参照）に比定されている。

その中の「志摩」郷の注に「国にては島の字を用ふ」とあることから、位置の上からだけでなく意味の上から考えても、「志摩」郷は現在の桜島を指していることは確実とされている。

ここに出てくる郷は、律令国家の地方行政組織の末端の単位で、幾度かの改変を経て十世紀ごろには、一郷五十戸で編成されていた。その規模は、自然村落二ないし三をあわせたぐらいの大きさとされている。

とすると、志摩郷の村落の規模の凡その見当はつけられよう。

この他に、古代の桜島を語る時頭に浮かぶのが統紀・天平宝字八年（七六四）十月条の記述である。それは、是月、西方に声あり、雷に似て雷にあらず、時に大隅薩摩両国の境に当て、烟雲晦暝して、奔電去来す。七日の後、乃ち天晴る。甕島信尔村の海に於て、沙石自ら聚て、化して三の島と成る。炎氣露見すること、冶鑄の為の如なることありて、形勢相連望めば、四阿の



〔『国史大辞典』大隅国，五味克夫〕



〔『国史大辞典』大隅国，五味克夫から作成〕

図2 天長八年（八二四）頃の大隅国

図1 創置当時和銅六年（七一二）の大隅国

屋に似たり。島の為めに埋め破るる者、民家六十二区、口八十余人である。

この中に出てくる甕島について、石橋五郎氏は「鹿児島と桜島」（日本地理体系）の中で、「鹿児島はもと桜島を指したものと思う。桜島は和名抄の志摩郷といわれるが、後世の命名で桜島の古名はわからない。しかし桜島程の大島に古代その名がないのは不思議であり、又、伝わらない筈もないと思うから、自分は桜島の古名として、鹿児島を考えたい。もしそうだとするとすれば鹿児島湾頭に於ける唯一の大島の名を古代に於て、その地の代表となることは決して不自然ではないこと

と思う。」と述べている。

これに対して、鹿児島市史は、「鹿児島信尔村」について、石橋説をとれば「鹿児島すなわち桜島の信尔部落」ということになり、三島が新川河口付近の小島であるとすれば「桑原郡の鹿児島地方の信尔部落」ということになり、いずれかに決定するのは難しいとし、鹿児島

Ⅱ桜島説には慎重のようである。
今後の研究に期待したい。

補説 「桜島」地名考

一、「桜島」地名呼称の変遷

桜島は、かつてどのような名で呼ばれていたのかわからない。その呼称に関する主だったものを列挙すると、

- (1) 桜島の古名として鹿児島を考えたい。(石橋五郎「鹿児島と桜島」)
- (2) 倭名類聚抄記載の「嚙啞郡・志摩」は桜島である。(「鹿児島県史」「大日本地名辞書」など)
- (3) 当島の名、往古の諸書には、皆向島といふ。(「三國名勝図会」)
- (4) 元禄十一年寅十二月廿四日、向ノ島ヲ桜嶋ト唱可申旨、御意ノ由被仰渡候。(「旧記雑録追録二」)

(5) (古代) 鹿児島↓(中世) 向嶋または向之嶋↓(近

世以降) 桜島という呼称の変遷があった。(平田信芳「桜島」考)

鹿児島Ⅱ桜島古名説は前述の通りその取り扱いに慎重さを必要とし、また、志摩は桜島を指す地名であることに違いないが倭名類聚抄以外にはその記載はなくこれ以上検討の余地はない。従って、ここではこの二つの呼称は一応おいて、向島(向之島・向嶋・向之嶋などとも表記されているが史料引用の場合を除き、以下向島と表記する)と桜島(桜嶋とも表記されているが史料引用の場合を除き、以下桜島と表記する)の二つの地名呼称について考えてみたい。

そこで、この二つの地名呼称が、それぞれの時代に使用され、また交替していったか、「旧記雑録」「三國名勝図会」「島津家列朝制度」を中心に整理してみたい。

表から、

- (1) 「向島」呼称の使用は、遅くとも建武元年にははじまり、元禄十年には終わった。
- (2) 文明八年になると「桜島」呼称も使われ、以後、元禄十年まで、「向島」「桜島」両呼称の併用時代となった。

史料にあらわれた向島と桜島

年	代	地名	呼称	出典
1	建武元年(一三三四)	向嶋		旧記雑録前編一
2	観応二年(北朝・一三五二)	向嶋		旧記雑録前編一
3	正平七年(南朝・一三五二)	むかうのしま むこうのしま		旧記雑録前編一
4	明德四年(一三九三)	向嶋		旧記雑録前編一
5	応永二十年(一四一三)	向嶋 向之嶋		西藩野史 応永記 (旧記雑録前編二)
6	永享十一年(一四四〇)	向嶋		旧記雑録前編二
7	嘉吉三年(一四四二)	向嶋		旧記雑録前編二
8	文明八年(一四七六)	向嶋 向嶋或ハ桜嶋		西藩野史(旧記雑録前編二)
9	永正六年(一五〇九)	向嶋	桜島	桜島池田氏歳年代記(旧記雑録前編二)
10	大永年間(一五二一〜一五二七)		桜島	三国名勝図会
11	天文元年(一五三二)		桜嶋	桜島上山氏文書(旧記雑録前編二)
12	天文六年(一五三七)	向島・向嶋		旧記雑録前編一
13	天文八年(一五三九)	向之島		旧記雑録前編二
14	天文十一年(一五四二)	向之島 向之島		旧記雑録前編二
15	天文十七年(一五四八)	向之嶋		樺山玄佐日記(旧記雑録前編二)
16	天文十七年(一五四八)	向之嶋	桜島	樺山玄佐譜・貴久公記(旧記雑録前編二)
17	天文十七年(一五四八)	向之嶋 桜島一名向島		島津貴久譜(旧記雑録前編二)
18	永禄十二年(一五六九)	向之嶋・向島		旧記雑録後編一
19	元龜二年(一五一七)	向かへの島・向島		旧記雑録後編一
20	元龜二年(一五一七)		桜島・さくら島	長谷場越前日記(旧記雑録後編一)
21	元龜二年(一五一七)		桜島	倭文麻環(旧記雑録後編一)
22	天正元年(一五七三)	向嶋		旧記雑録後編一
23	天正元年(一五七三) 天正十四年(一五八六)	向嶋		上井覚兼日記(旧記雑録後編一・二)
24	天正四年(一五七六)	向島・向之島 向之嶋		旧記雑録後編一

典

25	天正六年（一五七八）	向嶋・向之嶋		旧記雑録後編一
26	天正九年（一五八一）	向嶋 桜島或亦曰向之島		島津義久譜（旧記雑録後編二）
27	文祿四年（一五九五）	向之嶋		旧記雑録後編一
28	慶長六年（一六〇一）	向之嶋		旧記雑録後編三
29	慶長六年（一六〇一）		桜島	新納忠元勲功記（旧記雑録後編三）
30	慶長八年（一六〇三）		桜島（柑）	島津家久譜（旧記雑録後編二）
31	慶長八年（一六〇三）	向嶋（之蜜柑）		旧記雑録後編二
32	慶長十八年（一六一三）	向之嶋・向嶋		旧記雑録後編四
33	寛永十六年（一六三九）	向之嶋		島津家列朝制度
34	万治二年（一六五九）		桜嶋（蜜柑）	松平信綱書状（旧記雑録追録一）
35	寛文二年（一六六二）		桜嶋（蜜柑）	酒井忠清外一左幕府老中連署状（旧記雑録追録一）
36	寛文四年（一六六四）	向嶋		大隅郡村高辻帳
37	寛文五年（一六六五）		桜嶋（蜜柑）	稲葉正則書状（旧記雑録追録一）
38	寛文十一年（一六七二）		桜嶋（蜜柑）	久世広之書状（旧記雑録追録一）
39	延宝四年（一六七六）		桜嶋（之蜜柑）	稲葉正則書状（旧記雑録追録一）
40	貞享二年（一六八五）		桜嶋（蜜柑）	阿部正武書状（旧記雑録追録一）
41	元禄二年（一六八九）		桜嶋（蜜柑）	島津綱貴書状（旧記雑録追録一）
42	元禄三年（一六九〇）		桜嶋（蜜柑）	土屋政直書状（旧記雑録追録一）
43	元禄十年（一六九七）	向嶋		三国名勝図会
44	元禄十一年（一六九八）		桜嶋（蜜柑）	島津綱貴書状（旧記雑録追録一）
45	元禄十一年（一六九八）		桜嶋	桜嶋池田氏蔵年代記（旧記雑録追録二）
46	元禄十三年（一七〇〇）		桜嶋（蜜柑）	島津吉貴書状（旧記雑録追録二）
47	享保二年（一七一七）		桜嶋	島津家列朝制度
48	享保三年（一七一八）		桜嶋（蜜柑）	島津吉貴書状（旧記雑録追録二）
49	享保十三年（一七二八）		桜嶋	三州御治世要覽
50	寛延二年（一七四九）		桜嶋	島津家列朝制度
51	安永八年（一七七九）		桜嶋	島津家列朝制度

以下略

旧記雑録収載の文書の内、特に必要と考えたものは原文書の題名（鹿兒島県史料による）を掲載した。

(3) 元禄十一年を境に、「桜島」呼称が全面使用されるようになった。

ことが分かる。

特に、元禄十一年を境に「向島」呼称が完全に姿を消し、代わって「桜島」呼称が全面使用されるようになっていくことは重要である。

表45の史料は、それを裏付けている。

桜島池田氏蔵年代記

一、元禄十一年^寅十二月廿四日、向ノ島ヲ桜嶋ト唱可

申旨、御意ノ由被仰渡候。

島津家第二十代藩主綱貴の御意により、「向ノ島ヲ桜嶋ト唱へ申ス可キ旨……仰セ渡サレ」たという達しで、これ以後「桜島」呼称の全面使用となったのであろう。

しかし、地名は、「その発生当時の特殊の意味をもっており、一度土地に根を下すと、容易にその位置や語源が失われないままで残るから、地名は遠い過去を物語る化石」（注5）であり、このような一片の通達で「向島」を「桜島」に変えることは不可能である。それを可能にしたのは、相当古くから「向島」と並んで「桜島」が使われ、その呼称がすでに市民権を獲得していたからであろう。

表によつて、このことが読みとれるのは前述の通りである。

但し、元禄十一年以後に書かれたものは、歴史書について言えば「向島」呼称時代の記述であつても「向島」を「桜島」と表記し著述を進めていくことは当然あり得るし、また、書写された史料についても原本の「向島」が写本の段階で「桜島」に書き改められた可能性はないとは言えない。とすれば、このような史料は地名呼称検討の対象から除外されなければならない。前者の例では、表8の「桜島」呼称初出の出典である西藩野史がそれで著者得能通昭の宝暦十年（一七六〇）の自序からも分かるようにこれは元禄十一年以後の著述であり、後者の例では、すでに疑問が出されている表20の史料長谷場越前自記（注6）がそれである。

このようにして、不確実なものを除いていつて最後に残るのが、表11と表34の史料である。

表11の史料は、「博多ひいのかわの後家讓狀」（正平十二年（南朝の元号・一三五七年）^{みのとし}二月十一日）の後に続く記述で、

右者、私先祖讓狀書写可進旨、任御望貳通書写進覽仕候、以上。

桜嶋住大神

天文元年^{丙辰}十月廿八日

上山大右衛門惟栄判

上山寺恵心和尚様

が、それである。天文元年に、桜嶋住大神・上山大右衛門惟栄が押印の上、上山寺恵心和尚に提出した「私先祖讓状写」の添書である。これによって、遅くとも天文元年には、「桜嶋」呼称が存在したことになる。

表30の史料は、「桜嶋蜜柑」の名称が初めて使われた時のものである。

慶長八年（一六〇三）、島津家第十八代藩主家久が將軍徳川家康に「向島蜜柑」を献上したのを最初に、それ以後、島津家の徳川家への蜜柑の献上は続く。この蜜柑の名称は三つあるが、それぞれの使用回数は、「向島蜜柑」が初回慶長八年の一回、「桜嶋蜜柑」が万治二年（一六五九）を初回に十三回、他はすべて「蜜柑」「国

之蜜柑」等産地名のつかない名称となっている。

ところで、前出の表30の史料は、
桜嶋蜜柑二箱并干鯛一宮被献之候、遂披露候之処一段之御仕合候、恐々謹言。

万治二年十二月五日

信綱判

松平大隅守殿

松平伊豆守信綱

である。これは献上品に対する礼状あるいは受取状ともいべき書状で、差出人松平信綱は家元・家綱二代の將軍に仕え幕府の中樞にあり知恵伊豆と畏敬された人物であり、受取人松平大隅守は島津家第十九代藩主光久である。幕府の最高首脳から薩摩藩主へ出された書状の中で「桜嶋蜜柑」の名が使用されているということは、「桜嶋」の名がこの時期相当広範に知られていたことを示すものである。

これらのことから考えて、「桜島」呼称は遅くとも天文元年には使用されはじめ、江戸時代初期（万治二年）からその使用が一般化し、元禄十一年の「向ノ島ヲ桜島ト唱可申旨」の御意以降、全面的に使用されるに至ったと考えてよいだろう。

従って、「桜島」の地名呼称は、志摩（平安時代中期）↓向島（室町時代初期から室町時代後期）↓向島・桜島併用（室町時代後期から江戸時代前期）↓桜島（江戸時代前期以降）の如く変遷したとするのが妥当であろう。

二、向島の語源

向島（迎島一カ所を含む）という地名は、全国に十九カ所あり「むかいじま」「むかえじま」「むこうじま」等と呼ばれており（注7）比較的ポピュラーな地名である。

その中から、山口県防府市字向島と広島県御調郡向島町向島の二カ所を選び、その地理的な特徴を調べてみよう。

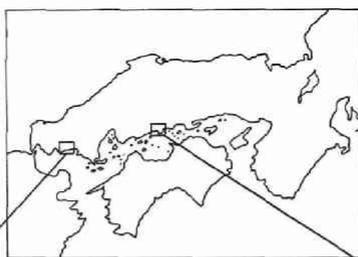
向島^{ムカイ} 周防（山口）佐波郡

三田尻新田の南なる一島にして、南北半里東西一

里、其錦岳は標三百米突とす。……○此島は陸岸と狭

水道に由て分隔す。（注8）

向島を抱きこむようにかかえている三田尻湾沿岸は、かつて、東佐波令、宮市、西佐波令、三田尻等の村々が栄えていた所である。大日本地名辞書引用の史学雑誌に「国衙の字は、宮市の東なる、東佐波^{サハ}令^{レイ}の中とす、其旧域をば俗に国府八町と呼び、今猶田疇^{サハ}の間に存せり、文武紀に周防総令所も是地にありしならん、三田尻は国衙村の南に隣する地にして、……中国鎮西の漕路に当れる津港なれば、安芸周防長門駅館など、書紀に見えたる蕃客引接所も、是地に置かれしなるべし、」とある如くである。



向島^{むかひ} 備後(広島) 御調郡

尾道瀬戸の南にして、陸岸を去る、三四町古名歌島と云ひ、……方一里許の面積あり(注9)

文中の古名歌島は中世までで、近世には向島と呼ばれている。この歌島の位置関係について「了俊道行振云、尾道浦、此向ひなる方によこほれる島あり、」(注10)と、すでに中世にも「尾道の向い」という観念はあったらしい。

この尾道は、「海涯の地、甚だ狭くして、山足に添ひ往来すれば、山之尾之道と云ふ意なるべし、近世、芸藩浅野氏領有の時、此邑は都会なるを以て、特に町奉行を置き之を治めたり、商賈頗盛大にして、問屋市場廻船の業観るべし、」(注11)とある如く、近世になって発達した町である。歌島から向島への呼称変化と期を一にしてある点に興味がひかれる。

これらの例から、向島は、東佐波令、宮市、西佐波令、三田尻(現防府市)や尾道(現尾道市)のように港のある比較的開けた集落から海を隔てて向き合っている(向こうにある)島という意味であることが分かる。なお、両島とも古くから人が住んでいる。

次に、「むかひ」「むかう」「むかへ」を岩波古語辞

典で調べてみると、

むか・ひ^{ムカヒ}【向ひ】【四段】《向キ合ヒの約。互に正面に向き合う意。また、相手を目指して正面から進んでいく意》……

むか・う^{ムカウ}【向う】《ムカヒの音便形》①前面。前方。……②先方。相手。……③名詞に冠して、正面

・前面の意を表わす。「脛(ねづ)」「疵」など。

……

むか・へ^{ムカヘ}【下二】《ムカヒ(向)の他動詞形》①

【向へ・対へ】自分自身の正面を対象に向かせる。

(面を)向かせる。真正面に向かせる。……②【迎

へ】自分の正面を対象に向けて、対象の動きに応じる。……

とあり、これからみても前述の解釈は妥当なものと思える。

そこで、大隅国向島は、「むかいじま」「むかいのしま」「むかえじま」「むこうじま」「むこうのしま」等多くの読み方があるが、その名義を旧記であたつてみると、

元禄十年、釈覚慧日州紀行曰、在^レ東而觀^レ之、山亦向^レ東、在^レ西而觀^レ之、山亦向^レ西矣、南北亦然、故名^レ之曰^二向島^一云云、是向島の義は、此島の形体に由

て、名を得たるなり、(注12)

隅州大隅郡桜島山海中一大奇觀也、距甕城一里、直甕城一面、面無所背、其有一面俱皆八面之相、即方異而相無異也、故謂之向島、(注13)

コニーデ状の複合火山である桜島は、その形成過程からどの方角からみても同じ形になるのが当然で、「在東而觀之、山亦向東云云」「即方異而相無異也」はその限りにおいて正しい。しかし、これが「故名之曰向島」「故謂之向島」とするのは、いささか強引な感じがする。

その島が「向島」であるためには、その島に人が住んでおり、そして、その島が特定地域の集団によって「海を隔てて自分たちと向き合っている」という共通認識があることが前提条件である。

その特定地域とはどこか、その一つは、国府が置かれ国分寺が建てられ大隅国の一の宮鹿兒島神宮があり、古くから栄えた国分地方である。もう一つは、安和元年(九六九)伴掾大監兼行が鹿兒島郡神食村(鹿兒島市伊敷町)に館をかまえ、曾孫兼俊が肝属郡に移った後も縁者長谷場氏が東福寺城に矢上

氏が催馬楽城にあり、曆応四年(一三四一)島津五代貞久が両城を落し東福寺城に島津六代氏久が居住した。こうして、古代末から中世初期に栄えはじめた鹿兒島である。

つまり、「向島」は、国分地方か鹿兒島のいずれか一方、もしくは、両地域から「海を隔てて向きあっている島」ということになろう。

三、桜島の語源

桜島という地名の起り(意味)については、古来、様々な説が唱えられて来た。その中の主なものを列挙すると、

- (1) 桜島忠信、此州に大守たる時、此島の郡司を召て、過を糺し、歌を作らしめ、其所詠の歌、人口に膾炙して御撰花山に取られ、此島及び歌、彼忠信が為に世に鳴るを得たり、桜島を以て此島の名と称するに至歟。(三国名勝図会)

- (2) 桜島の名義は、此島の五社大明神社に、木花佐久夜姫を祭る、故に桜島の名は、此佐久夜姫より出たる者ならん。初め咲夜島なりしを、後世桜島と転称したるならん。(三国名勝図会)

(3) 此山涌出す、桜花海に浮ぶ、其花瑞に因て、桜花を命ず、又、州上に桜樹あり、其州一夜に突出して山となる。故に名づくといふ。(三国名勝図会)

(4) さくらは、サク(谷)・ラ(接尾語)か、サ(接頭語、美称)・クラ(谷)で、いずれにせよ「谷間」を意味する地名。(楠谷佑介他「古代地名語源辞典」)である。

以上の各説について、

(1)(2)については、地名が人名(姓)の起源となることは多い(八〇割ぐらいと言われている)がその反対の場合には極めて少なく、また、「記」「紀」「風土記」等にみられるような牽強付会な地名説話的要素もあることなどから考えて少し無理があり、

(3)は、桜島の火山活動が約二万二千年前に始まった(注14)ことから考えて不自然であり、

いずれも、地名語源の説明としては適切さを欠くように思われる。

(4)は、桜島についてではなく「さくら」地名一般についての語源説明であるが、これは桜島の地形的特徴とも一致し納得出来るものである。

従って、(4)の説を基にして桜島の語源について考えて

みたい。

サク・ラについて、大言海には、

さこ(名)一谷一迫一「狭処ノ義カト云フ、さくと云フハ、音転ナラム(何処、いづく)。伊勢ノ山田ニテ、小路ヲセコト云フモ、狭処カト、云フ」谷ノ異名。東国ニテハ、さくと云フ。神名帳ノ出雲国、楯縫郡、宇美神社ハ、二百年以前マデハ、迫ノ奥ト云フ、谷ノ奥ニアリテ、迫大明神ト称シ、今モ、然云フ。……

ら(接尾)一^割一「群ノ略ト云フ」(一)名詞、代名詞、二添エテ、物事ノ数アルヲ示ス接尾語。……

ら(接尾)「り、れ、ろニ通ズ」語の末ニツケテ云フ助辞。普通、意味ナキモアリ、又、親愛ノ意アルモアリ。……

とある。

サク(saku)はサコ(sako)と同義語で、両者はそれらに含まれているuとoとの母音交替形の語である。サクは主として東国で使われていたことを教えてくれる。一方、鹿児島では、両方から山が迫っているような地形の所を「一迫」^{サコ}「迫一」^{サク}と呼んでおり、サクはあまり使われていないようである。ラについては、二つのう

ちいずれが適切であるか不明であるが、接尾語であることに違いはない。

次に、サ・クラについて、再び大言海をみよう。

さ(発語)〔常ニ、小夜、狭衣、狭山ナドト書ケドモ、借字ニテ、ちひさき意ハナシ。せまき意ニモアラズ〕何ノ意味モナキ発語。……(注、発語は

接頭語の意)

くら(名)一谷一〔暗ノ義ニモアルカ、朝鮮語ニ、洞ヲ、こるト云フ。〕谷ノ古言。くらたにトモ云フ。

万葉集、十七七「鶯ノ鳴ク久良谷ニ打チ填メテ焼ケハ為ヌトモ君ヲシ待タム」古事記上ニ、閼添加美神トアルモ谷霏ニテ、神代紀上ニ、高霏トアルハ山ナルニ対ス。股ぐらト云フモ谷ニテ、諸国ノ地名ニ、何倉、某倉トアルモ谷ナラムト云フ。(古事記
伝)

また、クラという名のつく山を地形の面からみると「大倉山、黒倉峰、高倉山など、クラのつく山には一般的な山の意でなく、断崖や崩壊谷、あるいは峻険な斜面をもつ山をさして、特にそうよんでいる例が非常に多

い。……一好例をとれば、岩手県の岩手山付近に八幡平という火山地域がある。そこに黒倉山(二、五六八)、姥倉山(二、五一七)、大倉山(二、四〇八)、鬼ヶ城山(二、七〇六)などの、御釜湖のある火口をめぐる

外輪山の山々があつて、それらの頂上付近はいずれも片側が火口壁の大断崖をなしている。また鬼ヶ城山の北西にも上倉山(一、三六二)、中倉山(二、三七二)、下倉山(一、一六六)などが、一つの火口を中心として並び、これらもすべて片側は大断崖の山である。このことは何も火山地域にかぎらず、クラのつく山にはガケや岩場の著しいものが数多いことの一例にすぎない。(注15)

以上から、桜島の地名語源は、「サ・クラ・ジマ」で、サは接頭語、クラは断崖・崩壊谷あるいは峻険な斜面をもつた山、シマは文字通り「スベテ、四面、水二囲マレタル、一区ノ地」(大言海)ということになる。

第六節 隼人の反乱

第一回の反乱は、前述の通りで中央政府の南島対する国竄への反発からであつた。それは剽劫という形をとり武力衝突にまでは至らなかつたが、大宝律令制定直前の

律令制確立期の事件であっただけに中央政府にとっては不気味な事件であつたらう。

第二回反乱は、大宝二年（七〇二）に起こっている。

薩摩多嶽、化を隔て命に逆ふ。是に於いて兵を發わして征討し、遂に戸を校して吏を置く。（統紀）

この乱の原因は、隼人が「化を隔て命に逆ふ（＝天皇の徳化をさえぎり命令に逆う）」、つまり、律令に基づく国郡制の実施に対する抵抗であつた。

この年の二月「歌斐国、梓弓五百張を献じて、以て大宰府に充つ。」（統紀）、三月「信濃国、梓弓一千廿張を献じて、以て大宰府に充つ。」（統紀）が如き大量の武器を調達し、そして、乱の鎮圧にあたつて大宰府管内の神社九処に戦勝祈願を行うなど、周到な準備と重大な決意の下に事は進められた。

その結果、反乱の鎮圧は成功、直ちに「戸を校べ吏を置」かれた。唱更国（薩摩国）が置かれたのもこの時であるう。そして、その唱更国司の上申によつて「国内の要害の地において、柵（とりで）を建てて、戊（守備兵）を置」（統紀）き、隼人の反抗に備えた。

第三回の反乱は、和銅六年（七一三）に起こっている。同年七月五日に元明天皇の詔

今、隼賊を討つの將軍并に士卒等戦陣に功ある者一千二百八十余人。並に宜しく勞に随ひ勲を授くべし。

（統紀）

が出されており、これから、相当規模の反乱があつたことは予想されるが、くわしいことはわからない。

この叙勲の三カ月前、「日向国肝坏・贈於・大隅・始羅の四郡を割きて、始めて大隅国を置」（統紀・和銅六年四月条）いたのは、この反乱の戦後処理であつたと考えられる。とするならば、この反乱は大隅国創置計画に対する隼人の武力抵抗であつたということになるう。

第四回の反乱は、養老四年（七二〇）二月「隼人反して大隅守陽侯史磨呂を殺」（統紀）したことに端を発している。

これに対して朝廷は三月、中納言大伴旅人を征隼人持節大將軍、笠御室と巨勢真人を副將軍として大隅国に派遣した。戦いは「盛熱に属す」る六月の酷暑の頃まで続いたが、圧倒的な兵力をもつ朝廷軍の前に「兇徒は剪り掃ひ、酋帥は面縛せられて、命を下吏に請ひ、寇党叩頭して、争ひて敦風に靡く」（統紀）にいたり一段落した。

かくして、八月には大將軍大伴旅人は帰京したが、「隼人未だ平かず」副將軍以下現地に留まつて戦いを続

けた。彼等が凱施するのは翌五年七月で、この戦いで討たれた隼人は千四百余人であった。

この反乱の原因は造籍にあったらしい。造籍とは戸籍を造ること、それは隼人の一人一人がその姓名・年齢・性別を戸籍に記載され、中央からの役人によって完全に掌握されることであった。そしてそれは、班田制実施の前提でもあった。これによって、隼人社会の古代的共同体は崩壊し、その「酋帥」は族長としての地位を失うことになるのである。反乱は、その造籍の年・養老五年（七二二）の前年に起こったのである。

この養老四年の反乱を最後に隼人の組織的・反乱は終わりをつづるのである。天平十二年（七四〇）の藤原広嗣の乱である。それは、大宰少貳藤原広嗣が「上表して、時政の得失を指し、天地の災異を陳」（続紀）べ、玄昉と吉備真備を除こうとして起こした乱である。

北部九州が戦場となり、朝廷軍にも広嗣軍にも隼人が参加させられていた。板櫃河の合戦の時、朝廷軍の呼びかけが功を奏し、大隅隼人嚮於君多理志佐などの帰順者が出て、間もなく広嗣は捕えられ乱は終わった。

薩摩・大隅両国の朝貢と班田收授の法

大宝二年の反乱鎮圧と同時に「戸を校して吏を置」き、薩摩国ついで大隅国が創置され、律令体制が浸透していったのは前述の通りである。しかし、天平二年（七三〇）にいたっても、

大隅薩摩両国の百姓、国を建ててより以来かた、未だ曾て田を班^むたず、其の有する所の田は悉く是れ墾田、相承けて佃^{たう}ることを為して、改め動かすことを願はず。若し班授に従はば、恐らくは喧訴多からんと。是に於いて、旧に随ひて動かさず、各自佃^{たう}らしむ。（続紀）

という状態で、班田收授の法は行われていなかった。

そのため両国の隼人には、それに基づく貢租（租・庸・調・雑徭）の負担や兵役の義務はなかった。しかし、代りに改新前と同じく朝貢の義務を負はなければならなかった。それは、彼等が公民としての地位を認められていなかったという事でもあった。

凡そ辺遠の国、夷人雑類有るの所は、まさに調役を輸すべき者、事に随ひて斟量し、必ずしも華夏に同じからず。（令集解卷十三・賦役令）

とあるのがまさにそれで、夷人雑類の中に隼人が毛人・

肥人・阿麻弥人と共に含まれていることは引用の令集解の注によっても明らかである。

さて、その隼人の朝貢に関する記述は、日本書紀・天武十一年（六八二）七月条に、

隼人、多に來て、方物を貢り。是の日に、大隅の隼人と阿多の隼人と、朝廷に相撲る。大隅の隼人勝ちぬ、とあるのが初出であるが、これが制度化されたのは薩摩国・大隅国創置以後のことである。

そして、大隅国創置直後の靈龜二年（七一六）には、大宰府言す……又薩摩大隅より貢する隼人、已に八歳を経たり。道路遙に隔てて、去來便ならず、或いは父母老疾し、或いは妻子單貧なり。請ふ六年を限りて相替えんと。並に之を許す。（続紀）
として、それ以後、朝貢は「六年相替」となった。

今、隼人が朝貢を行った年を続日本紀、類聚国史で見ると次の通りである。

- 1、和銅二年（七〇九）十月 薩摩隼人郡司已下一百八十八人入朝す。諸国の騎兵五百人を徴して、以て威儀を備ふ也。
- 2、養老元年（七一一）四月 天皇西朝に御す。大隅薩摩二国の隼人等、風俗歌舞を

奏す。位を授け、祿を賜ふこと各差有り。

- 3、養老七年（七二三）五月

大隅・薩摩二国の隼人等六百廿四人朝貢す。

- 4、天平元年（七二九）六月

薩摩の隼人等調物を貢す。

同年七月

大隅の隼人等調物を貢す。

- 5、天平七年（七三五）七月

大隅・薩摩二国の隼人二百九十六人、入朝して調物を貢す。

- 6、天平十五年（七四三）七月

天皇石原宮に御して、饗を隼人に賜ふ。

- 7、天平勝宝元年（七四九）八月

大隅・薩摩両国の隼人等御調を貢し、并に土風歌舞を奏す。

- 8、天平宝字八年（七六四）正月

大隅・薩摩等の隼人相替る。……

- 9、神護景雲三年（七六九）十一月

天皇臨軒。大隅・薩摩の隼人俗伎を奏す。……

- 10、宝龜七年（七七六）二月

南門に御す。大隅薩摩の隼人俗伎を奏す。

南門に御す。大隅薩摩の隼人俗伎を奏す。

11、延暦二年（七八三）正月

大隅薩摩の隼人等を朝堂に饗す。其の儀常の如し。天皇閣門に御して臨觀す。詔して階を進め物を賜ふこと各差有り。

12、延暦十二年（七九三）二月

大隅国曾於郡大領外正六位曾乃君牛養外從五位下を授く。隼人を率ひて入朝を以す也。

表3 朝貢と朝貢との間の年数

回数	年数	回数	年数	回数	年数	回数	年数
1	2	2	3	3	4	4	5
8	9	6	10	6	11	6	12
5	7	7	10	10	15		
				8	6	7	8
						15	

表3は、隼人が行った朝貢の各回間の間隔を年数で示したものである。第一回目と第二回目の間隔が八年であるのは、朝貢「六年相替」を許可した靈龜二年がすでに第一回朝貢から数えて七年目であったため、第二回朝貢は「八歳を経」て行わざるを得なかったことによるのである。また、第七回目から第八回目にかけての十五年間は、実際に朝貢が行われなかったのか、或いは、行われはしたが続紀への記載漏れになったのか不明である。この二つを除いた上で朝貢の間隔を見ていくと、それは

時代が下がると長くなっており、「六年相替」の原則がくずれていったことが分かる。

そこで朝廷は、延暦二年の朝貢から九年たった延暦十一年（七九二）七月、

頃年隼人の調、或いは輸し或いは輸せず、政事に於いて、甚だ不平に渉る。今より以後、宜しく偏に輸せしむべし。（類聚国史）

これを受けて、延暦十二年、ようやく十年目にして朝貢が行われた。以後、朝貢に関する記録はなく、多分、これが隼人の最後の朝貢であったろう。

この朝貢から七年後の延暦十九年（八〇〇）

大隅薩摩両国の百姓墾田を収め、便ち口分を授く。

（類聚国史）

とある如く、薩隅両国でも墾田を収公し口分田を班給する班田収授の法が実施に移された。

これと並んで、延暦二十年（八〇二）、大宰府は隼人の朝貢の停止を決定し、ついで延暦二十四年（八〇四）には、大替隼人の風俗歌舞を停止した。

つまり、薩隅両国の班田収授の法の実施は、隼人の朝貢と服属儀礼としての風俗歌舞の廃止をセットにして行われたのである。

班田収授の法が公民を対象として行われたのに対し、朝貢は夷人雑類である隼人の義務として行われたことを考えれば、これらの施策は、隼人の公民化のためにとられた措置であつたことが分かる。

こうした隼人の公民への昇格は、薩摩・大隅両国にとつて、古代への訣別のシグナルでもあつたのである。

引用および参考文献

- 注1 中村明蔵『隼人の研究』学生社
- 注2 中村明蔵『隼人の楯』学生社
- 注3 注2に同じ
- 注4 松村武雄「海幸山幸の神話」『日本神話の研究』第二卷
- 注5 鏡味完二『日本地名学』上 東洋書林
- 注6 平田信芳「桜島考」『隼人文化』15号
- 注7 金井弘夫編『日本地名索引』アポック社
- 注8 吉田東伍『大日本地名辞書』西国 富山房
- 注9 注8に同じ
- 注10 注8に同じ
- 注11 注8に同じ
- 注12 「大隅国大隅郡桜島・島名諸説」『三国名勝図会』
- 注13 「島津家久譜」『旧記雑録後編』三 鹿児島県
- 注14 小林哲夫・福山博之「桜島火山のテフロクロノロジー」『火山』29
- 注15 松尾俊雄『日本の地名』新人物往来社

鹿児島県『鹿児島県史第一巻』

鹿児島市史編さん委員会『鹿児島市史1』

国史大辞典編集委員会『国史大辞典』吉川弘文館

鹿児島大百科事典編纂室編『鹿児島大百科事典』南日本新聞社

井上辰雄『隼人と大和政権』学生社

井上辰雄『熊襲と隼人』教育社

第七節 鎌倉時代

鎌倉時代、向島は大隅国下大隅郡に属していたと思われるが、下大隅郡の史料は少ない。しかも向島の記録は皆無に近い状態であり、元享四年（一三二四）十一月二十九日島津道慶と石谷道有の領地争いに対する調停である鎮西下知状に「富松の北中野猿走より向島北上鼻崎に定め畢んぬ」とあるぐらいである。

第八節 南北朝時代

島津氏初代忠久は、建久年中（一一九〇〜九八）には、薩隅日三州の守護職を得ていた。しかし建仁三年（一二〇三）比企能員の乱に連座して、忠久は三州の守護職を没収された。忠久が薩摩国の守護職と地頭職を返されたのは二年後である。鎌倉時代の島津氏は、これを

嫡子に相続させていくのである。鎌倉時代末になり、北条一族の勢力が衰えると、島津家五代貞久は、北条氏が守護である大隅・日向に勢力をのぼし鎌倉幕府の滅んだ元弘三年（一二三三）日向国守護に、翌建武元年大隅国守護となった。百三十年ぶりに再び三州の守護を兼ねたのである。この建武元年向島に関する史料が残されている。

〔安養院文書〕

大隅国向島西方奉河原道勝安置香福寺薬師如来之敷地並佛聖燈油田等之事、任伊賀法橋快秀置文之旨、所奉寄進當寺也、早天長地久、殊可申本家領家之祈禱也、且雖爲何預所弁濟使、此寄進分、向後永不可有違乱妨之由、依領家仰下知如件

建武元年五月十七日

法眼隆然奉

河原道勝は向島西方を香福寺薬師如来を安置する敷地並びに燈油田として寄進している。安養院は諏訪神社（磯公園南、鳥越トンネル近く）の向かい側にあった同神社別当寺院である。当時向島西方は河原道勝が支配していたことがわかる。ここを預所、弁濟使が圧迫したので、彼らの「乱防」を防ぐための寄進であろう。

次の史料によって翌建武二年十月下大隅郡など九カ所

の預所として向島に勢力をのぼしたのは島津貞久であることがわかる。貞久は前述のように、建武元年大隅国守護職を回復したばかりであった。従来から下大隅郡向島を所領としていた河原氏と貞久の利害が衝突したことが考えられる。

太政官符大宰府

応_レ令_三貞久法師領_二知中宮職領管大隅国寄郡内下大隅郡、大称寢院、鹿屋院、串良院、小原別府、西保村、百引村、横河院、曾小川村_{地頭領}知分預所職_一。右、得彼_二職去月廿六日解状_一、件庄庄者、爲_二當職領重色_下之地_一、貞久法師致_上知行_一、所_レ勲_二課役_一也、望請恩裁以_二貞久法師_一、爲_二件庄預所職_一、被_二定置_一之年貢無_二懈怠_一者不_レ可有_二向後牢籠_一之旨、將_レ被_レ下_二官符_一、弥專勲役者、…

建武二年十月七日

当時島津之庄は奈良興福寺の一乗院の荘園であった。そのことを示すのは次の史料である。

嶋津庄大隅方寄郡田数七百十五町八段三丈内

一道鑿知行分(貞久)

下大隅郡 九十五町九段

大称寢院 四十町五段四丈

鹿屋院 八十五町九段

串良院 九十町三段二丈

西俣院 廿四町六段二丈

曾小川村 十二町六段四丈

以六箇所田數三百四十九町九段三丈

一 寺社御寄附分 但道鑑拜領九ヶ所之内

横河院 三十九町五段二丈安樂寺天満宮御寄附 附建武三年二月日

百引村 十三町四丈博多聖福寺御寄附 同年同月

小原別府 二十三町三段三丈當国大智寺々院興行 祈所貞和二年三月日

以上三箇所田數七十八町九丈

一同寄郡内他人拜領分

(四行略ス)

惣都合田數七百十五町八段三丈

右嶋津庄日向大隅三箇国本家一乘院寄郡、地頭加徴米

者段別五升也矣

(右上書)

「官符宣口注文案觀応元六く廿四」

下大隅郡以下は、中宮職領であると同時に一乘院領でもあった。中宮職は太政官中宮寮の年貢徴収権である。こうして下大隅郡は政府(中宮寮)と一乘院の両方の支配をうけ、両方に年貢を納めた。このような性格をもつものを寄郡という。貞久は寄郡の預所・地頭として年貢を徴収し、これを中宮寮と一乘院とに納入した。その手数料が反別五升である。

興福寺は藤原氏の氏寺であり、一乘院は藤原五摂家のうち近衛流である。島津家と近衛家とのつながりがここに見てとれる。

前の史料にある觀応元年(一二三五〇)は南北朝時代(一二三六く一二三九二)の中で、觀応の擾乱じょうらんが起こった年である。中央における宮方(南朝方)と武家方(北朝方)の争乱に加えて武家方の内紛、足利尊氏とその弟直義たてよしとの間に争乱が起こった。これが觀応の擾乱である。中央の争乱は地方にも及んだ。薩隅日も例外ではなかった。すでに尊氏は建武三年(一二三三六)三月、畠山直頭を大将として大隅国に派遣しており、貞久は武家方につき直頭と共同作戦を展開した。觀応の擾乱の後、貞久は尊氏方、直頭は直義方にわかれて対立した。この間

における向島の動静を物語る史料はない。先にみたとおり下大隅郡（向島を含む）は一乘院の寄郡である。一乘院は南朝方である。従つて反尊氏すなわち反貞久方である。そしてこの時期大隅では禰寝氏を配下に組み入れた直頭方が優勢であった。向島は直頭方と貞久方両勢力の接点として、河原氏には両方からの働きかけが強かったにちがいない。観応二年六月の次の二つの史料がそのことを示してはいないだろうか。

「安養院文書」

向嶋西方可存知事

或号講免園或称道領、依籠置惣領百姓等、御公事闕如之條、以外次第也、所詮於向後、隨于其分限置之、於相殘之族、於惣領百姓可令全御公事、若背制符於籠置者、云講免領・云道領、可被收公也、次大夫太用之時者、彼兩所悉可進之、若募權威無沙汰之時者、可及殊沙汰也、其旨可存知之状如件

観応二年六月十九日

向島西方が講免園とか道領とかいって、公事（その地の特産物）を納入しないのは、もつてのほかである。今後公事を納入しない場合は公領として没収すると強硬姿勢

である。その直後、河原氏に柔軟な姿勢も見せている。

「安養院文書」

向嶋西方河原越前守間事、雖爲御内御方人、同心成阿弥陀仏当嶋ニ引入悪党之間、雖可被誅罰、以別儀、可安堵之由、所被仰下也、於向後者、全御年貢、爲御方人之上者、可致奉公之忠之状如件

観応二年六月廿五日

貞家奉

河原越前守は御内御方人ではあったが、向島において敵対行動をとる悪党であるので、誅罰ちよつすべきである。しかし特別のはからいをもって所領を安堵するので、今後はすべての年貢を納入することで、御方人としての奉公之忠を示すべきである。河原氏を一方の側が制圧し、その支配下に組み込んでいない状況を伺い知ることができると。しかし向島の河原氏が、尊氏—管領—島津のラインか、直義—直冬—直頭—禰寝のラインのいずれに属していたのか明らかにし得ない。島津氏の拠点東福寺城麓の安養院の文書という点からすると、島津側に組み込まれようとしていることになるのだろうか。いずれにしろ、両ラインの接点として重要な地域として向島が考えられていたことは疑いない。

正平十二年（一二五七）博多ひいのかわの後家尼が、向島横山の上山右衛門に、上山堂地を譲った譲状がある。

〔桜島上山氏文書〕

ゆつりあたへ候上山のたうち（堂）の事、さつまのくにかこしまのうちに（西田村）したのむらうしろさこのいやしき、たハ六反廿、その三ヶ所、さかい、ひんかしみなみハおうちをさかう、にしハかわをさかう、きたハなつかげやまし郎かさをかきりにて候、うへやまのゑもん五郎殿ニゆつり候、又なんと（河）きもひ（藏）のかわ（川）のあまかくた（下り）り候ハ、はかう（河）にて候、そのほとは、はからい候へく候、たの（他）いらん（乱）おなさらんしやう件（前脱力）

正平十二年（一二五七）二月十一日

ちくせん（筑前の国）のくにはかた（博多）のひい（藤）のかわ（川）のこけ（後家）判

ゆつり状

上山ゑもん五郎とのへ

右者、私先祖讓状書写可進旨、任御望式通書写進覽任候、以上、

天文元年（一五三二）丙辰十月廿八日 桜島住大神 上山大右衛門惟榮判

上山寺恵心和尚様

上山堂地として、鹿児島西田村の居屋敷・田六反・藪三カ所を譲るとして、その四至を記している。東南はおう

ちを境に、西は冷水、北は夏蔭山四郎坂を限っている。これは現在の城山を中心とする地域である。上山氏は鎌倉末期の文保元年（一二二七）の薩摩国御家人交名に、鹿児島郡の上山領主と記されている。上山は現在の城山と思われ、文保元年から正平年間の何時、上山から桜島に移ったかわからない。

第九節 室町時代

室町時代の初期

明德四年（一二三三）、向島藤野村の史料が知られている。

〔正文在藤崎正兵衛〕

（花押）

宛行

向嶋西方内藤野村名頭職

刑部九郎所

右以人、補任彼職者、云佛神事以下修理興行、云御年貢井御公事等、任先例可令致其沙汰也、聊承知之、無令違失、仍執達如件、

明德二年六月廿六日

慶本奉

藤崎氏系図によると、藤崎氏は向島湯之に住んだ公頼の次の公紀が藤野を領したとある。その次の公賢が刑部九

室町時代の向島

永 享11	1439	向島 西堂之村，野尻村，赤水之内園一カ所福昌寺領（旧）
嘉 吉 2	1442	向島 有村島津用久 本田氏に給す（旧）
文明年中	1469～86	長門城を島津忠弘（喜入氏の祖）が領し数代続く，桜島半分を領有す（三国）
大 永 6	1526	向島領主島津勝久（薩藩沿革地図）
天 文 6	1537	本田董親を向島地頭となし，向島嶽・藤野・松浦・西道・赤水を与える（国史）
◇ 8	1539	榊山幸久に松浦・二俣を与える，島津忠俊に赤水を与える（旧）
弘 治 3	1555	榊山助太郎 赤水を与える（旧）
永 祿12	1569	赤生原の塩屋一軒を妙谷寺に寄進（旧）

（旧）＝旧記雑録 （三国）＝三国名勝図会 （国史）＝島津国史

郎である。系図にこの記録はない。公賢代に藤野村の領有権を安堵されて以来、今日に至るまで藤崎氏は同村に居住している。

室町時代の向島の各地の名前が所領として与えられる形で散見される。それを一覧表にしたものが上である。

室町中期の向島の事件として忘れてならないのが、文明の噴火である。文明三年（一四七二）九月十二

日黒神村で噴火、人民多死と記されたのと、同七年八月十五日野尻村が噴火、翌八年九月五日と十二日の噴火で人や家畜が死んだのと、三回噴火している。とくに八年の噴火は五日間の大地震の後十二日に大爆発し、火山灰は七日間ばかり近国に大いに降ったといわれ、かなりの被害が出たものと思われる。なお、島の西南の海中に周囲二里（八キ）の島ができて、本島につながったという。その島は今の燃崎とも、沖小島・鳥島とも言われているがはっきりしない。この噴火を、山口生まれの名僧桂庵玄樹は次のように詠んでいる。

烈火曾燒一島来 桑田碧海総休レ猜
去年澗底草深処 七里平原沙作レ堆

七里原は福山牧ノ原から末吉・恒吉辺をいう。このあたりに火山灰が多量に降ったことを歌っている。

室町末期、三州統一を目指す島津氏と大隅を拠点とする肝付氏との争乱で、向島は重要な軍事拠点として登場する。当時向島は島津の支配下にあり、島津は肝付に備えて、横山に三角城（城山）を構え、ここに地頭鎌田出雲守を置き、嶋殿・横山・萩原・上山などはじめ向島の



横山の三角城

諸士を指揮させた。さらに交代で向島に兵を詰めさせ兵力を強化していた。元龜二年（一五七一）肝付氏は柵寝・伊知地の両氏をさそって、三百余隻で鹿兒島を攻め竜ヶ水に戦った。このとき向島に在番していた島津家久は約五百騎を率い、肝付軍が鹿兒島に向かうときには、横山を出て野尻・赤水に備え、肝付軍が鹿兒島から竜ヶ水沖に移動すると、それに応じて藤野に備え、肝付勢が退くときは瀬戸を守って向島をかためた。また天正元年（一五七三）家久・歳久が向島瀬戸の対岸早崎に屯し、小浜攻めを行ったときも、向島瀬戸から渡海している。

第十節 織豊時代

この時代の向島は『上井覚兼日記』に度々出てくる。上井覚兼は宮城城主である。貴久に仕え、二十九歳で義

久の奏者となり信頼された。覚兼は向島白浜を領有していたので、鹿兒島・宮崎の往復の都度白浜に立ち寄っている。舟による鹿兒島・白浜・敷根（現国分市）ルートが覚兼の宮崎への道中の一部である。天正十三年（一五八五）覚兼領の白浜と本田正親領二俣との間で境論が起こった。向島地頭河上源五郎の裁定で、上井・本田の二人は落着いたのであるが、二俣の百姓はこの裁定を納得せず、二俣から逃散した。これにあわてた本田氏は上井氏に境論のやり直しを申し入れたが、上井氏はこれを受け入れず紛糾していく。結論については史料を欠くので不明である。

同年四月向島で馬追いが行われた。向島の牧場は武村にあった。牧に狼がしきりに出て、馬に害を与えていたため牧は閉鎖されていた。ところが前年に牧を再興し、馬数十六頭となっていた。しかし狼の害は絶えず、このため後年に至り武の牧を廃し吉野に移した。

向島は鹿兒島に近い島ということ、人質の島でもあった。天正六年米良弥八郎と右松二郎三郎は向島に人質として、とらわれの身であったが、ここを脱出している。また同九年相良義陽の二子を入質として当島にしている。寛永十年（一六三三）で江戸時代に入るが、城

下に潜伏していたキリシタン小三郎が捕えられ向島に送られている。また同十三年にはキリシタン矢野主膳とその二子が向島で処刑されている。

第十一節 江戸時代

一、桜島郷

関ヶ原の戦いに負けた島津義弘は、慶長六年（一六〇一）四月から六月まで、向之島藤野に蟄居した。翌年四月島津氏は、徳川家康から、薩摩・大隅・日向の諸県郡の本領を安堵された。徳川幕府から、薩摩藩に対する最初の判物（幕府公認の高）は、島津家久あてに、元和三年（一六一七）九月五日に出されている。判物高は、六十万五千石（一六四九村）で、その内訳は左の通りである。

薩摩國 三十一万四千八百五十石余

大隅國 十七万八百三十三石余

日向國 十一万九千九百六十七石余

その後、寛永十一年（一六三四）には、琉球高十二万三千七百石が加えられた。寛文四年（一六六四）の判物をはじめ、代々の判物は寛永のものと同じである。いわゆる「天保郷帳」も、寛文四年の判物と、まったく同一内

表1 大隅国大隅郡向之島郷の村高

	薩隅日並琉球高辻帳	天保郷帳
	石斗升合	石斗升合
有村	66. 3. 4. 6	66. 3. 4. 6
脇村	155. 2. 2. 8	155. 2. 2. 8
くろかみ 黒上村	48. 2. 0. 2	48. 2. 0. 2
こうめん 向面村	5. 4. 7. 2	5. 4. 7. 2
さいどう 西道村	41. 7. 3. 0	41. 7. 3. 0
松浦村	50. 8. 5. 5	50. 8. 5. 5
白浜村	108. 0. 4. 0	108. 0. 4. 0
藤野村	209. 9. 9. 9	209. 9. 9. 9
たけ 嶽村	297. 0. 7. 4	297. 0. 7. 4
赤尾原村	139. 1. 3. 1	139. 1. 3. 1
赤水村	163. 2. 6. 0	163. 2. 6. 0
野尻村	75. 0. 5. 1	75. 0. 5. 1
横山村	273. 6. 6. 4	273. 6. 6. 4
湯之村	64. 4. 2. 7	64. 4. 2. 7
合計	1697. 4. 7. 9	1697. 4. 7. 9

注 [薩隅日並琉球高辻帳]は寛文4年(1664)
[天保郷帳]は天保6年(1835)である。

容である。幕府は、將軍の代わりごとに、判物をだした。その中味は、家康が出したものを、代々の將軍が受けついだものである。判物高は、將軍の認めた島津氏の格式の一つであり、土地の実態とはかけ離れたものである。

寛文四年の「薩隅日並琉球高辻帳」と「天保郷帳」はいずれも判物高である。両帳の間には百七十年間の差があるが、その記載内容は、まったく同じである。両帳で

桜島関係分をひろうと、表1のとおりである。寛文四年の高辻帳は、実は秀吉の文禄検地によると考えられるので、これによって、文禄三年（一五九四）ごろの桜島の様子を、知ることができる。当時、桜島で最も石高の大きいのは、言いかえると生産力の大きなのは嶽村（武村）で、以下横山・藤野・赤水・脇・赤生原・白浜の順である。石高の大きさは、耕地・宅地を含めた生産力の高さと、面積の広さと、耕作に従事する農民の多さとを意味するので、村の大きさ、にぎやかさを示すと考えることができる。

桜島郷は何郡に属したか

薩摩藩の行政組織は、つぎのようになっていた。

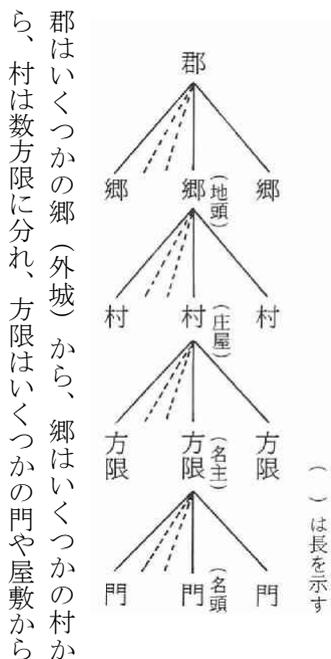


表2 大隅郡の諸郷

年代	郷	備考
文禄3年(1594)	禰寝、垂水、牛根、向之嶋	禰寝に大根占、小根占、田代、佐多を含む
寛永16年(1639)	向之嶋(垂水)、佐多、田代、大根占、小根占、牛根	垂水は私領
宝永7年(1710)	牛根、桜島、垂水、大根占、小根占、田代、佐多、新城	
享保7~11年(1722~26)	桜島、牛根、垂水、大根占、小根占、田代、佐多	
延享1年(1744)	桜島、牛根、小根占、大根占、田代、佐多(垂水)	私領(垂水)を加えた。以下同じ。
天明3年(1783)	桜島、牛根、小根占、大根占、新城、田代、佐多(垂水)	新城肝付郡
文政1年(1818)	桜島、牛根、小根占、大根占、田代、佐多(垂水)	

注1 文禄3年は、文禄検地の結果を記録したものと考えられる寛文4「薩隅日并琉球高辻帳」によった。

2 その他は寛文16「諸郷給地高」、宝永7「鹿児島県史概説」、享保7~11年「薩隅日惣高並郷村綱」、延享1「鹿児島県史」2巻、天明3年「三州御治政要録」、文政1「薩摩政治要録」

成っていた。そこで、桜島郷は何郡に属していたかを見てみよう。表2をみると、文禄三年には、大隅郡は、禰寝・垂水・牛根・向之嶋の四カ郷から成っていた。それ

から四十五年後の寛永十六年（一六三九）には、大隅郡は、私領垂水の他、佐多・田代・大根占・小根占・牛根・向之嶋の七カ郷になっている。榑寝郷を大根占・小根占・田代・佐多の四カ郷に分けたのである。この間に、行政機構が整備されたのである。その後も変化があつたが、延享元年（二七四四）には、郷の数は一一三とされ、以後変化はない。以上でみたとおり、向之嶋郷は織豊時代以後大隅郡に属していることがわかる。なお、向之嶋郷が桜島郷と呼称を変えたのは元禄十一年（一六九八）である。その史料を左に示す。

〔桜島池田氏蔵年代記〕

一、元禄十一^寅十二月廿日、向ノ島を桜嶋と唱可申旨

御意ノ由被仰渡候

〔旧記雑録〕追録（一）

ただし、一片の通達で呼び名を向之島から桜島へと人々が変えた訳では決してあるまい。人々は、この島を向之島・向島^{むかえじま}または桜島と従来と同じように呼んだであろう。役所の書類上で桜島という呼び名に統一されたとしても。ただ、元禄十一年を境にして、少しずつ桜島の呼称がふえていったことは考えられる。

表3 桜島郷の村々 (○印は史料に村名のあるもの)

史料	時代	村 落 名																		
		横山	小池	赤生原	武	藤野	西道	松浦	二俣	白浜	高免	黒神	瀬戸	脇有	古里	湯之	野尻	赤水	沖之島	
1	文禄 ³ (1594)	○		○	○	○	○	○		○	○	○		○	○		○	○	○	
2	天明 ³ (1783)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
3	文政 ⁴ (1821)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
4	天保 ¹⁴ (1843)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
5	幕末	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
6	明治 ⁴ (1871)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

注 史料 1. 寛文4「薩隅日並琉球高辻帳」は文禄検地の石高によると考えられる。
 2. 「三州御治政要覧」【御分国巻】の村高は藩の総高からみて、天明3年の内高によると考えられる。
 3. 「薩藩政要録」による。
 4. 「三国名勝図会」による。
 5. 「薩隅日郡村名付」は幕末の史料と考えられる。
 6. 「薩隅日地理纂考」による。

二、桜島の村々

村は行政単位である。村政は、麓から派遣された庄屋が担当した。桜島の村々について、「三国名勝図会」では、

村次は横山・小池・赤生原

武や藤野とゆけば西道

松浦がた二俣こえて白浜や

高免がもとかかる黒髪

瀬戸や脇なごり有村古里や

湯之村こえて野尻赤水

と三首に十八カ村を詠みこんでいる。村の数は時代により移り変わっている。表3のとおり、文禄三年の村高付けでは十四カ村である。「三州御治政要覧」に古里は此の節湯之村より分れるとある。天明三年ごろの分村であろう。伊能忠敬は桜島を測量した文政七年（一八二四）、桜島郷は十四カ村とし、小池・沖小島は横山の内、古里は湯之村、瀬戸は脇村、二俣は松浦、堀之内は嶺村の内とそれぞれ記している。また、「三国名勝図会」に「小池は横山村の内、二俣は松浦村の支村、瀬戸

は脇村の内、古里は湯之村の内とす」とあり、「大御支配次第帳」に「桜島湯之村の内より、古里村相立、二ヶ村二成」という記録がある。これらの諸記録からみると、桜島は十四カ村から十八カ村へ発展、成長したとみべきだろう。但し、沖之島村は、戸数・石高ともに微少であり（文化七年一戸、天明三年九十石余）村の実態をなさないので除くべきである。桜島の発展は、土地の生産力すなわち石高の上昇に裏づけられるはずである。

(一五九四) 文禄三年 千六百九十七石余 「薩隅日并琉球高辻帳」

(一七八三) 天明三年 二千六百六十八石余 「三州御治政要覧」

(一八二一) 文政四年 二千七百五石余 「薩藩政要録」

(一八七一) 明治四年 二千七百十七石余 「薩隅日地理纂考」

文禄から天明にかけて、著しく石高は増加しており、桜島の発展＝村落の増加は、この面からも認めうる。しかし、その後、明治にいたるまで、停滞していることも、表4の史料は示している。

表4 桜島郷の村高と家数

村名	天明3年(1783)	文政4年(1821)	文化7年(1810)	
	村高		百姓家数	郷士家数
横山	225. 石斗升合勺才 3. 9. 3. 7. 7		23	274
(内沖之島)	(9. 3. 6. 4. 4)		1	0
小池	208. 2. 7. 1. 8. 8		74	0
赤生原	225. 8. 5. 8. 3. 4		61	10
武	335. 2. 2. 0. 8. 2		109	35
藤野	293. 0. 5. 3. 1. 4		99	8
西道	72. 3. 1. 4. 5. 8		26	33
松浦	61. 2. 5. 5. 2. 1		45	17
二俣	34. 9. 6. 5. 6. 3		21	0
白浜	113. 5. 5. 4. 1. 6		119	19
高免	24. 2. 5. 6. 2. 5		32	0
黒神	138. 2. 0. 8. 3. 3		42	18
瀬戸	105. 8. 4. 5. 8. 3		63	0
脇	133. 5. 9. 5. 8. 3		15	6
有	118. 8. 8. 1. 2. 5		8	0
湯之	82. 4. 4. 4. 7. 9		92	4
野尻	181. 9. 7. 9. 1. 7		85	7
赤水	271. 4. 9. 3. 7. 3		111	15
古里	40. 6. 2. 6. 0. 4		20	0
計	2668. 1. 5. 5. 1. 9	2705. 石斗升合勺才 6. 2. 0. 2. 2	1046	446
衆中高	676. 6. 0. 6. 0. 0	654. 5. 3. 1. 9. 2		
(内桜島内)	388. 9. 8. 1. 2. 2			
(内薩州吉田)	287. 6. 2. 4. 7. 8			
人体	494	604		
士人数	1,204	1,249		
用夫	—	1,931		

天明3は「三州御治政要覧」による

文政4は「薩藩政要録」

文化7は鹿児島県史料集(X)「伊能忠敬の鹿児島測量関係資料並に解説」

三、桜島郷の麓

薩摩藩は、鶴丸城のほかに一一三外城をおいた。外城（郷）は、藩の直轄領と御一門・一所持の私領とに分けられる。島津氏は家臣を階層に分けた。幕末、城下士の階層は、御一門（親族待遇、加治木・重富・垂水・今和泉家）四家、一所持（二所すなわち一郷の領主）二一

桜島郷地頭（江戸時代）

黒葛原勝右衛門

正保三年頃（二六四六）

黒葛原周右衛門

寛文四年頃（二六六四）

新納大蔵久盛入道一醉

寛文七年二月三日補任

平田清右衛門純音

貞享三年（二六八六）〜元禄九年

（二六九六）

野村 太左衛門

元禄九年、又は十年ヨリ

二階堂 八大夫

宝永三年（二七〇六）ヨリ、正徳

五年にはまた任にあり。

二階堂林左衛門

寛延四年（二七四七）

讚 良 善 助

文化四年（二八〇七）

平 田 伊兵衛

文久二年（二八六一）

中山 中左衛門

元治一年（二八六四）

家、一所持格四一家、寄合五四家、寄合並一〇家（以上が大身分と称される上級士）、小番七六〇家、新番二四家、御小姓与三〇九四家、与力（座付士）の九家格にわかれ、その下に士分に準ずる足軽があった。外城郷士の家格は御小姓与である。御一門・一所持は、島津氏上級家臣の称である。寛永年間（一六二四〜四三）以後、私領主と藩直轄の外城を治める地頭は、鹿児島居住となった。これを掛持地頭といって、一代に一回その外城を巡検するだけであった。ただ甞島・長島だけは居地頭といって、地頭が在勤した。桜島郷は直轄の外城であり、地頭支配であった。

桜島郷の地頭館（地頭仮屋）は横山村におかれた。郷の政治・軍事の中心は、地頭館であり、郷士が担当した。郷士は地頭館を中心に集住した。その集落を麓という。桜島郷の麓は、横山村である。「島じや横山、灘目じや牛根、金のたまるは浜之市」といわれ、横山は桜島第一の集落であった。郷士のうち多くの者は麓に住むが、全員が麓に住むわけではない。他の村々にも居住している。これは、薩摩藩ならどこでもそうである。ただし、麓郷士は、在郷の郷士よりも、社会的地位が高かった。桜島郷士の持高は、史料がないので、具体的には不明



旧麓の通路

横山村の麓は、大正三年の噴火で溶岩に埋もれ、その

居住している二七四軒が横山村に

である。各村々の郷士家部は、文政七年（一八二四）の、伊能忠敬の調べでは表1のとおりである。すなわち、桜島の総郷士数は四四六軒、そのうち六一%にあ

表1 桜島郷各村の郷士数 (文政7年)

村	落	郷士数
横山	山村	274 軒
赤野	水尻	15
湯有	脇之	7
脇黒	向村	4
向白	神面	0
西松	浜村	6
藤野	浦村	18
武生	道村	0
赤生	野村	19
	村	17
	村	33
	村	8
	村	35
	村	10
計		446

伊能忠敬の鹿児島測量関係資料並びに解説」鹿児島県史料集（X）

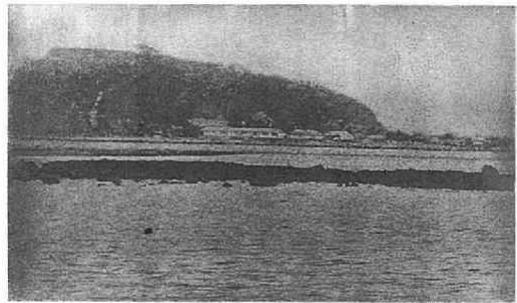


噴火前の横山の住宅

たはずまいを見ることは、一部をのぞいてもはや不可能である。前に示すのは、大正三年の大噴火前の、横山の住宅地図である。この地図は麓の面影を残している。鹿児島市に西面した、シラス台地の城山を中心にして、その南側、かつての桜洲小学校跡地に地頭館（地頭仮屋）があった。戦いに備えて、見通しがきかないよう、道路は屈曲がつけられている。調練場であった馬場には、南北に平馬場と中馬場があったほか、横山の南隣り赤水への道路には、中坊らん馬場と下ノ馬場があった。

麓は、軍事的な面から、城山を中心に、その麓に地頭館・武家屋敷を配置するのが古い形態である。桜島郷の麓も、長門城とも三角城とも呼ばれる城山を中心としている。桜島郷の麓は最初からこの地におかれたものである。長門城は、元龜二年（一五七一）島津・肝付両氏の抗争のさい、島津側の鎌田政近が守った城であり、くだって薩英戦争で砲台を構築しようとした所であり、鹿児島防衛上の要衝である。

なお、有村の御仮屋は、地頭仮屋ではなく、島津氏の別荘である。安永の噴火以前、桜島の温泉地は有村であり、安永噴火で有村の温泉は埋没したが、古里に温泉が湧出したのである。



城山と埋没した地頭仮屋跡（旧桜洲小学校）

各郷には、島津氏が鹿児島に総廟・祈願寺・菩提寺をおいたのにならって、郷の総廟・祈願寺・菩提寺がおかれた。桜島郷の総廟は家久が寛永二年（一六二五）赤水に建立した五社大明神（月読神社）であり、社司は嘸家の酒匂氏であった。祈願寺は横山村の潮音寺（延宝元年創建）、菩提寺は武村の西寿寺（創建不詳）である。また稻荷社は、宝暦元年（一七五一）横山御仮屋崎に創建している。野町はなく、浦町があったようだが明確でない。

郷の政治は、地頭仮屋で郷士が行った。噺（郷士年寄）・与頭・横目の（所三役）が郷内を切り回していた。この下に、書役・普請見廻・野廻・櫛楮見廻・牧司浦役・庄屋・郡見廻、等々の役がおかれた。これらの役々は時代と場所で変化があるが、すべて郷士の役職で

ある。

嘜あつかいは郷の首長で、数人が任命され、郷政一般をみる。

天明三年（一七八三）に郷土年寄と改称され、慶応元年（一八六五）嘜の称に復した。与頭は、郷内の士を数組に分け、その頭として、郷士を指揮し郷の警備にあたる。横目は、郷内の検察・訴訟にあたった。桜島では、燼蠟が特産品であるため、燼楮見廻の役割は重かつたと思われる。桜島では史料が少ないこともあり、役々の名前が散見される程度である。明和三年（一七六六）の史料に

嘜 上山太左衛門

同 萩原弥兵衛

同 岩切周兵衛

横目 酒匂五左衛門

郡見廻 上山與平太

庄屋 藤原藤左衛門

衆中触 村山喜平次

とある。その他、嘜に酒匂・村山氏、与頭に萩原・上山の両氏、横目に萩原・藤崎の両氏の名前が出てくる。所三役は、麓の門閥から就任するのが普通であるから、上山・萩原・岩切・村山の各氏が桜島郷の勢力ある家柄と

いうことになる。なお、藤崎氏は藤野村の旧家であり藩主が度々立ち寄っているところから、麓以外から横目就任ということになったのであろう。

（一）郷士の生活

桜島の郷士の生活状態を示す史料は、ほとんど発掘されていない。さきに述べたように、郷士の六一割は、麓の横山に住んでいたが、その地区の大半は現在溶岩の下にある。史料は、この時消滅したのだという。

一般的には、殆んどの郷士は四石未満の持高で、耕地はまったく持たない屋敷だけの（一ヶ所土）、屋敷すら持たない（無屋敷土）も多かったのである。表2は、伊作郷士の持高状況である。四石以上の者が生計をたてている目安とすると、その者は郷土中の一割だけであり、残りは生計を立てる道を、ほかに求めなければならなかった。在郷に入り山野の仕明地（開墾地）で農耕に従事するか、鍛冶、大工などの職人になって細々と生計を立てるよりほかになかった。百姓には田畑が割り当てられるから、彼等の生活は、むしろ百姓以上に苦しかったといえる。

桜島郷士四四六家の持高は六百七十六石余（うち薩摩国吉田郷に二百八十七石余）であったが、伊作郷の場合

表2 伊作郷士持高調

		石	高	員	数		
高 持 士		100石以上		1人		} 11%	
		50石以上		5			
		10石以上		30			
		4石以上		23		} 53	
		1石以上		42			
		1石未満		232			
		高持士計		333	64		
一	ケ	所	士	72	14		
無	屋	敷	士	173	33		
郷	士	合	計	519			

表3 日置郡吉利郷士民常食

年	代	米	唐芋	粟	ソバ・麦
明治13	(1880)	30%	30%	30%	10%
◇	3 (1870)	20	40	30	10
万延	1 (1860)	10	50	30	10

「歴史手帳」1980-8巻3号より

と似たようなものであつたらう。したがって、彼等下層郷士の食物も百姓と大差なかつたであろう。表3は、吉利郷の常食となつた食料である。万延元年（一八六四）の主食は芋・粟である。桜島に水田はないので、米を食べる割合はこれより小さかつたであろう。県立図書館蔵桜島「蘭田家系図抜書」に、次の記録がある。

一、元治元年丑二月廿九日ヨリ、窮士御救ノタメ、白浜村之上大野、地頭思召ニテ開方有之候事、郷士年寄与頭へ掛リ被仰付候。

但、開方ニハ百姓共夫六十人ツ、相立、其検者ニハ平中下ノ郷中二才、一口（言カ）ヨリ兩人ツ、夫仕ノ検者トシテ差越候事、

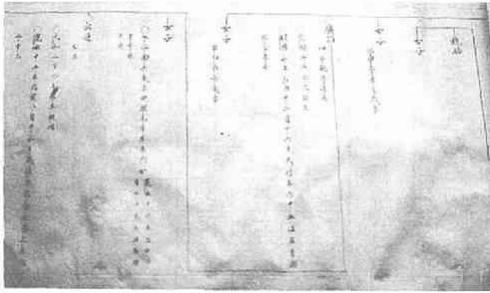
一、二月廿九日ヨリ山ハラヒ方初リ、三月十八日迄ハラヒ方相済、同十一月ヤキ方有之、三郷二才共都テヤキ方トシテ差越候事、

山野の開墾は、他の耕地に支障のない場所を、免許を得て、自費で行うのが普通である。しかし、右の場合には、地頭の思召して、白浜村の上の山野に限定して、百姓の夫役（ぐえき）で、開墾している。いわば桜島郷営の開墾事業である。元治元年は、薩英戦争の翌年であり、薩藩がしきりに軍制改革を推進し、軍事力の強化をしていた時期である。この時期に、窮士を御救のために、郷営事業を行っているところに、藩の意図を読みとることができる。

開墾地は、ヤキ方とあるので焼き畑であろう。焼き畑は、大豆・陸稲・菜種・唐芋・ソバ等を植え、地力が衰える七、十年後には、松などを植える切替畑の場合が多い。もちろん地力が安定してくれば、畠として山への切替えを行わない場合もある。桜島の火山島としての自然条件を考えると切替畑と考えるべきであろう。

(二) 藤野村藤崎家

麓横山の史料は、大正噴火で消滅したといわれる。爆発時の火災で三分一が焼失した藤野の藤崎家に、若干の史料が残されているのでそれを基に叙述する。「藤野・藤崎家文書について」は、五味克夫教授が『鹿大史学』第三二号で紹介している。藤崎家系図は、藩の記録所へ提出中、元禄九年（一六九六）焼失、藤崎氏の手許に残した控により、新系図が藩から下付されている。系図は



藤崎氏系図



藤崎家武家門

「橘姓藤崎氏系図」として、「人王三十一代」敏達天皇に始まる。以下この系図を紹介する。なお、前半公氏までは略系図とした。

橘姓

藤崎氏系図

(公氏までは略系図)

人王三十一代

敏達天皇 — 難波親王 — 大俣王 — 美好王

諸兄 — 奈良麻呂 — 鳥田麻呂 — 真材

峯範 — 廣相 — 公材 — 好古 — 爲政

行平 — 行順 — 公盛 — 公長 — 公業

公員 — 公綱 — 八郎、從五位下佐渡守、法名公円

○宝治元年誕生、母豊田五郎景基女平頼綱、母同

○公綱住「肥後国」号「藤崎」按公綱領「藤崎」藤崎者昔曰藤崎八幡之神領云々、然可「神領」号「之乎、將住」于藤崎「故為」号乎、不「詳」其伝説、

○公氏

○公頼

八郎、從五位下、修理亮、佐渡守

○正平十二年五月廿八日誕生

○始下_テ向_テ隅州_一住_ニ居_ス桜島湯之村之内_ニ俗_ニ今_云古里_ト

公仲

八郎

公光

八郎、新待賢門院藏人、右近將監、

按此系図雖_ニ兄弟分派多_シ嫡々相統而系_ル焉_レ然_レ而熟考_レ之_ヲ
下野守公盛者長元八年誕生而、行順五十五歳之子也、長門守
公長者康和元年誕生而、公盛六十五歳之子也、各繫_ル于季叔_ニ
者斯夥矣、疑是非嫡子_ニ者乎、且公氏者永仁之生而、正因
長者弘安八年之生也、雖_ニ兄長明_一尚降_レ之而、系_ル弟_ニ錯
系_ス其倫_一可_レ知矣、雖_レ然無_レ古系図之外可_レ徵_ス者_上故從_ニ於
古系図之說_一

○公紀

美濃守、法名道正

○公紀領_ニ藤野村_一之内移居_レ之_ニ

○或曰、公紀始号_ニ藤崎_一矣、今以_テ公綱之伝_ヲ考_レ之_ニ藤崎者_ハ
肥後州在名也、然則非_ニ公紀始立号_一而、既公綱在_ニ肥州_一
立_ニ藤崎号_一者実_乎、

○公賢

九郎兵衛、法名道春、初刑部九郎

盛江

海樵庵 藤野 開山

○景光

九郎兵衛、法名宝喜

松翁

申木野良福寺住持

公親

賴紀

木工左衛門

彌左衛門

○子孫衰落咸為_ニ藤野村土民_一

公豊

藤左衛門

賴清

彌左衛門

公治

彌左衛門

公長

安左衛門

公良

彌八郎

彌兵衛

女子

女子

女子

彌五左衛門

女子

公近

藤左衛門

女子

武木工兵衛妻

女子

公年妻

公知

伊勢千代

○正助公重之後嗣



○景安
大藏頭、法名琮珠

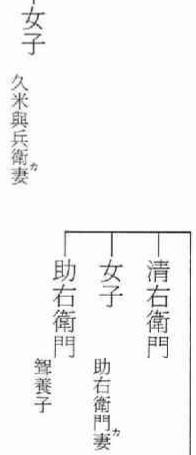
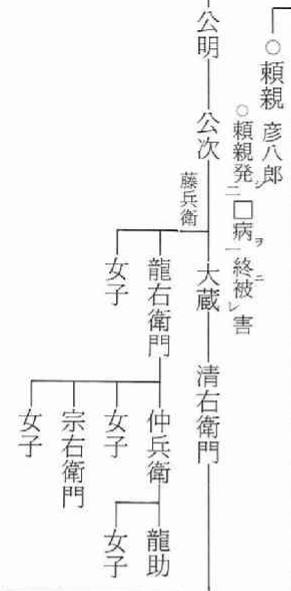
公住
源右衛門

○景貞
助八郎

○景明
景明之子孫爲一藤野村農夫ト

○景昌
七郎次郎、采女、入道名宗円齋

○雖下姪親統中家統上發一病一故景昌爲一家督ト



○廣相
初公光、助兵衛

○慶長五年庚子秋 兵庫頭義弘公応、石田三成之催促、以不_レ得_レ止_レ義_ニ而、師_ニ于濃州関原_一、関原之軍敗而掃_レ国、於_レ茲爲_レ謝_レ下危_ニ国家_一之辜上、義弘公鬱_レ居于桜島_一、此時 公主_ニ于廣相之宅_一、自_レ慶長六年辛丑四月五日_一至_レ同六月七日_一滞在、此際 公集_レ石移_レ樹_ニ而築_レ仮山_一慰_レ旅遇_ニ思_一矣、至_レ今 公寢殿之旧跡設_レ片石_一、爲_レ後昆之敬_一。

○寛永二十年己七月三日死ス、法号高貞道順上座

大仙坊
山伏

○爲_レ岩切氏養子_一、住_ニ日州高岡_一

女子
池田安右衛門妻

○廣昌

初公親、正兵衛

○文祿二年癸巳誕生

○明曆三年乙酉十二月十六日死、行年六十五、法名月湖、紹心居士

女子

岩切治兵衛妻

女子

○入江瀨兵衛妻、母、隅元彦左衛門女、死、法名明室妙鏡大姉、寛永十六年己卯八月七日

○公通

七郎

○元和三丁巳年誕生、母同、

○寛永十五年戊寅八月十三日死、法名花岳永春上座、歳二十二、

○廣歳

松右衛門

○元和七年辛酉誕生、母同、

○兄早世、故連統家

○承応二年癸巳二月十四日死、法諱法雲高眼居士、年三十三、

公重

正助

○寛永六年己巳誕生

○正保四年丁亥四月十二日死去、年十九、法名玉応常金

女子

伊藤勘解由左衛門妻、母、岩切勝兵衛女、

女子

村山新助妻、母同、

○廣武

松千代、正兵衛、

○承応元年壬辰十月八日誕生、母同、

○建立近戸美大明神、往昔号二五、社於藤野村、每載九月廿八日当家世々祭焉、所崇二于西道村之内、向島大明神亦每歳九月廿七日、号二内祭之、且造立觀音堂一字之祭

于海樵庵、每二正月十八日、六月十八日、集二僧侶一、誦二經典、是皆雖下家風徐微而不止、似二昔日、尚愛二其禮之廢、故也、

○藤野村内、塩屋一軒世々伝二領之、鹽郎以二朝塩一、每日始、所二煮之塩也、献二納之、

○廣武之庭前有楊梅樹、是往昔惟新尊君主祖父廣相之宅、之時所栽之樹也、今爲巨株一而、枝葉繁茂、每至夏月、菓熟壓枝、依之、中郎將光久公渡御于西道御飯屋、之次元祿三年庚午四月廿八日、赤柱尊駕於廣武之宅地、設御宴於楊梅樹下、御遊于庭前、及夜入御第席、佐多豊前久達丈・島津縫殿久寬丈・島津助之丞忠守丈・新納四郎左衛門久珍丈・喜入次兵衛久甫・村田伊左衛門經智・若松十左衛門久東以下供奉、光久公以久甫賜青銅百疋、一珍戴敬拜廣武奉獻御樽肴、久甫披露之一、至二更一歸館西道一矣、翌廿九日亦入館而尽日御遊、久達丈・羽田宗古奉一供之一歸、尊駕於西道一

○同五年壬申五月八日、光久公寄尊駕、是爲楊梅樹下御遊、久達丈・久寬丈・忠守丈・經智・向井市之丞友真・森川伝八・菅谷内藏之允・野村無悅以下扈從矣、廣武獻上御樽肴、友貞被申二次之、及夜天一歸御駕也、同十一日渡御遊興終日、此霄二更歸于西道御供久達丈・久寬丈・久珍丈・島津主計久年丈・伊集院遠江久照丈・若松十左衛門久東・西監物以下也、

○當家伝来之古系図一卷、先是納國史館、是歲元

祿九年丙子四月二十三日、於國史館羅池魚災、爲鳥有於、是廣武請下以其古系図寫一新爲清書、伝子孫于官府上、而蒙許答、於國史館爲清書、賜之廣武一即此也、翌年八月二十三日伊地知助右衛門重英有證書、

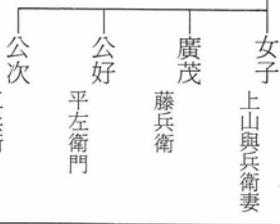
○享保三年戊戌正月五日死、享年六十七、法名萬機全達居士、

公知

伊勢千代、藤七

○公重蚤死而無男、故爲後繼、実内藏介公年之嫡子也、

○公知雖木工左衛門公親之嫡裔、數代流落于民家、勉農業一矣、家嫡廣昌愁之奉訴下爲公重之後嗣、於太



守光久公上、越辱蒙恩免爲二桜島土一

女子

有川甚右衛門妻、後別離而嫁坂元納右衛門、

○延宝七年己未十一月廿九日誕生、母図師内藏右衛門女

女子

上山正右衛門妻、後離別而嫁二木孫兵衛一

○天和元年辛酉十一月八日誕生、母同、

○廣滿

松千代、正兵衛、後改二親庸一、

○貞享二年乙丑十二月廿二日誕生、母同、

○勤横目役

○享保十三年戊申七月二十二日死、享年四十四、法名の岩良中居士

女子

野村勘兵衛良昌妻、

○元禄八年乙亥五月二日誕生、母林市郎左衛門女

○宝曆十二年壬午四月二十二日死、法名宝山椿大姉

男子

松千代

○正徳二年壬辰月日未詳誕生、母酒匂勘右衛門女

○享保元年丙申六月十七日夭亡、法名露春權花童子、

○親次

正兵衛

○享保五年庚子月日未詳誕生、母同前、受二家統一、

○同十九年甲寅三月三日死、享年十五、法名心岩紹月居士、

公次

勘次郎

○享保七年壬寅月日不可考誕生、母同前、

○同十九年甲寅二月十六日早世、享年十三、法名久伝

玄良居士、

女子

二木清右衛門妻

○享保十年乙巳月日不可考誕生、母同前、

親房

正八郎

○享保十二年丁未十一月十九日誕生、母同前、

○兄親次蚤死、無レ嗣故爲二養子一繼二家統一、

○親房

正八郎、正兵衛、

○兄親次死而無レ嗣、故爲二養子一繼二家統一、実正兵衛親庸四男也、

○勤二横目役一

○寛政十年戊午五月朔日死、享年七十二、法名徹山不道居士、

○廣門

喜藤次、正兵衛

○寛延二年己巳十月九日誕生、母池田萬右衛門女、

○廣門之祖先世領、藤野村之内松之尾頭中原尾頭等之山

野地、為_レ作職_一矣、廣門願_下以_二此地_一開_レ爲_中持留

地上、於_レ是安永七年戊戌二月郡奉行上原源助爲_二見

分_一同年四月十六日御勝手方御用人小笠原郷左衛門有_二

免許_一、翌十七年郡奉行江田五郎左衛門・本田新兵衛

伝_二達之桜島暖及郡見廻_一有_二免證文_一而後天明三年癸

卯十二月郡奉行園田清左衛門其外檢地掛役役至_二彼地_一

入_レ竿_一以檢_二畦反_一、有_二松之尾頭_一耆町余、中原尾頭六

反余、自今以後子孫々無_レ伝_一失_レ之_一矣、

○文化四年丁卯十一月二十二日早天 太守齊宣公爲_二小

鳥認_一 渡_二御藤野村_一時 光_二臨廣門之茅屋_一射_二留

小鳥拾餘羽_一及_二夕陽_一帰_二大磯館_一 讚良善助 御側役

二階堂左守・肝付孝吉・林藤十郎・野田勘兵衛・大

橋次平太・土師孫左衛門・新納源四郎扈從矣、廣門

獻_二御菓子・枝折蜜柑_一 九年母・煮芋・大根等_一、翌

日廣門登_二大磯館_一、就_二二階堂左守_一又獻_二蜜柑_一 九

年母・大根等_一奉_レ謝_レ光臨之辱_一、與頭上山源左衛門惟

兼爲_二同伴矣_一、此時廣門宅地新造_二西向門_一、公自_レ是入

○同五年戊辰二月三日 齊宣公爲_二小鳥認_一渡_二御桜島_一、

寄_二光駕廣門之茅舎_一、射_二留小鳥數十羽_一、如_二大

磯_一帰館也、讚良善助・二階堂左守・松崎善八郎・若

松八郎・伊集院十郎次・肝付孝吉・林藤十郎・西嘉長・

野田勘兵衛・新納源四郎・大迫權兵衛・滿尾喜三太供

奉焉、明日廣門之嫡男正右衛門廣貞登_二大磯館_一就_二

二階堂左守_一獻_二蜜柑_一 九年母等_一奉_レ謝_二光臨之

忝_一、鄉士年寄秋原平藏貞喬爲_二同伴_一矣、

○同八年辛未正月十四日、爲_二横目役_一、

○文化十年癸酉六月朔日死、享年六十五、法名英峯一

雄居士、

女子 高山平八経康妻

○宝曆八年戊寅七月十八日誕生、母同前、

久米幸藤太妻

○宝曆十三年癸未正月十日誕生、母同前

○廣貞

正次郎、正右衛門

○明和六年己丑八月四日誕生、母久米清左衛門長興女
勤横目役

○嘉永元年戊申之春、太守齊興公巡視東郡、二月十七日宿桜島地頭館、此日、臨廣貞茅舎、是忝以 惟新公有偶居之故也、調所笑左衛門・海老原宗之丞・二階堂志津馬供奉焉 平田新之丞、時以郡奉行職、彼地之事故亦從焉、於是掘宗之丞、猷枝折柑子及中哺婦 尊駕於地頭館、先是爲蒼亭賜金十兩云、

○同六年癸丑之冬、太守齊彬公巡視東郡、十一月十二日亦宿地頭館、此日以廣貞宅地爲亭午之憩所寄尊駕、島津石見・三原藤五郎・山田壮右衛門供奉焉山城新右衛門時以郡奉、以壮右衛門有 光覽伝来系図行職彼地之事故亦從焉、
夫婦共健剛存在、内聴祝之賜金百疋、於是掘壮右衛門献柑子数千及下哺、婦 尊駕於地頭館、此時有尊駕到国分之日、復可献柑子之内旨、十二月十五日廣貞嫡男廣隆到国分、乃掘山城新右衛門献之、此時亦賜青銅百疋、

女子
有村藤次郎貞居妻

○安永三年甲午十一月十二日誕生、母同上、

廣雄

幸六、藤次兵衛

○天明二年壬寅六月八日

誕生、母同上、爲二藤崎

正助養子、

女子

○文化三年丙寅三月

朔日誕生、母武次

郎左衛門定行女

女子

高山平吉経貞妻

○天明八年戊申六月九日

誕生、母同上、

男子

○文化八年辛未九月

八日誕生、母同前

○廣隆

正太、正藏

○寛政八年丙辰正月二日誕生、母上山平太左衛門惟書女

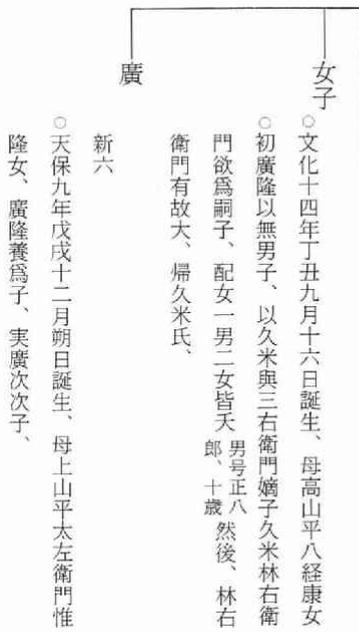
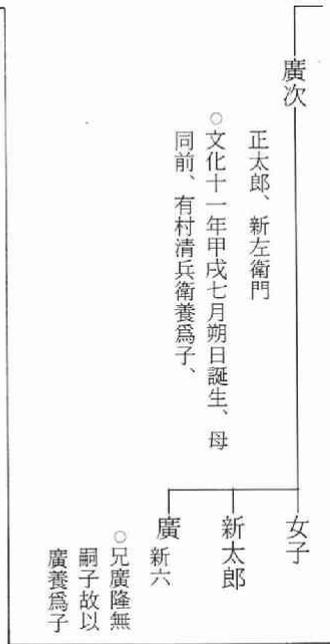
○勤普請見廻役

女子

○享和元年辛酉八月二十六日誕生、母同前、村山仙之丞妻、

女子

○文化七年庚午六月九日誕生、母同前、酒匂伝之丞妻、



藤崎氏系図によると、藤崎氏が桜島湯之村に、肥後国から移り住んだのは、藤崎氏を立てて三代目公頼の代である。公頼は正平十二年の生まれである。



藤崎系図に関する文書

公頼の子公紀は藤野村を領し、ここに移居した。

公紀の子公賢は、『旧記雑録』後編卷三〇に記録がある「刑部九郎」である。

「元久公御譜中」

「正文在向島士藤崎正

兵衛」

(花押)

宛行

向島西方内藤野村名

頭職事

刑部九郎

右以人、補任彼職者、云佛神事以下修理興行、云御年貢井御公事等、任先例可令致其沙汰也、聊承知之無令違失、仍執達如件、

明徳四年六月廿六日

慶本奉

右の史料は、藤崎家に現存しない。公紀の代に藤野を領したというのであれば、その子公賢の代に領有権が公

認されたことになる。

公賢のあと、景光・景安・景貞・頼親と続き、頼親病気のため景貞の弟景昌が家督を継いだ。景昌の子廣相のとき、関ヶ原の戦いがおこっている。

慶長五年庚子^ノ秋、兵庫頭義弘公応^ニ石田三成之催促^一、以^レ不^レ得^ル止^ム義^一而、帥^ニ于濃州関ヶ原^一、関ヶ原之軍敗^レ而^レ帰^ル国、於茲、爲^ニ謝^一危^ニ国家^一之辜^上、義弘公蟄^ニ居于桜島^一、此時、公主^ニ於廣相之宅^一、自^ニ慶長六年辛丑四月五日^一至^ニ同六月七日^一滞在、此際、公集^レ石移^レ樹^一而、築^ニ仮山^一尉^ニ旅^一遇^レ思^一矣、至^レ今公寢殿之旧跡、設^ニ片石^一、爲^ニ後昆之敬^一、

関ヶ原の戦いに敗れた義弘の桜島蟄居は廣相の家でありこの時植えられたと伝えられるのが下の楊梅の木である。

廣相のあと廣昌・公通・その弟廣歳・廣歳の子廣武と続いている。

廣武が生まれたのは承応元年（一六五二）秋十月である。その四カ月後、父廣歳は長患いの末、三十三歳で若死した。その後、藤崎家には不幸が続き、父方の三人の伯父、伯母、三人の兄弟と下人が死に、母子三人が残さ



義弘が植えたと伝えられる楊梅

れた。このため家運も衰え、先祖伝来の「高」はもちろん、土蔵・家まで売り払っている。廣武十一歳の夏、頼みとする母に先立たれ、姉は鹿児島親類の養女に出され、本人は桜島郷横山村にある母方の親類に預けられた。伝来の家宝が行方知れずになったのは、この頃だという。廣武が横山村から、下人が留守番をする自宅に帰ったのは五年後、十六歳であったから、元服はすませていたろう。藤崎家再建の意気に燃えていたのだろうが、翌年には大病で倒れた。

この年、寛文八年（一六六八）隣の西道村と境論が起こった。この境論で、衰退し、若年で病身である藤崎正

兵衛（廣武）の側は、一方的に西道村の主張で著しく不利な山の境界をおしつけられたのである。つぎは、境論の経緯である。

向之嶋之内私罷居候藤野村之内、坂平しやかほうと申所^正先祖以来割目之地^二、前々より松杉仕立置支配仕来候処、愚親相果、私若輩之時分、鹿堀之儀二付西道村^与少々入組之儀候処、噯衆見分^二、古来ヨリ之境を立直し、右私支配之松山并藤野村百姓共割目二仕立置候松山、且又御用木過分二有之所迄も西道之内二被相付候、私成長仕二付^而、弥残念二存、卯四月六日噯衆方^江訴申出候（以下省略）

藤野村の内、鹿堀は正兵衛・藤野村百姓が仕立・管理してきた山である。ところが親が死に、正兵衛若輩の時、西道村と山境で争いが生じた。噯衆の裁定は、西道側に正兵衛の支配する松山と藤野村百姓の山を割りつけるもので、正兵衛は成長にともない、いよいよこの件を残念に思うようになっていった。それで、これまでも、度々口上書き出し異議を唱えてきたが、噯衆からの返答はななく、地頭の交代をきっかけに、貞享四年訴訟にふみ切った。

…去々年ヨリ口上書を以噯衆方^江申出趣段々有之候得共、不埒段二付、御自分ヨリ直二何方^江も相付訴可申被出之旨、噯衆方^江為被申出由承候付、依之我々共より所中^二、相濟候様二取持申度由、先噯衆鎌田佐五右衛門殿・上山大右衛門殿・酒匂納右衛門殿・上山早右衛門殿、当噯衆萩原休右衛門殿・横山勘左衛門殿^江申達候所二内々^二、事濟儀者如何様二成共取持可致之由承候二付、西道村・藤野村双方先年境論二候時分被差出候口上書、且又此節御自分より被差出候口上書を以段々しらべ見候処^二、西道之士衆誰々并小商や何左エ門、其外百姓共横山^江召寄遂僉儀候所^二、西道ヨリ之申分非分二相聞得候、其節之役人衆委敷不被相達、西道二被相付候^与、承究候二付、其旨西道之衆^江も申聞誤候上、如前代之藤野^与、西道之境立直し、此節分明二相究、我々境引渡、尤御方仕立之松山并藤野村百姓仕立松山如前々之各理運^二、尤先噯衆当噯役納得之上右通致決断候、爲後證如此候、以上、

鎌田佐五右衛門

上山大右衛門

元禄二年己四月廿九日^{境引渡}萩原休右衛門

藤崎正兵衛殿

横山勘左衛門

は藤崎氏再興をはたしたのである。

以後廣満・親次・親房・廣門・廣貞・廣隆・廣と続く。十五歳で若死する親次を除いて、廣満・親房・廣門・廣貞の四代は所三役のひとつである横目役をつとめている。廣隆の代に普請見廻役になっている。次の廣の代で系図の記入は途切れている。その間、廣門の代に大守齊宣が、廣貞代には齊興と齊彬が立ち寄っている。

四、農村(在)

薩藩の享保十年（一七二五）の総高は、八十六万七千二十八石余であった。このうち、四十七万七千七百石は給地高で、家臣、寺社に知行地として与えられた。知行を受けた者は、自作するか、農民に耕作させて貢租をとった。総高から給地高を差引いた残り、約十三万石が蔵入高で、これが藩庫の収入となる。

桜島郷の総高は、天明三年（一七八三）に二千六百六十八石余、うち郷士への給地高は三百八十九石弱であった。

農村には門割制度が全藩的に行われた。門割の組織は左の通りである。桜島郷は十八カ村であるが、村を方限ほうぎんに、方限を門かど・屋敷やしきにそれぞれ分ける。門・屋敷の長は

名頭なごうまたは乙名おつなと呼ばれた。門は名頭（乙名）と、平百姓である名子なごとからなる「生産共同体」で、門の祖神である門神を祭るのが普通である。耕地は、一村の耕地をほぼ等しく門に配当する。門の構成員である名頭と名子は、割り当てられた耕地を経営し、貢租の義務を負わされた。門の責任者は名頭である。

貢租は収穫の九割程の年貢と公役（夫役）である。公役は八月に三十五日と言われた程に多く、農業経営を圧迫した。多くの農民は年貢を納入するのがやっと、農民の飯料は、大山野とか永作地とかいわれる仕明（開墾）地から得ていた。仕明地からの収穫である芋・粟・そばなどの雑穀が農民の主な食物であり、それすら不足するので、山野に自生する草木も飯料に活用した。野ビル・クサ木・ワラビ・ツワ等々の山菜を採り、葛の根から、多大の労力を費して少量の葛粉を得たりして、食いつないでいった。衣服は木綿に限られており、草履ぞうりさえ制限がなされていた。

以上は薩摩藩の一般的農村の場合である。ところが、桜島には、薩藩農政の根本制度である「門割制度」が、十分には展開されていなかったようである。

(一) 桜島の門割制度

享保内検について記す「大御支配帳」によると、

一、久見崎並寄田村、以前ヨリ門割無之、屋敷持百姓惣名頭ニ而割合作ニいたし候、桜島も同前ニ候故、跡の通被仰付候事、

桜島では、門割制度の基本資料である「検地竿次帳」や「門名寄帳」が発見されていない。そこで、桜島と同様とされる薩摩国高江郷久見崎村の、享保十年検地竿次帳を参考に、桜島の農村を考えてみる。高江郷久見崎村竿次帳の特徴を表1から列記すると、つぎの通りである。(尾口義雄氏の研究がある)

- 1 すべて屋敷とされ、門はないこと
 - 2 源左衛門屋敷の二十八石余を最大とし、番左衛門屋敷の五升を最小とする。屋敷間の持高の差が著しく大きいこと。
 - 3 持高と用夫(十五〜六十歳の健康な男子)、または屋敷人口との関係がばらばらであること。
 - 4 久見崎村の耕地は、表2にみるとおり、
- ① 上田・上島はない

表1 高江郷久見崎村検地竿次帳 (享保10年)

屋敷名	用夫	石 高	屋敷名	用夫	石 高
休左衛門	4	石斗升合勺才 12.7.6.8.7.5	七 蔵	5	11.3.8.5.4.2
千左衛門	3	5.2.0.1.0.4	早左衛門	2	3.0.5.8.3.3
七右衛門	2	18.5.5.9.3.8	周 助	2	11.1.9.5.8.3
喜左衛門	2	3.6.4.2.7.0	長右衛門	3	2.7.6.0.4
金左衛門	3	3.2.8.9.5.8	清右衛門	3	11.2.1.3.5.3
善 兵 衛	3	17.7.5.1.0.4	休右衛門	2	14.7.0.0.0.0
善 助	2	10.9.8.8.5.4	休 兵 衛	3	9.8.6.9.7.9
茂左衛門	2	12.6.2.7.0.8	市左衛門	2	6.9.7.7.0.8
慶左衛門	2	5.9.3.4.3.8	市 兵 衛	4	23.4.9.8.9.6
傳右衛門	3	16.3.1.7.7.1	庄 屋	?	?
源左衛門	4	28.6.0.2.0.8	幸右衛門	1	18.2.5.5.2.1
勘 兵 衛	2	2.0.1.0.4	(不明分)	?	(23.2.1.5.4.3)
番左衛門	2	5.2.0.8	合 計		269.6.0.1.0.4

② 下田・下々田・下畠・下々畠・山畑といわれる

生産力の低い耕地で、全耕地面積の七割を占めている。

2 門・屋敷の人員も均等に配分されること。

3 耕地の種類も上田・上畠から下々田・下々畠など生産力の高い耕地から低いものまで折りまぜてある。

ところが、久見崎の場合、耕地の生産力が低く、屋敷門の持高も不均衡で、かつ屋敷人口のバラツキも大きい。

このようなことから、「久見崎並寄田村、以前ヨリ門割無之、屋敷持百姓惣名頭ニ而、割合作いたし候」理由は、生産力が低いため門割を実施できず、門としての税負担に堪える力を持っていなかったためと考えられるのである。「久見崎並寄田村」と「桜島も同前」であった理由も生産力の低さによるのだろう。水田なく、火山灰土という桜島の地理的条件を考えると、生産力の低さは容易に理解できる。ただ久見崎村に門の名称がなく、すべて屋敷だったのに対して、桜島郷には門の名称が存在していた。藤崎家文書の中に「百姓共門付之山」とあるからである。

表2 久見崎村耕地種別

	等級	面積			比率	
		町	反	畝		歩
田	上田				0	
	中田	4.	6.	7.	02	21
	下田	5.	2.	5.	20	24
	下久田	5.	9.	1.	18	27
畠	上畠				0	0
	中畠	4.	0.	26		2
	下畠	3.	5.	09		2
	下々畠	1.	6.	2.	04	7
	山畑	2.	0.	6.	20	9
屋敷	1.	5.	8.	16	7	
合計	21.	9.	5.	03	100	

元来、享保の検地で薩摩藩の門割制度は完成するといわれている。

その特色は次のとおりである。

1 門・屋敷の持高が均等であること。

(二) 桜島の公役

農民の生活苦の主な原因は年貢の高さと、公役の大き

さである。桜島の農民の生活が苦しいのであれば、年貢や公役の軽減で、生活の維持がはかられるはずである。年貢減についての史料は今のところ発見されていない。しかし公役については、次の史料がある。

覚

- 一、吉野御牧堀普請夫、
 - 一、福山取駒鹿兒島迄引夫、
 - 一、御上下宿送夫、
 - 一、久ミ崎・赤江・細野廻之節水夫、
 - 一、大坂御米仕登候節水夫、
 - 一、近外城砂上普請夫、
- 右、六ヶ條之夫仕、桜島之儀は可差免候間被申付間敷候也、

正徳元卯十二月廿二日

(「藩法集」8、鹿兒島藩下)

吉野牧場の堀の普請、福山牧場でとった馬を鹿兒島まで引く夫(福山馬追いへの初参加は元禄十三年とある)(桜島中万扣)、藩主の参勤交代で江戸へ上り下りする節の荷物運搬夫役、久ミ崎・赤江・細島へ船を出すとき

の水夫役、年貢米を大坂蔵屋に運ぶ水夫役、近い外城の川の浚濬夫は桜島に限って免除された。桜島郷は享保檢地での人配(人多き地方の農民を人少なき地方に強制移住する)の拒否を申し入れている。その代償として用夫一人に付き一カ月に二日の割で近くの集落や御普請方に出ることになった。

天保末年藩は甲突川改修、浚濬・埋立工事を行った。そしてこれ以前甲突川は年々桜島用夫を以って、川筋の溜を流した(県史)とあるのは享保以後のことになる。

関狩の夫

関狩は天正二年初めて吉野で行われた。朝鮮の役後桜島でも行ったという。その後一時中断していたのを光久が再興したものとされている。関狩は馬追いと共に「武備のならし」といわれ、関狩が出陣の作法、馬追いは帰陣の作法だとされる。関狩は毎年行われた。場所は吉野・春山・谷山・桜島などである。参加者は鹿兒島士と外城郷士であった。しかし、桜島は谷山・春山で行われる場合、参加が免除されていた。

享保十三年(一七二八)関狩の規定が改正された。それによると①関狩は春山・谷山で、交互に毎年行う、②

三年に一度の割合で参加する組合わせをつくる。③隈之城・入来・百次・桜島・加治木は以前谷山・春山での関狩には参加しなくてよかったが、この年から三年に一度ずつの参加となったので新しく参加すること。④鹿児島名も三年に一度の参加となったので新しく参加すること、但し花野・塩屋・西田・吉野・下田・小野の各村については従来通り参加を免除する。以上である。

その後吉野での関狩が復活し、嘉永年代桜島郷も毎年参加している。嘉永六年、斉彬が吉野で行った関狩には一万三、七―三人が動員されて、これには桜島郷から郷士三九二人・中宿社家百姓一、一―三人計一、五二一人が参加している。

(三) 桜島農民のくらし

明治二十六年の「鹿児島県農事調査」に、桜島の農民の生活はすこぶる困難であると書かれている。桜島郷には水田がなく畠のみである。その畠も切替え畑が多かったようである。だとすれば作物は雑穀と甘藷であつたろう。明治二十一年ごろの農作物は、大麦を中心として、粟・小麦・裸麦の雑穀と甘藷が中心であり、これは藩制時代も大差ないのではなからうか。「三国名勝図会」に

よると桜島郷の特産として、葛粉・煙草・甘藷・橙・西瓜とある。桜島大根の生産量は当時は小さかった。葛粉の採取は多大な労力の割に少量しか得られないものであり、その生産量が多いとなると、そのために費やされた労力はいかばかりだろうか。橙・西瓜は商品作物であり、対岸の鹿児島がその市場である。やせた火山灰土では、施肥を多く必要とし鹿児島から下肥が運び込まれることになる。一方、米が不足しており、他郷から移入せざるを得なかったと考えられる。また、農作業に欠かせない縄・俵・わらじなど藁製品は稲藁で作られる。したがって水田のない桜島ではこれも他郷から移入せねばならなかった。昭和三十七年の南日本新聞の「新桜島風土記」から抜き書きしてみよう。桜島大根の主産地は昔は武・赤生原だったが、その後白浜に移った。桜島大根は「女子供が牛根・垂水あたりに行商に行ったり、加治木・浜之市に舟で運びワラと物々交換した。これが有名なミカン舟ならぬ『デコン舟』である。物々交換は今でも続いているが昔は十二月二十八日・一月十二日の二回ちゃんと日を決めて白浜を出港、加治木に二泊するならわしであつた。『それは盛大なものでした。ニセの連中は加治木に行く日を指折り数えて楽しみにしていたもの

です』と山元初次さん（65歳）は昔をしのぶ、加治木の海岸下にデコン舟が着くのはたいいてい夜中、浜はかがり火をたいて、お百姓さんたちが待ちかまえる。なじみの連中が大声で名を呼びあい、夜を徹して荷の積みかえが始まる。ニセたちはもっぱら若い女たちのところに荷を着け闇夜を幸い騒いで若い者同志青春を楽しむ……これは昭和三十七年の記事で、六十五歳の老人からの聞き書きだから大正初めごろのことである。ワラは農村では必需品であり、水田のない桜島郷では、どこからかワラを移入せざるを得なかったのである。大正よりはるか以前の旧藩時代のどの農村でも事情はまったく同じであり、舟で水田地帯からワラが移入されたであろう。たとえワラとの交換品が桜島大根以外の品物であったとしても。

五、漁村（浦）

浦は漁業に従事する人々の住む地域で船奉行の管轄下にあり、「水夫役」「雇水夫役」のほか、網・船などに対する運上（税）を負担した。水夫役は、参勤交代の際の大坂往復船の水夫（手）を出す浦に対する課役である。水夫として船に乗り組むときは飯米を支給された。船に乗り組まないときは水夫一人につき、水夫銀五五匁を十

二月までに納入する規定であった。浦は人家の多少、浦の経済状態の善悪を基準にして、男女三〇人に一人の割で水夫を出す上浦、四五人に一人の中浦、七五人に一人の下浦と三等に分けられた。

桜島郷における浦は『藩法集』8「鹿児島藩上」の御領國中諸浦数の中に、つぎの十八カ村をあげている。

横山村・小池村・赤生原村・武村之内大久保村・藤野村・西道村・松浦村・二俣村・白浜村・高免村・黒神村・瀬戸村・脇村・有村・湯之村・古郷村・野尻村・赤水村

これによると、桜島郷の村すべてに浦があったわけであるが、実は桜島には、本来の浦は一カ所もないのである。あるのは漁民用の水夫屋敷であり、二百二十六の水夫屋敷が十八カ村に散在しているということである。しかも水夫屋敷はあっても、桜島に漁民（浦人）はいなかったたので農民（百姓）が住んでいた。彼らの負担について述べる。

御船手御証文留之内

一、桜島中へ加子屋敷貳百廿六ヶ所御座候処、浦人無御座、百姓中之内より罷居候、免元引高二て御座候

付年貢不仕、一ケ年水手廿人ヅツ定立被仰付置、差立申事御座候、水手差立不申年ハ、水手銀右加子屋敷罷居候者共より上納仕事御座候、加子屋敷罷居候者共、外ニ地方は百姓衆並ニ割合覺悟仕居候付、年貢仕事ニ御座候、

右加子屋敷ニ罷居、地方格護不仕、魚獵迄ニて渡世仕候ハバ、狩夫銀不出筋ニも有之筈と存申候へ共、地方衆並ニ出申筋ニ有之筈と存申候ニ、最初より被仰渡候節、右通細密ニ申上筈御座候処、一通之儀と存違申出候段、今更氣を付不申、大形之儀ニ奉存候間、御吟味次第被仰付被下候様奉存候、此等之段申上候、以上

寛延二年己三月廿五日

桜島浦役有村新助

右同曖

酒匂甚兵衛

御船手

〔『藩法集』 8 「鹿児島藩上」〕

「桜島中に加子屋敷二百二十六カ所あるが、浦人がいないので百姓が住んでいる。浦人として租はかけないので、一年水手二〇人を差し立てればよかった。水手を差し立てない年は水手銀を水手屋敷に住む者から上納す

表1 浦人の課役と桜島水夫(手)屋敷の負担

種 類	文化3年の 桜島の上納	備 考
水手立(または水手銀)	12 人	浦の男女総人数に課す
雇 水 手	な し	貸飯米で雇入れる
瀬引銀 (= 用夫銀)	?	1人には銀1匁
魚 運 上 銀	な し	網、網付船の営業税
漁 師 銀	24 匁	浦人以外の漁に課す
船 役 銀 (= 帆 銀)	上 納	小船に課す
船 出 銀		船に課す臨時税
棕 櫚 皮	?	水手屋敷1畝に付8枚

〔『藩法集』 8 「鹿児島藩下」〕

に申し上げるはずのところ、一通りでよいと思ひ違ひし、気をつけず、大形の事と存じていましたので、吟味しだい仰せつけください。」

浦人の租(免元)は、表1のとおりである。桜島はそれらのうち、「浦方第一の御奉公」である水手(夫)立

る。加子屋敷に住む人は、耕地は百姓と同じ割合で持っている。右の加子屋敷に住んで、耕地を持たず、魚獵だけで生活すれば、狩夫銀(百姓に課される税)は出さないわけであるが、耕地を百姓並に持っているのが狩夫銀を出すの筋であると思ひますが、最初より詳細

は勤めるが漁業税ともいふべき魚運上銀は上納しない。桜島浦は小船があり、それで若干の魚をとる程度が実態である。したがって、浦人以外の魚獵に課す漁師銀と、小船に課す船役銀を上納しているのである。このような状況であるので加子屋敷の住人は浦人を管轄する船奉行の支配はうけず百姓支配の役所である郡奉行の支配下にあつた。

浦として重要な課役は水夫立であり、桜島ではつぎのとおり移り変わっている。

文化三（一八〇六）寅改

桜嶋

一、浦男女無構拾貳人定立、

以前廿人、安永八燃二付拾五人、寛正六洪水二付拾

三人、文化元洪水二付拾貳人

一、魚運上 無之 帆銀 上納

一、漁師銀 貳拾四匁

（朱ニテ傍書）

加子屋敷貳百貳拾六ヶ所、浦人無之百姓住ニテ、屋敷之奉公として年中水手拾六人ヅツ相立候

（『藩法集』 8 「鹿児島藩下」）

桜島では、水夫屋敷二二六戸の人数にかわりなく、年間二〇人の水夫を立ててきたが、安永八年（一七七九）の噴火で一五人に、寛正六年（一七九四）の洪水で一三人に、文化元年（一八〇四）再度の洪水で二人に減つた。桜島では安永の噴火後の度重なる災害で、住民の生活がだんだんと苦しくなってきたことを示している。しかしその後、年代は明らかではないが、朱書で「年中水手拾六人ヅツ相立候」とあるのは、生活が少し持ちなおし、水夫を一六人まで勤められるようになったのを示している。

桜島では小舟でどのような獲物を手に入れていたのだろうか。『三国名勝図会』では、瀬戸と垂水の間の海峡は鮪の産地であると記されており、鯛漁業としての桜島も出ている。島民も当然これをとっていたろう。また章魚は章魚壺でとっており、この収穫が最も多かったという。その他帶魚・烏賊・鮪・鰺・鰯・梭魚・鯉・藻魚・松魚その他の魚名をあげ、「当島の物産の多きことかくの如し、凡物産の多きこと本藩の第一である。」と述べている。農業の片手間にこれら多くの種類の海産物を得ていたものであろう。

六、桜島の産物

天保十四年（一八四三）編さんの『三国名勝図会』に多くの桜島産物があげられている。その中の生産量の多いもの、品質のよいものをあげてみよう。

桜島大根 当島の名品で直径一尺（三三三）になるものもある。味甘美にして煮てよし、漬物によし、干大根によしと絶賛している。

藤野村藤崎氏が文化四年（一八〇七）猟で藤崎家に立ち寄った太守斉宣への献上品中にある大根というのも桜島大根のことであろう。

煙草 生産量が多いとある。桜島煙草については、明治十四年（一八八一）刊『薩隅煙草録』に桜島長造煙草の産地として武村・藤野村をあげている。天保ごろもこの二カ村が中心だったのである。

西瓜 他所の品に比べて大きく優れているので、桜島の農民は対岸の鹿児島などに出荷して、生業なりわいにしている。西瓜栽培が盛んだったことがわかる。

その他 唐芋の粉や葛粉くずを多く出しているほか、最上の品質の薄荷はかなどがある。また桜島木綿は上品として知られていた。「県史」に木綿織は一般の農家や郷土の家で自家用として行われていたと考えられるとあるが、

川辺・加世田・甌島・桜島・小根占・花岡は綿布を商品として出していたようであるとしている。砂糖は天保の改革で特に白砂糖の生産が桜島で試みられている。蠟ろうについては別稿でのべる。果実については、方言に赤蜜柑あかみかんともいわれた桜島蜜柑みかんが第一である。そのほか乳柑・楊梅ようばい・橙だいだい・梨なし・柿かき・枇杷りぼ・李なし・桃もも・胡頹子こたうし・覆盆子ぶさなどの果実は生産量も多く、鹿児島その他に出している。

桜島ミカン

桜島ミカンが名品として名を成したのはいつごろからか明確でない。慶長八年（一六〇三）十二月島津家久は幕臣山口直友のすすめで、彼を介して家康と秀忠にミカンを贈っている。

「家久公御譜中」

……柑みかん子は、その大なるは周り六七寸、霜の降りた後その甘きこと崖蜜がせみつの如し、齒牙はにかけると味はなほだよろしい。脈は粘ねらずにはなれ、食たべ滓かすが残らない。まことに吾国の一名菓である。よつて是より先、山口直友は喜入忠政に曰く、桜島みかんの如き味は外にまたあるなし、必ず内府公へ献上すべきである。ついに直友の教に

応じて、此冬蜜柑数箱を献上した。以上のことは直友の書に詳しい、蜜柑進貢の初まりは此である。(本文漢文) (『旧記雑録』後編三)

山口は本田正純を通して家康に披露している。

尚以て、我らかたへも蜜柑老箱御意かけられ候、ご懇志の段、かたじけなき次第に御座候、何も来音の時を期し候、以上、

尊書拝見せしめ候、仍て大御所様へ御国元の蜜柑二箱御進上に成られ候、すなわち披露いたし候ところ、遠路之儀一段とこ祝着お思召され候、猶黒印相調え之を進し候、何も追て御意を得べく候、詳しくできず候、恐惶謹言

「慶長九年」十二月廿七日

本田上野介

嶋津陸奥守殿

正純 (花押)

(『旧記雑録』後編三)

これに対する家康、秀忠からの礼状がつぎである。

「家久公御譜中」 「正文在文庫」

権柑二箱遠路到来、喜悅候也

「慶長九年」 正月廿八日

薩摩少将殿

○「星印」(家康)

権柑二箱到来遠路喜覺候、猶本田佐渡守可申候、謹言、

「慶長九年」 正月廿八日

薩摩少将殿

(花押) 秀忠

(『旧記雑録』後編三)

ミカンの運搬には苦労も多かつたようで、翌九年には送ったミカンの過半が損じている。以後ミカン二箱が毎年十二月中に献上されている。十二月の献上品は最初ミカンのみであったようである。その後万治元年(一六五八)以前に「御肴一種」が加わった。この御肴は翌年「桜島蜜柑二箱干鯛一筥」とあることから鯛であるが、元禄三年(一六九〇)には炙鮠いりほえとあり、享保六年(一七二二)には「蜜柑二箱、炙鮠一箱」に変わる。

桜島ミカンの名称について考えてみよう。管見によれば史料上の初見は、慶長八年の「向島蜜柑」である。以

後蜜柑献上に対する札状には「其国之蜜柑」とか「国元之蜜柑」と記されている。「桜島蜜柑」の名の初見は万治二年（一六五八）松平信綱から島津光久への手紙である。以後元禄十三年（一七〇〇）まで表2の備考欄にみるとおり、しばしば名まえが出てくる。この史料は札状であるから「桜島蜜柑」の名は江戸にも知られていたこととなる。「向島蜜柑」の名は慶長八年の一回きりであり、その後は単に「蜜柑」でなければ「桜島蜜柑」とあり、「桜島蜜柑」の名が幕府役人に定着していたとも考えられる。「桜島蜜柑」が商品として江戸で出回っていた訳ではない。とすれば薩摩側が献上にあたって「桜島蜜柑」と称していたと考えるべきであろう。藩が桜島という名前を正式に採用したのは元禄十一年（一六九八）である。

「重豪公御譜中」 「正文在右筆所」

例年十二月中、桜島蜜柑・炙鮎献上し来り候処、先達て御届け致し候桜島燃二よって、蜜柑あい損じ献上なり

難く御座候、之によつて炙鮎一種献上つかまつりたく候、お差図なり下さるべく候、以上、

「安永八」十一月十六日 松平薩摩守

（『旧記雑録』追録六）

この伺いに対して、幕府は「炙鮎ばかり献上あるべく候」と認めている。そして三年後の天明二年には桜島蜜柑の献上を止めることを願い出て、認められている。

「重豪公御譜中」 「正文在右筆所」

例年十二月中桜島蜜柑・炙鮎献上仕来り候処、桜島燃二付蜜柑木相損じ、去る亥年以來、伺いの上年々炙鮎一種献上つかまつり候、然るところ諸所え少々あて煙出で、燃いまだ相止まず、追々蜜柑木過分損亡に及びたまたま相残り候木も夷り申さず、ゆくゆく献上之儀至て心もとなく御座候、国産の内、外二引替り申すべき品も之なく候、ついては、以来炙鮎一種献上つかまつりたく御座候、何分も御指図なり下さるべく候、以上、

「天明二年」十月廿一日

松平薩摩守

（『旧記雑録』追録六）

「蜜柑出来る迄は、炙鮎一種献上あるべく候」と許されてゐる。慶長八年に始まり安永七年まで百八十五年間の桜島蜜柑献上の歴史は終わつた。当時薩藩は財政が逼迫しつゝあつた。重豪が儉約政策を徹底していた時期である。しかも、桜島噴火のほかにも、江戸藩邸の相次ぐ火災、天明期の数度に及ぶ風水害などが重なつた。やがて天保の改革に成功し、桜島ミカンが収穫できるようになつてもミカンの献上は復活しなかつた。

表2 蜜柑献上（史料で確認できた分である）

年代	蜜柑献上の有無	備考
慶長 八年	○	「向島蜜柑」とあり
〇 九	○	※
一 〇	○	※
一 一		
一 二		
一 三	○	※
一 四	○	※
一 五		
一 六	○	※
一 七	○	※
一 八		
一 九		
元 和		

寛永	元和
一 〇	
一 一	
一 二	
一 三	
一 四	
一 五	
一 六	
一 七	
一 八	
一 九	
二 〇	
二 一	
二 二	
二 三	
二 四	
二 五	
二 六	
二 七	
二 八	
二 九	
三 〇	
三 一	
三 二	
三 三	
三 四	
三 五	
三 六	
三 七	
三 八	
三 九	
四 〇	
四 一	
四 二	
四 三	
四 四	
四 五	
四 六	
四 七	
四 八	
四 九	
五 〇	
五 一	
五 二	
五 三	
五 四	
五 五	
五 六	
五 七	
五 八	
五 九	
六 〇	
六 一	
六 二	
六 三	
六 四	
六 五	
六 六	
六 七	
六 八	
六 九	
七 〇	
七 一	
七 二	
七 三	
七 四	
七 五	
七 六	
七 七	
七 八	
七 九	
八 〇	
八 一	
八 二	
八 三	
八 四	
八 五	
八 六	
八 七	
八 八	
八 九	
九 〇	
九 一	
九 二	
九 三	
九 四	
九 五	
九 六	
九 七	
九 八	
九 九	
一 〇 〇	
一 〇 一	
一 〇 二	
一 〇 三	
一 〇 四	
一 〇 五	
一 〇 六	
一 〇 七	
一 〇 八	
一 〇 九	
一一 〇	
一一 一	
一一 二	
一一 三	
一一 四	
一一 五	
一一 六	
一一 七	
一一 八	
一一 九	
一二 〇	
一二 一	
一二 二	
一二 三	
一二 四	
一二 五	
一二 六	
一二 七	
一二 八	
一二 九	
一三 〇	
一三 一	
一三 二	
一三 三	
一三 四	
一三 五	
一三 六	
一三 七	
一三 八	
一三 九	
一四 〇	
一四 一	
一四 二	
一四 三	
一四 四	
一四 五	
一四 六	
一四 七	
一四 八	
一四 九	
一五 〇	
一五 一	
一五 二	
一五 三	
一五 四	
一五 五	
一五 六	
一五 七	
一五 八	
一五 九	
一六 〇	
一六 一	
一六 二	
一六 三	
一六 四	
一六 五	
一六 六	
一六 七	
一六 八	
一六 九	
一七 〇	
一七 一	
一七 二	
一七 三	
一七 四	
一七 五	
一七 六	
一七 七	
一七 八	
一七 九	
一八 〇	
一八 一	
一八 二	
一八 三	
一八 四	
一八 五	
一八 六	
一八 七	
一八 八	
一八 九	
一九 〇	
一九 一	
一九 二	
一九 三	
一九 四	
一九 五	
一九 六	
一九 七	
一九 八	
一九 九	
二〇 〇	
二〇 一	
二〇 二	
二〇 三	
二〇 四	
二〇 五	
二〇 六	
二〇 七	
二〇 八	
二〇 九	
二一 〇	
二一 一	
二一 二	
二一 三	
二一 四	
二一 五	
二一 六	
二一 七	
二一 八	
二一 九	
二二 〇	
二二 一	
二二 二	
二二 三	
二二 四	
二二 五	
二二 六	
二二 七	
二二 八	
二二 九	
二三 〇	
二三 一	
二三 二	
二三 三	
二三 四	
二三 五	
二三 六	
二三 七	
二三 八	
二三 九	
二四 〇	
二四 一	
二四 二	
二四 三	
二四 四	
二四 五	
二四 六	
二四 七	
二四 八	
二四 九	
二五 〇	
二五 一	
二五 二	
二五 三	
二五 四	
二五 五	
二五 六	
二五 七	
二五 八	
二五 九	
二六 〇	
二六 一	
二六 二	
二六 三	
二六 四	
二六 五	
二六 六	
二六 七	
二六 八	
二六 九	
二七 〇	
二七 一	
二七 二	
二七 三	
二七 四	
二七 五	
二七 六	
二七 七	
二七 八	
二七 九	
二八 〇	
二八 一	
二八 二	
二八 三	
二八 四	
二八 五	
二八 六	
二八 七	
二八 八	
二八 九	
二九 〇	
二九 一	
二九 二	
二九 三	
二九 四	
二九 五	
二九 六	
二九 七	
二九 八	
二九 九	
三〇 〇	
三〇 一	
三〇 二	
三〇 三	
三〇 四	
三〇 五	
三〇 六	
三〇 七	
三〇 八	
三〇 九	
三一 〇	
三一 一	
三一 二	
三一 三	
三一 四	
三一 五	
三一 六	
三一 七	
三一 八	
三一 九	
三二 〇	
三二 一	
三二 二	
三二 三	
三二 四	
三二 五	
三二 六	
三二 七	
三二 八	
三二 九	
三三 〇	
三三 一	
三三 二	
三三 三	
三三 四	
三三 五	
三三 六	
三三 七	
三三 八	
三三 九	
三四 〇	
三四 一	
三四 二	
三四 三	
三四 四	
三四 五	
三四 六	
三四 七	
三四 八	
三四 九	
三五 〇	
三五 一	
三五 二	
三五 三	
三五 四	
三五 五	
三五 六	
三五 七	
三五 八	
三五 九	
三六 〇	
三六 一	
三六 二	
三六 三	
三六 四	
三六 五	
三六 六	
三六 七	
三六 八	
三六 九	
三七 〇	
三七 一	
三七 二	
三七 三	
三七 四	
三七 五	
三七 六	
三七 七	
三七 八	
三七 九	
三八 〇	
三八 一	
三八 二	
三八 三	
三八 四	
三八 五	
三八 六	
三八 七	
三八 八	
三八 九	
三九 〇	
三九 一	
三九 二	
三九 三	
三九 四	
三九 五	
三九 六	
三九 七	
三九 八	
三九 九	
四〇 〇	
四〇 一	
四〇 二	
四〇 三	
四〇 四	
四〇 五	
四〇 六	
四〇 七	
四〇 八	
四〇 九	
四一 〇	
四一 一	
四一 二	
四一 三	
四一 四	
四一 五	
四一 六	
四一 七	
四一 八	
四一 九	
四二 〇	
四二 一	
四二 二	
四二 三	
四二 四	
四二 五	
四二 六	
四二 七	
四二 八	
四二 九	
四三 〇	
四三 一	
四三 二	
四三 三	
四三 四	
四三 五	
四三 六	
四三 七	
四三 八	
四三 九	
四四 〇	
四四 一	
四四 二	
四四 三	
四四 四	
四四 五	
四四 六	
四四 七	
四四 八	
四四 九	
四五 〇	
四五 一	
四五 二	
四五 三	
四五 四	
四五 五	
四五 六	
四五 七	
四五 八	
四五 九	
四六 〇	
四六 一	
四六 二	
四六 三	
四六 四	
四六 五	
四六 六	
四六 七	
四六 八	
四六 九	
四七 〇	
四七 一	
四七 二	
四七 三	
四七 四	
四七 五	
四七 六	
四七 七	
四七 八	
四七 九	
四八 〇	
四八 一	
四八 二	
四八 三	
四八 四	
四八 五	
四八 六	
四八 七	
四八 八	
四八 九	
四九 〇	
四九 一	
四九 二	
四九 三	
四九 四	
四九 五	
四九 六	
四九 七	
四九 八	
四九 九	
五〇 〇	
五〇 一	
五〇 二	
五〇 三	
五〇 四	
五〇 五	
五〇 六	
五〇 七	
五〇 八	
五〇 九	
五一 〇	
五一 一	
五一 二	
五一 三	
五一 四	
五一 五	
五一 六	
五一 七	
五一 八	
五一 九	
五二 〇	
五二 一	
五二 二	
五二 三	
五二 四	
五二 五	
五二 六	
五二 七	
五二 八	
五二 九	
五三 〇	
五三 一	
五三 二	
五三 三	
五三 四	
五三 五	
五三 六	
五三 七	
五三 八	
五三 九	
五四 〇	
五四 一	

苗木を持ち帰り、指宿・山川に植えたとする説。

③ 漂着した中国船乗組員が、桜島の小川村に櫨と製蠟法を伝えたとする説。これを佐藤信淵は正保二年、大倉永常は延宝三年としている。

以上の三説である、『鹿児島県史』は寛永十四〜十六年ごろの藩達に、櫨実は運上銀納入者に買い占めさせる、という記録のあることから②③を誤りとしている。

(一) 榎寝清雄の櫨栽培

榎寝清雄の父は、島津家十九代光久の弟で、榎寝家に入った。したがって清雄は光久の甥にあたる。榎寝家は日置郡吉利の領主であった。彼は江戸にいたるとき、旗本宮本一山から、製蠟の有利なことを聞き、旧領小根占から櫨を取り寄せて、自分の領地吉利に植えたという。ついで穎娃郷地頭となった(貞享元年)清雄は、同地に狩夫銀を免じて、用夫(十五〜六十歳の男子)一人に付き五〇〇本の櫨を植えさせた。その結果貞享四年(一六八七)同郷の御領・牧之内・郡の三カ村で一万四〇〇本、仙田・池田・十町の三カ村で一万一〇〇本の櫨を植え付けたとある。これは大いに利益をあげたので、家老肝付久兼に説いて喜入・指宿・山川・垂水・花岡・新城・牛

根の沿岸暖地に植えさせたという。製蠟所は吉利に置き、串木野から阿多までの藩買い上げの櫨実は、ここでしぼったといわれる。その後、拡張のため宝永・元禄ごろ伊作に移設した。

(二) 桜島製蠟所

同じ頃桜島白浜の衆中村山四郎兵衛は、桜島の櫨実で製蠟し、かなりの好結果を得た。藩で櫨蠟が盛んになったのは、この宝永・元禄期ということになる。この期は江戸時代の経済発展の著しかった時期でもある。やがて桜島の藤野に藩営製蠟所が設置され、村山は生蠟方並びに櫨木植方主取に任ぜられている。その後生産拡大のため製蠟所は西道村から小池村そして横山村に移されたが、火災のため横山の隣村小池の方崎に移設した。しかしなお蠟蔵屋敷は横山村に置かれた。横山村に麓があり生蠟の管理に便利であったのだろう。桜島製蠟所の筒木とその搬出は藩費でまかなわれた。検者には村山のほか藤野の藤崎松右衛門が任じられ、のち鹿児島伊集院源右衛門が命ぜられた。

(四) 櫛は嚴重な管理のもとにおかれた

元文より延享初年まで生蠟は格別高値で、利益も多かったので櫛方郡奉行を置いた。しかし寛延元年(一七四八)から価格が下落すると櫛方郡奉行を廃し、明和七年(一七七〇)ごろから価格が上がるに及び再び櫛方郡奉行をおいた。

榎寝清雄は「後年財政にゆとりができたなら、この強制植付制度は廃止すべきである」と戒めた。しかし藩は重要な商品作物である櫛をすてることはできなかった。藩に櫛漆^し検者・楮^{こうぞ}検者が、地方の郷には櫛漆見廻・楮見廻が置かれ、その補助役として百姓から下櫛見廻、下楮見廻がおかれ、嚴重な管理がなされた。櫛木は山野のほか畠の畦にも植えられた。例えば川辺郡笠沙町赤生木の、弘化三年『加世田赤生木村^{榎木取調}現地竿次帳』に、

- 鳥越平 片平屋敷
- 一下々畠^{九間} 壹反壹畦^{三歩} 榎木五本 重右衛門
- 同所^{ついで} 一山畠^{四十一間} 壹式畦^{九歩} 榎木六本 同人
- 小迫 一上畠^{十七間} 壹反八畦^{四歩} 榎木四本 市右衛門

中嶋 一重
一上畠^{九間} 九畦^{拾八歩} 榎木四本 片平屋敷
窪屋敷

(中略)

右者此節請持御郡奉行吉村九介殿、現地竿次并榎木御見分ニ付、本先取調、銘々幞面相記置候ニ付、子孫ニ至リ不実有之間敷者也

とあり、畠に植え付けた櫛木の数と、その管理・納税責任者とを克明に記帳している。櫛木に異常があれば報告しなければならぬのである。穎娃町仙田の例であるが例示しよう。

榎場 榎一本 仙田村川尻櫛屋
右土ぎわ四尺程、枝三ツ四寸廻より五寸廻り程火氣相掛

右は、今和泉村通の上、菜種子作り^{つかまつ}仕り置、右路^{マア}へ唐芋作り候儀に付ては、菜種子ガラ等すべて運び取り申さず候二つき、畠地のうち榎下に片付け置き申し候処に、当五日晚にても御座候や、焼失し、右の通火氣相掛り驚

き入り、今更不調法の段伺い上げ奉るべきなどとの旨、私へ相付き申し出たる趣承り届け申候、何分御沙汰次第仰せ渡され下されたく存じ奉り候、以上、

(寛政九年)

庄屋

巳五月十一日

西牟田八郎太

穎娃郷土奇中

(『穎娃町誌』)

畠の耕作者勘太郎は櫛をこがしたことを庄屋に報告し、庄屋は郷土年寄に勘太郎の処置について伺い出ているのである。

櫛実の収穫の検査も嚴重であった。「木の枝に一粒でも実が残っているのを見つけるとイチヤモンをつける。うるさいから村人はワイロでお引取り願った。ワイロの相場は一貫して粟三升プラス鶏一羽だった」

(南日本新聞「新桜島風土記」昭和三十七年)

(五) 櫛は農業経営に重大な支障であった

高山郷土伊東嘉太郎は言う「櫛実収穫は九月から十一月までの間毎日程、それも十日も二十日も続く、ちょうどその頃は諸作物の収穫の最中なので大変迷惑である。

田は一日の取り入れの遅れで鳥の害にあい、一晚のうちで一反も二反も踏み荒らされて税を納められなくなる者も多数いる。唐芋は取り入れの時になり、一日のさかいで雪雨にあえば、百俵も二百俵も残らず腐って、作人は年間の食料を失う。粟は実が熟れた後、大霜が降り続き西風が強いと、一夜の内に大半が落ちてしまう。蕎麦は初霜にあつて三日以内に刈らないと蕎麦柄が腐って手隙が三倍いるうえ、落ちてしまう。だから農繁期の日は、来年の飢えかどうかにかかっている、いたつて大切なものである。だからいくら高い賃銭を出しても雇い入れることはできない。大山野櫛実収穫に毎日めし使われ、やつとひまができたら、自分の櫛実を収穫せねばならずその一方では上納の期限が差し迫るので、またまた実熟した諸作物もみすみす落ち、一年間の食物を損ずるので、今のままであれば、いざれ近いうちに百姓はつぶれ、国中の三分の一は荒地になってしまうだろう。」

(『日本農業発達史』別巻上原口虎雄執筆部分) この文は櫛がいかに農作業の障害になっているか、よく言い表わしている。この櫛が桜島では他地域以上により広く、より多く植えられていたのである。彼等の櫛による苦しみは他郷よりもひどかったと考えて間違いでなかるう。

(六) 桜島の榎年貢

旧藩時代の経済の基盤は農業である。農業を犠牲にしてまで榎にこだわるのは、藩にとつて有利な商品作物だったからである。『鹿児島県史』に「宝永六年（一七〇九）正月の郡奉行汾陽盛常の目安によれば、当時桜島の製蟬による徳銀凡そ四、五百貫の由とあり、また当時は畠石榎代納を行つていたと見られる。即ち、汾陽盛常は海辺諸所に榎樹を植栽せしめ、榎方一篇の検者を置き、役所の榎見廻を定め、少々の扶持を給して差引せしめ、桜島同様に畠石榎代納とすれば、将来榎樹際限なく植栽せられ、収益甚大ならんと説いている。」事実榎の植栽は多くなつてゐる。享保検地（一七二二〜二六）に関する記録「大御支配次第帳」では藩内二万八千六五九本の榎木は天保ごろ（一八三〇〜四三）高山一郷で一万一千二二〇本と増えている。

桜島の畠石榎代納とは、畠の年貢を榎実で納める制度である。通常畠は高一石につき粟七斗の上納である。そのほか、役米・代米・賦米の三役米といわれる付加税がつくのは田も同様である。この税を榎実で上納させるのである。『農政心得』の「桜島榎年貢」の項に、桜島御蔵入畠高老石に付榎実五俵三合七勺八才の納とある。そ

の内訳について榎実五俵は畠高老石（粟七斗の上納）の分、榎実三合七勺八才は賦米・代米の相当分。その他に粟四升を上納するのは役米相当分とある。榎一俵は風袋込みで四二斤、正味三四斤と決められていた。なお一合とは一俵の十分の一である。上納して余つた榎は、藩が一俵につき銀二匁で買い上げた。買い上げ価格は、一俵当たり銀二匁五分内外と藩は標準価格を決めていた。こうして榎実はずべて藩の手に入ることになる。すなわち製蟬は専売品であり、その買い上げに一般商人が当たつたとしても、彼らは単なる藩の代理人に過ぎなかつた。郷土は持高一石につき九升二合（出米八升一合と賦米一升一合）を藩に納める規定であつた。桜島郷土は持高一石当たり、九升二合の代りに榎一俵四合九勺六才を納めた。これらの榎は桜島製蟬所で製品にした。榎一俵から採れる蟬は約五斤であつた。

これら榎は桜島のほか頼娃・小根占・牛根など沿海地域から、後には各地に植えられた。畠石榎代納は結局桜島のみであつたようである。桜島以外の地域の榎は買い上げられた。初め榎実一俵につき米七升二合で買い上げた。享保検地で、榎を多く植えてある畠は、生産力（高）を低く見積り百姓の負担を少なくするか否かを伺

い出たが、低く見積る必要はなしということで、櫛の買上げ代米が七升二合に決められた。ところがその後代米が引き下げられ、百姓は苦しんだという。櫛一俵につき代米は四升となったが、明和ごろには五升になったという。『要用弁覧』では穎娃郷十町村・山田村、山川郷大山村、岡児ヶ水では真米四升七合五勺、牛根郷では真米五升、小根占郷辺田村では真米五升二合五勺、その他では真米四升とある。

(七) 生蠟

先きのべたとおり、宝永六年桜島蠟の徳銀は四、五百貫とある。享保十一年ごろ桜島蠟は量にして一六三、四五六斤、その代価は銀一、〇八六貫九八五匁、経費九〇貫一二二匁、差益九九六貫八六三匁を得た。その後元文〳延享の約十年間は高値、寛延〳明和六年までの約二十年間の安値の後、価格はもちなおしたという。明和の頃桜島藤野の平右衛門の発見した櫛木は成績が好く平右衛門櫛と呼ばれたという。安永八年(一七七九)桜島の噴火による、櫛木枯は一二万九千五〇〇本にのぼり、桜島の櫛は大打撃を受けたが、その後再興が鋭意はかられたものと思う。

表1 天保改革前後の生蠟価格の比較

改 革 前			改 革 後		
年 代	仕 登 高	価 格 (1斤当たり)	年 代	仕 登 高	価 格 (1斤当たり)
文政2	575,321斤	匁9.分6.厘5.毛 5452	天保1	166,621斤	匁6.分3.厘0.毛 62
3	469,543	7. 1. 8. 325	2	279,691	1. 6. 3. 5. 12
4	215,139	—	3	170,550	1. 7. 4. 6. 96
5	372,413	1. 1. 0. 6. 558	4	374,442	—
6	87,358	1. 3. 3. 0. 621	5	221,454	1. 1. 7. 1. 753
7	386,092	9. 2. 2. 619	6	330,537	1. 9. 2. 3. 314
8	238,520	7. 9. 1. 6811	7	363,563	1. 7. 6. 6. 96
9	267,401	8. 9. 0. 829	他二 野田蠟	10,482	1. 9. 7. 1. 43
10	261,798	1. 0. 8. 2. 375	8	155,171	1. 8. 8. 1. 142
11	244,017	1. 1. 4. 2. 106	他二 血屋蠟	25,907	1. 9. 6. 8. 329
12	241,074	1. 4. 8. 2.	野田蠟	10,600	1. 9. 3. 9. 358
			9	134,546	2. 3. 2. 5. 408
			10	117,414	3. 5. 7. 4.
			他二 血屋蠟	11,600	4. 5. 2. 9.
			11	238,486	3. 3. 8. 4. 52
			他三 血屋蠟	25,758	3. 5. 0. 1. 59
年平均	305,334	1.匁1.分7.厘0.毛		239,711	2. 1. 3. 9.

「鹿児島県史」第二巻より

表2 生産地別仕向先別生蠟（嘉永1年頃）

製蠟所	大坂仕登	江戸積	京都	琉球産物 方晒蠟用	御春屋 造用	計
山川	87,173 ^斤	斤	斤	15,000 ^斤	斤	102,173 ^斤
田布施	88,018					88,018
桜島	73,862	8,550	1,000			83,412
谷山	27,838	8,600			14,500	50,938
隈之城	50,627					50,627
高山	17,560					17,560
大根占	35,182			10,000		45,182
出水	23,957					23,957
桐野方	63,600					63,600
計	467,817	17,150	1,000	25,000	14,500	525,467

「鹿児島県史」第二巻より
期間は不詳

表3 桜島並びに諸所生蠟の利益計算書（御物方）

生蠟生産量	592,266 ^斤				
仕向先	大坂仕登	239,758			
	御春屋用	53,357.5			
	御前御用	500			
	唐物方統	80,888			
	申請払	217,299.5			
	(小計)	(591,803)			
残り	463				
代銀(諸上納銀込)	543.貫	493.匁	5.分	6.厘	9.毛
諸経費	530.	057.	6.	5.	9.
利益	13.	439.	9.	1.	0.

「薩藩政要録」六
文政8年8月～9年7月まで

て自らも質問して、桐野所にて白蠟を製し、又蠟師を雇い下し、桜島・垂水辺の蠟にて拵え、それより年々品位も一よくなり、同時に価格も高くなった。調所は改革前後の価格を比較している(表1)。

表3は、「桜島並びに諸所生蠟の利益計算書」であ

生蠟は、調所の天保の改革以前の品質が悪く価格も低かった。調所は「国産蠟の品位、他より劣りたる故、白蠟を製することを桐野孫太郎に命じて、京・大阪・又は長崎辺りに

る。この表題からして、桜島は噴火後製蠟の中心地として復興したと考えられる。諸所とは、表2からみて山川・田布施・谷山・隈之城・高山・大根占・出水・桐野方に藩の製蠟所があったから藩の直轄領の櫛栽培の中心はこの地方だったことになる。なお吉利製蠟所などは榑寝氏の私領であったので、ここには計上されていない。表3は生蠟の利益計算書である。

七、安永の噴火

安永八年（一七七九）十月一日午後二時ごろ、桜島は大爆発した。爆発の前兆は前々日からあった。前日九月二十九日は月読神社の大祭で、諸所から来客が多かったというから、多くの人々にとつては突然の爆発であった。したがって人々はパニック状態となって逃げまどった。その状況については、第三編七章に詳しい。ここでは噴火による被害と、その後の復興への努力を中心に述べる。

噴火口は高免と古里の上の二カ所、死者を出したのは黒神・瀬戸・脇・有・古里の各村で、なかんずく有村・脇村・瀬戸村が多かった。噴火口に近い高免村では死者はなかった。その数は史料により異なるが、藩の発表し

たのは一五三人である。旧南林寺境内の「桜島燃亡霊等」碑には一四八人の名前が記されている。その内訳は古里村六人・有村五七人・脇村三四人・瀬戸村四六人・黒神村五人である。それに鹿児島島の死亡者五人を加えると、藩の発表（幕府への報告）した死者数一五三人に合う。噴火六年後の天明五年、古里村に建てられた墓碑に、古里村の死者・行方不明者は二〇人と記されている。藩の発表した古里村の死者六人より一六人も多い。噴火による公式発表の死者数一五三人は実際よりかなり少な目であると考えるべきである。垂水の伊知地季虔



旧南林寺境内の「桜島燃亡霊等」碑

は『桜島燃記』に死亡者は三〇〇人と推計しているが、こちらがより実態に近いと言うべきであろう。

被害の大きさは、噴火口の近さと風向きが大きく関係している。残された史料による降灰量の大きさからみて西風が多かったと思われる(図1参照)。高免・瀬戸・脇村・有村・古里は火山弾で家が燃上した。瀬戸・有村・脇村の降灰は一丈三尺(約四尺)に達した。瀬戸村は噴火口からやや離れていたので、黒神・脇村・有村・古里村の人々のうち幾分かはここに逃れて来て、ここから対岸の大隅半島に渡船しようとした。もちろん船を持った者は自分の村から対岸の大隅に避難したであろう。人々は船に殺到した。そのため沈没し溺死した者もある。それでも早目に乗船できた者は幸いであった。遅れた者は軽石に阻まれ、漕ぐこともできず、軽石と共に薩摩半島の谷山・喜入・山川あたりに漂着した者もある。瀬戸で一七、八人乗り込んだ丸木船が大隅半島の根占に漂着したが船中一人もいなかったものもある。軽石の厚さは三・四尺(九〇〜一二〇センチ)とも六尺(一八〇センチ)ともいわれている。この上を歩いて垂水に避難した者もあるという。こうして、高免から古里まで六カ村の東桜島の人々は命からがら身一つの避難であった。

白浜から湯之まで風上にあたる西側の人々は、場所によつてはややゆとりを持って避難できた。小池村の横山源太夫蔵『燃之記』に「五社(月詠神社)大明神へ参り居候処、双方一度に燃え出候ゆえ、直に走帰り候処、親次右衛門五拾歳計にて、差当りの諸道具集め一磯へ避難している。身回りの品を持って避難する余裕をみせている。

藩も直ちに救助船を出したが、山本正誼『桜島燃上記』に「火作の日、公命じて速に舟船数百隻ヲ出し」島民を救うとあることからわかる。『桜島燃上記』は重豪の命で、山本が安永八年十月に書いたものであるが、藩の行動を美化している。⊕旗を立てた足軽二人乗りの救助船が数十隻でピストン輸送に当たったというのが事実のようである。船が着くと町役・町人が彼等の世話をした。海岸には町奉行・御譜請奉行・船奉行・御目付・横目・火消方・町方火消方・足軽多数が出て警戒に当たったという。また私領垂水島津家の家老伊集院兼東と組頭高野昌武は、郡奉行や浦役などを引きつれて海潟まで行き救助船を出した。しかし軽石に行く手を阻まれ救助活動は困難をきわめた。それでも爆発五日目には瀬戸村に集まった数百人全部を救助したという(『桜島燃記』)。海潟の「桜島焼亡塔」には垂水島津家は一五〇

○人を救うとある。あるいはこの中には垂水領内小浜辺りの人が加わっているのかも知れない。

桜島の人々の避難先は、高免・黒神・瀬戸・脇・有・古里六カ村の人々は谷山・喜入・今和泉・垂水・牛根・福山・国分・鹿児島各地である（『鹿児島県史』巻二）。高免の者は半分は国分・福山・加治木・帖佐へ、半分は鹿児島へ避難した。また黒神は垂水・福山・敷根・国分・加治木へ、瀬戸は垂水へ、古里は半分喜入・半分鹿児島へ、有村は垂水へ、白浜は重富へ、二俣から湯之の人々は鹿児島へ避難した。（藤崎万十『燃之記』、松本氏蔵『桜島噴火記録』、『横山氏日誌』、『日州松山、燃二付大目附座披露』による。）鹿児島への避難民は、上町下町を中心に收容された。各郷でも避難民に賄まかりがあり、これに対して藩は米を支給した。垂水に收容された人々は十月八日から十二日の間に鹿児島の砂糖蔵に移され、藩から食料・薪の支給を受けた。その後噴火がおさまるにつれて、桜島の前の平、すなわち白浜から湯之の十一カ村の人々は、早い者で十月七・八日ごろ、噴火口に近い白浜・湯之の者も十月中旬には、それぞれの家に帰った。しかし、高免から古里まで六カ村は被害がひどく、帰村できる状態にはなかった。そこで砂糖蔵内に木

屋掛けし、出米の明蔵あきくらに收容し、瀬戸村の人には上築地に木屋掛けをした。彼らに対して、食料・燃料・寝具まで支給したとはいふものの、苦しく不便な生活だったに違いない。避難民の数は二、三三四人、内訳は衆中四三人（内上男一九六人、下男四四人、上女一五五人、下女八八人）社人三九人（内男二一人、下人一人、女二一人、下女一人）、百姓一、八六〇人とある。（『鹿児島県史』）

この非常用の施設も爆発四十三日後の十一月十三日には閉鎖された。六カ村二千余人の人々は、噴火で荒廢した桜島に戻れないため、生活の場を求めて、どこかに出て行かざるを得なくなつた。土は中宿なかじやくとして、百姓は移うつり、百姓や下男・下女として雇い先を探した。つぎの史料は、彼らに対する藩の対応の一つである。

一、桜島燃二付、本村もとむらへ立帰り居住することの難しい百姓達を年季抱もちまたは永代召抱もちることについて、鹿児島城下士はもちろんのこと、いままで認めていなかった外城郷士にも認める。もつとも、人家来・百姓・町浜・寺前者までも召使いたければ日雇いの形でこれを認める。かつ諸外城へ賃取り稼かせぎに行きた

ければ望みの通り認める。

安永八年亥十一月

(『藩法集』 8 「鹿児島藩上」)

百姓は門に定住し、他所の土地への移動は禁止されていた。例外的に鹿児島城下士は、郡奉行の証文で、年季に限って(年季抱者) または永代にわたって召抱えることが認められていた。藩は安永噴火罹災民救済対策として城下士のみならず郷士にもそれを認めた。従って今や桜島の百姓は、城下のみならず、どこの郷へでも出ていくことを認められたのである。藩は罹災民救済のためには門に百姓を縛り付けるといふ封建的な原則を、自ら破るがごとき措置を取らざるを得なかつたのである。桜島からの居住に関する史料をあげよう。

覚

一、男女百四十八人

内、男八十二人 女六十六人

右は、此の節桜島移者共の内、十町へ二十家、木屋掛ができるまでの間町家に預け候ところ、町家に居るうちの朝夕の賄について、右の四人で引き受けたいと申し

出があつた。この事を神妙に思召され、願の通り賄方を認めた。この旨、町奉行・物奉行・郡方に申し渡し候、

十月廿一日

聚

北郷彦右衛門

北郷太郎兵衛

(『大日本地震史料』 抜粋)

鹿児島から新しい生活の場への移動の途中、小屋が完成するまでの暫くの間、十町の町人たちに預けられたときの記録である。十町がどの地方か特定できないが、人口の少ない、都城から大隅地方にかけてのある地方である。次の史料から、この地方への移動は三十家内であるので、右の史料の二十家内は三十家内の誤記であろう。移者には当座の食料と農具・小屋が支給される藩の規定があつた。桜島からの移者もほぼその規定に準じている。つぎは三十家内に対する支給物の内訳である。

一鍋 六拾

内五ツ 三升焚

但七人ヨリ十一人家内まで

式拾五 二升焚

三拾 壺升五合焚

但三人ヨリ六人家内迄

- 一 丹荷たんご 六拾 大小
- 一 竹柄杓たけびし 三拾
- 一 飯具 三拾
- 一 具杓ぐし子 三拾
- 一 花碗はなわん 百四拾四人前 但古赤碗にても
- 一 包丁 三拾

一なた 貳拾貳丁 外に八丁持合申候者これあり、あい余り申し候、本文の右八行の品数、早々買入又は作り調ととのえくたさるべく候、右三十家内入用分

（『大日本地震史料』抜粋）

右の諸道具の他に、飯料として一日一人に付き赤米五合の賦ついでにして、六カ月分九斗が用夫けんぶつの男おとこに対して、用夫いづでない男子（六十一歳以上、十四歳以下）と女子に半分の四斗五升の赤米が支給された。薪が支給されたのは酷寒の時期の移住という特殊事情のせいであろう。彼らの移住した十一月下旬といえは、新暦の一月に当たる。一年中で最も寒い時期の移住であり、何一つ持たず、茶碗一つから支給される生活である。おまけに彼らに与えられる小屋とは名ばかりの、茅の壁である。北風吹きすさぶ中、衣類とて十分でなく、まして寝具さえ持たぬ彼らに、せ

めて与えられたのが薪二束であった。衣・食・住のひとつとっても満足なものはない。彼らに与えられたのは荒地か未開の土地であり、そこを開拓して生きていかなばならないのである。その生活がいかに苦難に満ちたものだったのか、飽食の我々の想像を超えるものであつたろう。

生活が苦しければ苦しいほど、生まれ育つた桜島への追慕の念は大きくなるであろう。同じ苦勞をするのであれば桜島でということであろうか、噴火のあと草木がしげり作物ができるとなると故郷へ帰つて来る人が出てくる。横山源太夫『燃之記』に「黒神村の者共、方々に移る。……石燃へ砂どろふひ、漸く草木しげり作物出来候ゆえ故郷へさし」帰つたとある。しかしこれが噴火後何年目のことか不明である。古里村の者も他郷へ移住したが、隣り村「湯之に親類のあつた者は、湯之に二、三年住んだ後古里へ」帰つた。ここには温泉が湧いていたからである。瀬戸村の者も各地に移住した、しかし「蔵之亟一族の者ばかりは瀬戸にまかり居り候ところ、」……他の人々も大方帰村しているが、これも時期が不明である。

もちろん六カ村すべての人が桜島に帰つたのではない

表4 安永噴火による被害調
(安永8~天明1年)

永 損	12,698石	堂 社	11宇
当 損	46,338石	寺	2軒
米 雜 穀	85,286石	汐揚屋敷	690所
死 人	168人	汐揚家	1,470軒
死 馬	1,861頭	土手道	19,729間
死 牛	135頭	石 垣	2,427間
枯 蜜 柑	21,500本	川 筋	2,295間
枯 櫨 木	129,500本	橋	2
潰 家	500軒		

『旧記雑録』追録六

むしろ帰村者が少数派だったのでなからうか。宮崎県北諸郡山田町谷頭に「島うつりの碑」がある。安永噴火で都城領への移住民三十三戸の記念碑である。小林市大王にも安永噴火移住民の子孫がいる。しかし今、島移りの子孫については、ほと

よる被害は海岸沿いの屋敷六九〇所の浸水、一四七〇軒(内全壊一九一、半壊二二七九)の全半壊に及んだ。

桜島郷以外で損害のひどかったのは牛根郷で、特に牛根麓の降灰は七尺とも八尺(二一〇〜二四〇モ)ともいわれている。そのため牛根郷は外城として成りたつまいと考えられた。牛根郷の人々もまた移住に活路を開こうとした。安永九年(一七八〇)牛根郷土四十二戸百姓八十九戸を福山牧のうち下原方限(合戦野)に移し、同年砂走り地区にも牛根郷の人々を入植開拓せしめた。下原方限は降灰で草が埋れ、そのため馬草用のわらを国分から買い入れ牧に運んだ。ところが飢えた馬はワラに殺到し、八百頭余の馬が死んだという。藩は牧として機能を失った土地に牛根の人々を入植させたのである。また天明元年(一七八一)他郷より郷士六戸・百姓八十七戸を移した。(福地の山神岡石碑には牛根都城士三十戸農八十戸を移すとある)。この年(翌二年ともいう)二村に分け福地村は牛根郷支配、福沢村は福山郷の支配下においた。この地は厚いボラ層と厚い火山灰に覆われた土地であり、この地の開墾には多大の労働を要する。そこにカラ芋・ソバ・粟・野稻を栽培し、やっと生命を維持していった。「合戦野はカライモが米よ、欠けた茶碗が良

んど明確になっていない。

安永八年十二月から天明元年九月にかけての藩による幕府への被害報告は表4のとおりである。永損高は島内はもろろん牛根郷・垂水郷一帯が中心であるが、その他安永九年と翌天明元年の海底火山爆發で津波が起こり国分の小村・浜の市・福山・牛根の浮津の被害が大きかったのも、この地方にも永損地があったろう。津波に

はこれを拒否した。このためイギリスは艦隊を派遣して薩藩と直接交渉しようとした。六月二十二日千三百余人の乗組んだ英艦七隻は横浜を出港した。

生麦事件の報が鹿児島に届くと、藩は直ちにイギリスの来航に備えた。文久二年十月十二日太守茂久は、装備の充実、戦闘体制に関する達示をした。十一月当時の攘夷の風潮により西洋式軍制を廃し、慶長以前の旧制に復そうとした（これは後に失敗であることが判明した）。

文久三年二月、夷船の侵入のとき烽火を立てるべきことと（烽火台は山川・指宿・今和泉・喜入・谷山・垂水・新城）、諸士が戦闘体制につくことを達した。同時に諸士の集合場所・配備場所を達した。そのうち弁天波止砲台には城下一、二番組、大門口砲台三番組、砂揚場（天保山）砲台四番組、新波止砲台五番組、祇園州砲台六番組、桜島の横山袴腰・赤水・烏島の三砲台には桜島士のほか、横山袴腰赤水に国分郷と嘯吹郡郷の兵が配備された。瀬戸村に砲台はなかったが、ここには蒲生・帖佐の兵の配備が定められた。沖小島砲台は青山愚痴とその門下生で固められることになった。

桜島にはすでに斉興の嘉永三年（一八五〇）横山・赤水・沖小島に砲台が築かれ、翌年赤水に火薬庫が建てら

れた。烏島砲台の築造もこのころであったろう。桜島砲台は鹿児島防衛上きわめて重要であった。安政五年（一八五八）五月斉彬の諮問に、オランダ人ハントウェーンは鹿児島防衛のため神瀬・赤水・天保山の三カ所に砲台を築き、天保山と神瀬の間を埋め船舶の航行を阻止すること、赤水の砦はきわめて堅固なものでなくてはならないと答えている。斉彬はこの構想の具体化に努めたが、急逝したため果たせなかった。

三月から六月にかけて軍事訓練がしきりに繰り返された。特に六月十九日には模擬戦まで実施されている。文久三年の各砲台の装備は次のとおりである。

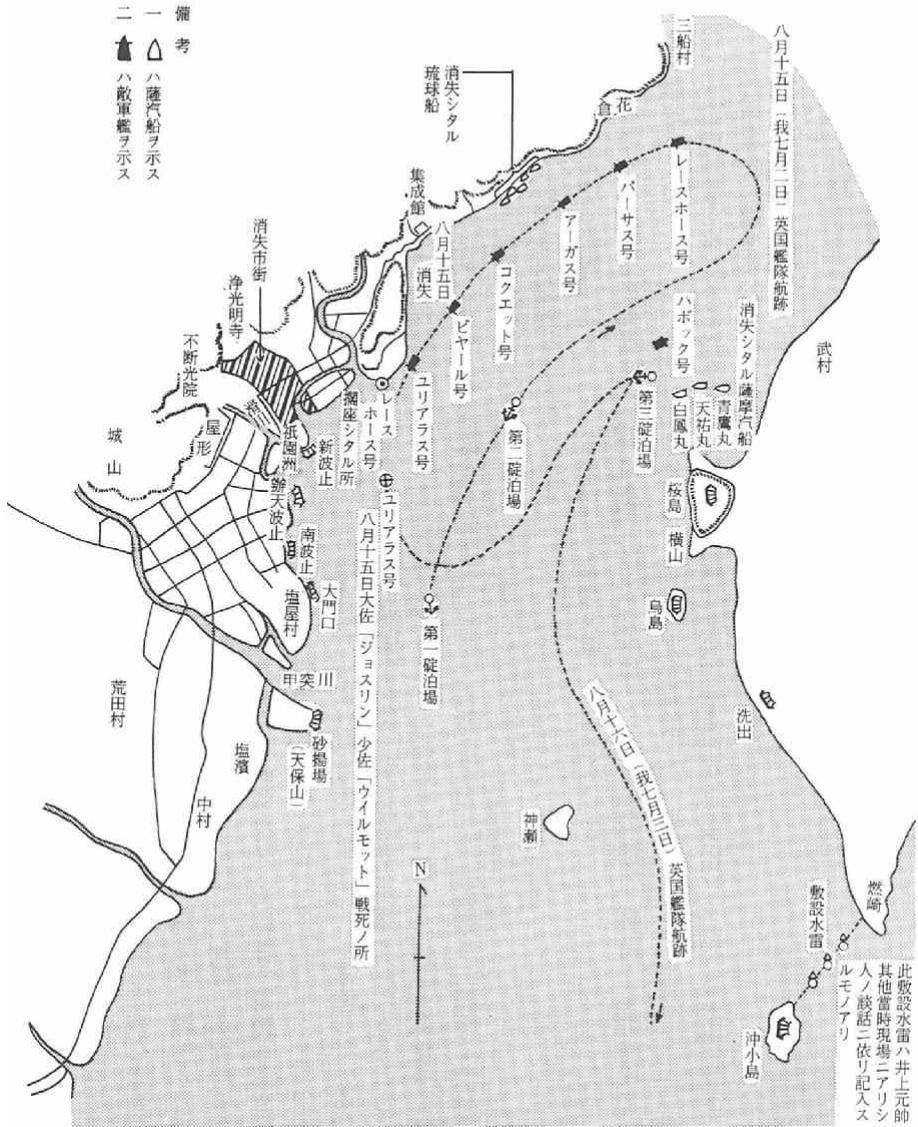
砂揚場砲台	一一門	大門口砲台	八門
屋久波止砲台	五門	弁天波止砲台	一三門
新波止砲台	一七門	祇園洲砲台	一〇門
桜島袴腰砲台	四門	桜島赤水砲台	六門
桜島烏島砲台	三門	沖小島砲台	一五門

一門につき九十発の砲弾が準備された。この他水軍隊七艘（十八斤砲一門を備える）があった。（『鹿児島県史料』忠義公史料第二巻）

六月二十七日英艦が鹿児島湾に姿を見せると、かねての手はずどおり烽火が上がり、早馬が出され、同時に砲台

薩英戦闘経過要図

(文久三年七月二日及び三日)



『鹿児島のおいたち』より

その他城下諸隊は持ち場を固めた。英艦は谷山七ヶ島沖に停泊した。翌二十八日英艦は前之浜に進出、藩と交渉した。この間、西瓜売りに変装した決死隊八組が七隻の英艦に接近したが失敗した。この日英艦は停泊場を桜島の小池横山沖に移した。桜島郷士（二十歳〜五十歳の五九一人）が戦闘配備についたのはもちろんである。桜島には二十九日までに国分郷と噲^{その}噲^く郡郷の一陣の兵が横山・赤水へ、蒲生郷・帖佐郷から各一組（八〇人）が瀬戸村に配備された。瀬戸村に砲台はなかったが、大隅半島との海峡で軍事的要地であった。二十九日貝を吹き立て戦闘体制に入ると瀬戸村の人々は騒ぎたて、大混乱しながら避難したと記録されているから、小池・赤水辺りも同様であったろう。七月一日交渉は決裂し、開戦が決定になった。七月二日嵐の中で戦闘が始まった。各砲台と英艦の間に激闘がなされた。翌三日英艦は戦死者の水葬を行い、船の修理をなそうとしたが、袴腰城山の頂きに大勢の人を見て砲台の建設を察し停泊地を谷山沖に移した。城山の頂上に赤水の大砲を移動しようとした大山格之助（綱良）の企ては失敗に終わった。英艦は谷山沖への移動の途中沖小島砲台の攻撃を受けたが鉛弾のため損害はなかった。この攻撃のため英艦が進路を変更した。

そのため沖小島・燃崎間の水雷は役立たなかった。英艦は谷山沖に停泊し、四日南下し外洋に出て行った。

藩は英の再襲に備えて、砲台の増・修築を突貫工事で行った。七月十日戦闘体制は解除され、諸郷から鹿児島に出てきた兵も帰省を許された。しかし八力郷の兵は七月中鹿児島警備を命ぜられ、海岸線の警備も引き続き行われた。瀬戸村の蒲生隊は七月十四日に半手の四〇人が、十八日には残りの半手四〇人が帰陣している。

薩英戦争の後、藩は英国の再襲に備えるとともに、攘夷の不可能なおもい知らされ、和平交渉を開始した。そして急激にイギリスに接近し、開国に藩論を訂正していくのである。

参考文献

本文中に示したもののほか、鎌倉〜室町時代については「鹿児島県史」第一巻、「鹿児島市史」Ⅰ、「中世の荘園と社会」水上一久・（吉川弘文館）を参考とした。